第1部 初動期の活動

第1章 初動期の活動に関する計画

	項目	初動	応急	復旧	担当
第1節	組織計画	•	•		全課等 (全部班)
第2節	動員計画	•	•		全課等 (全部班)
第3節達計画	津波警報・注意報等の伝	•	•		総務課 (総務部)、消防本部
第4節	被害情報等の収集計画	•			総務課(総務部)、 関係各課(関係各部班)等
第5節	災害通信計画	•	•		総務課 (総務部)、消防本部
第6節	災害広報計画	•	•	•	総務課(総務部)、企画課(総務 部)、消防本部

第1節 組織計画

担当 全課等(全部班)

1. 計画方針

大規模な地震や津波が発生した場合において、住民の安全確保、被災者の救護、二次災害の防止など、災害応急対策を適切かつ強力に実施するため、本計画に定めるところにより、「串本町災害対策本部」を設置し、防災関係機関との緊密な連絡協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

その防災に関する組織、体制及び職員の動員の方法等についてあらかじめ整理し、防災活動の推進を図る。

2. 計画内容

本町は、大規模な地震や津波が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、「災害対策本部」等を設置し職員の動員配備を行い、災害応急対策活動を行う体制を確立する。

特に、休日や夜間等勤務時間外に配備の基準となる震度の地震が発生したときや津波警報・注意報等が発表されたときは、職員は自主的にあらかじめ指定された場所に参集し、災害対策のための体制をとる。

なお、大規模広域災害が発生し、本町外における応援活動を含む災害応急対策を行うため、特に必要があると認められるときは、本町は災害対策支援本部(仮称)を設置し、職

員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

■地震・津波対策時における職員の配備体制

体制	配備基準	配備人員
	①地震が発生し、本町内で震度 3 を記	
建 帮 [D 在 大] [録 したとき。	総務課
情報収集体制	②その他の状況により総務課長が必要	防災防犯グループ員(全)
	と認めたとき。	
	①和歌山県に津波注意報〔ツナミチュウイ〕が	各課等の長
	発表 されたとき。	総務課
地震・津波対策	②南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が	防災防犯グループ員 (全)
配備体制第1号	発表 されたとき。	上記を除く総務課職員(班)
	③その他の状況により総務課長が必要	産業課職員 (班)
	と認めたとき。	建設課職員 (班)
	①地震が発生し、本町内で震度 4 を記	副町長、教育長
地震・津波対策	録 したとき。	各課等の長
配備体制第2号	②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震	総務課職員(全)
(災害対策連絡室)	注意)が発表 されたとき。	産業課職員(全)
(火百刈水连加主)	③その他の状況により副町長が必要と	建設課職員(全)
	認めたとき。	各課等の職員 (班)
	①和歌山県に津波警報〔ツナミ、オオツナミ〕が	
	発表 されたとき。	
地震・津波対策	②地震が発生し、本町内で震度 5 弱以	町長
配備体制第3号	上を記録 したとき。	副町長、教育長
(災害対策本部)	③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震	各課等の長
(火百八水平即)	警戒)が発表 されたとき。	全職員
	④その他の状況により町長が必要と認	
	めたとき。	

- ※総務課長は、状況判断により必要に応じて各体制の人員を適宜増減することができる。
- ※各課等の長は、事態の推移により高次の体制に速やかに移行できるよう、職員等間の連絡体制を整備する。
- ※各体制の人員については、速やかに総務課長に報告する。
- ※東海地震に関連する情報による配備体制は、「第 3 部 東海地震に関連する調査情報等 に伴う対応」において定める。
- ※配備職員欄について、(班) は課員の内必要人員を、(全) は課員全員を意味する。

■地震・津波対策時における配備体制の人員

職名及び課等の名称	情報収集体制	地震・津波対策時 配備体制第1号	地震・津波対策時 配備体制第2号 (災害対策連絡室)	地震・津波対策時 配備体制第3号 (災害対策本部)					
町 長				0					
副町長			0	0					
教育長			0	0					
各課等の長		0	0						
総務課		〇 (必要人員)	0						
防災防犯 グループ	0	0	0						
企画課									
税務課									
住民課			○ (必要職員)						
福祉課				全職員					
こども未来課									
産業課		〇 (必要人員)	0						
建設課		〇(必要人員)	0						
水道課									
教育課			〇(必要人員)						
会計課			○(必安八貝)						
議会事務局									
消防本部 串本消防署 古座消防署	 本部及び各署内で 	別に定める体制							
くしもと 町立病院	病院内で別に定める体制								
各学校用務員 給食センター	教育長の指示に従う。								
認定こども園	こども未来課長の	指示に従う。		こども未来課長の指示に従う。					

(1) 情報収集体制

総務課長は、各種情報の収集伝達等を行うとともに、事態の推移により高次の体制に 速やかに移行できるよう、情報収集体制をとる。

ア. 配備基準

- ①地震が発生し、本町内で震度3を記録したとき。
- ②その他の状況により総務課長が必要と認めたとき。

イ. 配備人員

①総務課防災防犯グループ員により構成。

ウ. 解除基準

①総務課長が必要なしと認めたとき。

(2) 地震・津波対策配備体制第1号

総務課長は、総務課内において、各種情報の収集伝達等を行うとともに、事態の推移 により高次の体制に速やかに移行できるよう、情報収集体制をとる。

ア. 配備基準

- ①和歌山県に津波注意報〔ツナミチュウイ〕が発表されたとき。
- ②南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。
- ③その他の状況により総務課長が必要と認めたとき。

イ.配備人員

- ①各課等の長
- ②総務課防災防犯グループ員
- ③上記を除く総務課職員、産業課職員及び建設課職員のうち必要人員により構成

ウ. 解除基準

- ①津波注意報〔ツナミチュウイ〕が解除されたとき。
- ②南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が解除されたとき。
- ③総務課長が必要なしと認めたとき。

(3) 地震·津波対策配備体制第2号(災害対策連絡室)

副町長は、本町内各所で防災対策体制がとれるよう配備体制をとるとともに、各種情報の収集伝達及び必要な防災対策の検討を行うために、必要に応じて災害対策連絡室 (以下「連絡室」という。)を設置する。

ア. 配備基準

- ①地震が発生し、本町内で震度4を記録したとき。
- ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。
- ③その他の状況により副町長が必要と認めたとき。

イ. 配備人員

- ①副町長、教育長、各課等の長
- ②総務課職員、産業課職員、建設課職員
- ③上記を除く各課等の職員のうち必要人員

ウ. 解除基準

①副町長が必要なしと認めたとき。

エ. 災害対策連絡室等の設置等

地震・津波対策配備体制第2号の指令発令した場合、必要に応じ本町役場庁舎に連絡室を設置する。

ただし、本町役場庁舎が使用できない場合は、消防防災センターに連絡室を設置する。

なお、消防防災センターに連絡室を設置した際には、本町役場庁舎から消防防災センターへの電話転送の設定を行う。

(7) 本町役場庁舎

- a. 本町役場庁舎2階会議室に連絡室を設置するとともに、総務課に連絡室事務 局を設置する。
- b. 連絡室長は副町長とし、副室長は総務課長とする。
- c. 連絡室員は、各課等の長、総務課防災防犯グループ員及びあらかじめ指定された職員により構成する。また、その他の職員は常に連絡がとれる状態とする。
- d. 連絡室は、気象情報及び被害状況の収集伝達、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所用の連絡調整にあたる。
- (イ) 消防防災センター
 - a. 本町役場庁舎が使用できない場合は、2 階研修室に連絡室を設置するととも に、2 階事務室に連絡室事務局を設置する。

(4) 地震・津波対策配備体制第3号(災害対策本部)

町長は、大規模な地震が発生した場合において、住民の安全確保、被災者の救護、二次災害の防止など、災害応急対策を適切かつ強力に実施するため、配備体制第3号をとる。

町長は、「串本町災害対策本部」(以下「本部」という。)等を設置し、防災関係機関との緊密な連絡協力の下に災害応急対策活動を実施する。

ア. 本部設置及び廃止の基準等

- (ア) 設置の基準
- ①和歌山県に津波警報〔ツナミ、オオツナミ〕が発表されたとき。
- ②地震が発生し、本町内で震度5弱以上を記録したとき。
- ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。
- ④その他の状況により町長が必要と認めたとき。

- (イ) 廃止の基準
- ①本町の地域で災害発生のおそれが解消したとき。
- ②災害対策がおおむね完了したとき。
- ③南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が解除されたとき。
- ④その他町長が必要なしと認めたとき。
- (ウ) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちに次に掲げるもののうち必要と認める者に 通知しなければならない。

また、本部会議における決定事項についても必要と認めるものは通知する。

■通知先

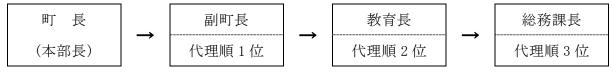
- a. 和歌山県知事
- b. 東牟婁振興局長
- c. 串本町防災会議委員

- d. 隣接市町村長
- e. 報道機関
- f. その他必要と認める機関

イ. 本部の組織及び運営

- (ア) 本部長及び副本部長
 - a. 本部長を町長、副本部長を副町長及び教育長とする。 なお、町長が事故や不在時等の非常時については、副町長、教育長、総務課長 の順により指揮をとる。
 - b. 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮統括するとともに、災害応 急対策実施上の重要事項について決定する。

■意思決定権者の代理順位



(1) 本部員

本部員は、課長並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。

また、本部長及び副本部長とともに本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対 策実施上の重要事項について協議を行う。

なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名するものが本部員の職務を代理する。

ウ. 本部の場所

災害対策本部は、本町役場庁舎に設置する。

本町役場庁舎が使用できない場合は、消防防災センターに設置する。

なお、消防防災センターに本部を設置した際には、本町役場庁舎から消防防災センターへの電話転送の設定を行う。

工. 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。

本部会議は、本役場庁舎2階会議室で開催し、災害応急対策の基本方針の決定、その他必要な事項について協議を行う。

なお、本町役場庁舎が被災等で使用できない場合は、消防防災センターで開催する。 本部会議の会議内容はおおむね次のとおりとする。

(ア) 報告事項

- a. 地震・津波に関する情報について
- b. 被害状況について
- c. 災害対策本部及び防災関係機関等の配備体制について
- d. 各部措置事項について
- e. その他

(イ) 協議事項

- a. 応急対策への指示
- b. 各部間調整事項
- c. 県への自衛隊災害派遣要請の要否
- d. 県及び近隣市町村への応援要請の要否
- e. 被災者に対する見舞金品支給の決定
- f. 次回本部会議開催予定日時の決定
- g. その他

才. 本部事務局

本部事務局は、総務課に設置する。

なお、本町役場庁舎が被災等で使用できない場合は、消防防災センターに事務局を 設置する。

カ. 部及び班の編成

本部員及び各部班員は、所属する組織とその役割を把握し、安全かつ迅速に行動を開始する。

なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域 的要請等による交代要員の確保を図る。

■災害対策本部の構成

-	本部長	町長	災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督 する。		
畐	川本部長	副町長、教育長	災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故がある ときは、その職務を代理する。		
本	部 長	課長並びに本部 長が必要と認め	本部長の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。		
部員	副部長	る者をもって充 てる。	本部長の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。		

第5編 災害応急対策計画(地震·津波災害対策計画)

各部	班	長	各課等の副課長 等をもって充て る。	本部長の命を受け、当該班に属する事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。
班員	班	員	各課等の職員を もって充てる。	本部長の命を受け、当該班の事務に従事する。

キ. 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するために必要と認めるときは、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

(ア) 設置場所

現地本部は、各地区で指定した施設に設置するものとし、被災等でその施設に支部を設置できない場合は、各地区の避難所等から適当な場所を選定し、設置する。

(イ) 組織編成

本部長は、現地本部長及び現地本部員を指名する。

(ウ) その他

本部長は、現地本部との通信途絶、的確かつ迅速な災害応急対策の決定等、災害 応急対策の実施について必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

副本部長が現地本部に派遣されたときは、現地本部長に必要な指示を与えることができる。

■現地災害対策本部設置箇所一覧

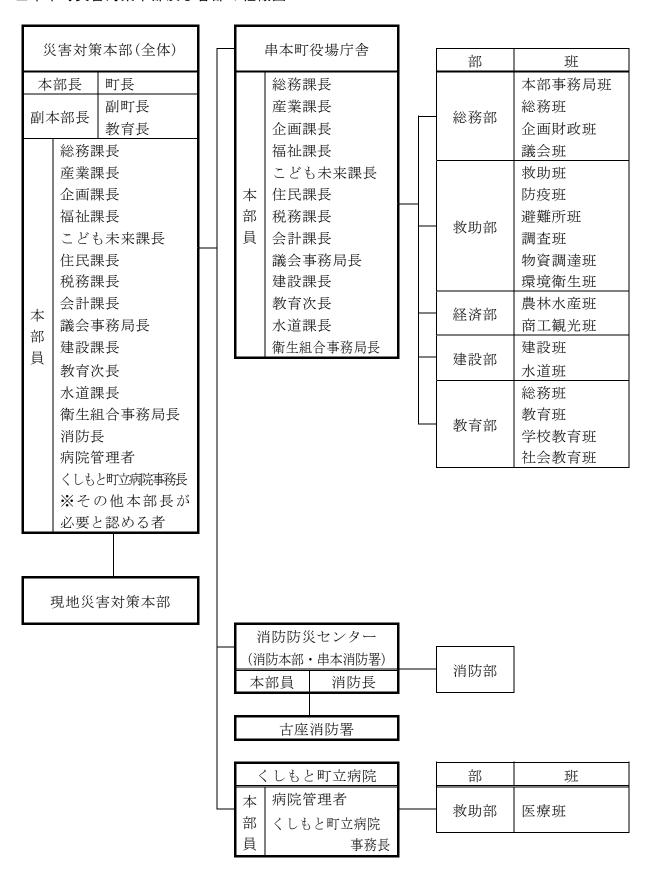
現地本部名	施設名	住 所	所管地区	可搬型無線機
錦富現地本部	旧錦富小学校	二色 360	二色・高富地区	設置
潮岬現地本部	潮岬小学校	潮岬 3136	潮岬地区	潮岬公民館
出雲現地本部	出雲小学校	出雲 1617-11	出雲地区	潮岬青少年の 家
有田現地本部	串本西小学校	有田 411	有田·有田上·吐生 地区	有田公民館
田並現地本部	田並地区防災拠点 施設	田並上 1131	田並・田並上・江田 地区	設置
和深現地本部	和深総合センター	和深 689	田子・安指・和深・ 里川地区	設置
大島現地本部	大島小学校	須江 1577-11	大島·須江·樫野地 区	設置
養春現地本部	伊串多目的集会所	伊串 264-2	姫川・姫・伊串地区	設置
古座現地本部	上野山防災倉庫 (事務室)	上野山 291-1	中湊·古座·上野山· 津荷地区	設 置
田原現地本部	旧田原中学校	田原 700	田原・上田原・佐部・ 古座ヴィラ地区	校舎3階

[※]被災等で施設が使用できない場合は、災害対策本部会議において代替施設を決定する。

ク. 災害対策本部の組織編成と事務分掌

災害対策本部の組織編成と事務分掌は、以下に示すとおりである。

■串本町災害対策本部及び各部の組織図



■現地本部の事務分掌

名 称	現地本部長	現地本部員	事務分掌
錦富現地本部	指名者	指名者	1. 所管地区内の被害状況の調査及び報告
潮岬現地本部	指名者	指名者	に関すること。
出雲現地本部	指名者	指名者	2. 所管地区内での災害応急対策の実施に 関すること。
有田現地本部	指名者	指名者	3. 本部との連絡調整に関すること。
田並現地本部	指名者	指名者	4. その他必要なこと。
和深現地本部	指名者	指名者	
大島現地本部	指名者	指名者	
養春現地本部	指名者	指名者	
古座現地本部	指名者	指名者	
田原現地本部	指名者	指名者	

■災害対策本部の編成と事務分掌

部(職)名	庁舎名等	班(職)名	担当課等	事務分掌
部 (職) 名 総務時 〇 総 務 部 長 ○ 解 ○ 表 表 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	广舎名等 串本町役 場庁舎	班(職)名本部事務局班 ○班長総額課長等	総務課総務課	事務分掌 ・災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。 ・支部、現地本部及び各部との連絡調整に関すること。 ・災害対策企画及び職員の配備体制に関すること。 ・命令決定事項の伝達に関すること。 ・気象情報及び被害状況の収集整理及び報告に関すること。 ・県、国、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・自衛隊への派遣要請に関すること。 ・その他必要なこと。 ・その他必要なこと。
		○班長 総務課 副課長等	WILL 170 BAIL	関すること。 ・庁舎等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 ・庁舎等の通信機器の確保、管理及び運用に関すること。 ・町防災行政無線で運用が災害が運用が変更のがででででででででででででででででででででででででででででででででででで

部(職)名	庁舎名等	班(職)名	担当課等	事務分掌
		企画財政班	企画課	・住民に対する広報及び広聴に関す
		○班長	会計課	ること。
		企画課		気象情報(警報等)、被害情報、安
		副課長等		否情報等の広報に関すること。
				・被害状況、災害現場の記録に関する
				こと。
				・報道機関との連絡調整に関するこ
				と。
				・ボランティア活動の企画調整に関
				すること。
				・各交通機関との連絡に関すること。
				・所管施設の被害調査及び応急復旧
				に関すること。
				・本部長の特に命じる事項の処理に
				関すること。
				・災害対策に係る財政に関すること。
				・災害対策に必要な現金の出納に関
				すること。
				・各部班の応援に関すること。
				・その他必要なこと。
		議会班	議会事務局	・町議会との連絡調整に関すること。
		○班長		・各部班の応援に関すること。
		議会事務		・その他必要なこと。
		局長が指名		
		する者		

部(職)名	庁舎名等	班(職)名	担当課等	事務分掌
救助部 〇部長 福祉課長 〇副務民課組長 衛生長 衛生長 事務院	月香石寺 串本町役 場庁舎	班(報)名 救助班 ○班長 福祉課 副課長等 防疫班長	福祉課福祉課	・災害救助法に関すること。 ・り災者救助活動に関すること。 ・病院、新宮保健所串本支所、日本赤十字社和歌山支社及びその他医療機関との連絡調整に関すること。 ・救護班及び救護所に関すること。 ・所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・その他必要なこと。 ・防疫対策の実施に関すること。 ・感染症予防に関すること。
長		福祉課 副課長等 避難所班 〇班祖課 副課長 副課長等	福祉課	・防疫用資材及び薬剤の調達に関すること。 ・その他必要なこと。 ・避難所の設置及び避難者に関すること。 ・避難所と本部との連絡調整に関すること。 ・救助物資の受給保管及び配分に関すること。 ・その他必要なこと。
		調査班 〇班長 税務課 副課長等	税務課	 ・住家等一般被害の調査に関すること。 ・他の部の所管に該当しない被害の調査に関すること。 ・り災証明の発行に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・その他必要なこと。
		物資調達班 〇班長 住民課 副課長等	住民課	・主要食糧、衣料品等の調達に関すること。・炊き出しに関すること。・被災者への食糧及び物資の配給に関すること。・その他必要なこと。
		環境衛生班 ○班長 住民課 副課長等	住民課	 ・所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・廃棄物及びごみ等の発生状況調査に関すること。 ・廃棄物処理及び清掃に関すること。 ・し尿処理等に関すること。 ・災害死亡者の火葬業務に関すること。と。 ・人的被害の調査に関すること。 ・その他必要なこと。

部(職)名	广舎名等	班 (職) 名	担当課等	事 務 分 掌
	くしもと	医療班	くしもと	・各種病院事務に関すること。
	町立病院	○班長	町立病院	・医療救護班の編成に関すること。
		病院事務		・患者の応急措置及び収容(助産を含
		長が指名		む。)に関すること。
		する者		・患者収容施設に関すること。
				・医療器具及び薬剤の調達に関する
				こと。
				その他必要なこと。

部(職)名	庁舎名等	班(職)名	担当課等	事務分掌
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		, ,,,,,		, ,, ,, ,
│ 経済部	串本町役	農林水産班	産業課	・所管施設の被害調査及び応急復旧
〇部長	場庁舎	○班長		に関すること。
産業課長		産業課		・農業用施設等及び農地、漁港施設及
〇副部長		副課長等		び漁港関連施設の被害調査に関す
產業課副				ること。
課長				・農林水産物関係の被害調査に関す
				ること。
				・事業所等の被害調査に関すること。
				・農林関係の災害復旧に必要な物資
				の調達に関すること。
				・農林水産業者に対する災害復旧用
				金融の斡旋に関すること。
				・その他必要なこと。
		商工観光班	産業課	・所管施設の被害調査及び応急復旧
		○班長		に関すること。
		産業課		・商工業及び観光業関係の被害調査
		副課長等		に関すること。
				・商工業者及び観光業者に対する災
				害復旧資金融資の斡旋に関するこ
				と。
				・その他必要なこと。

第5編 災害応急対策計画(地震・津波災害対策計画)

部(職)名	庁舎名等	班(職)名	担当課等	事 務 分 掌
建設部	串本町役	建設班	建設課	・土木及び建築関係の災害復旧資材
〇部長	場庁舎	○班長		の調達に関すること。
建設課長		建設課		・串本建設部との連絡に関すること。
〇副部長		副課長等		・応急仮設住宅用地の取得に関する
水道課長				こと。
				・応急復旧に要する用地の確保に関
				すること。
				・道路、住宅等の障害物の除去に関す
				ること。
				・土木及び建築関係の災害復旧に関
				すること。
				・道路、橋梁、河川、堤防、排水路等
				の被害調査及び応急復旧に関する
				こと。
				・応急仮設住宅に関すること。
				・公共施設の応急復旧に関すること。
				・被災建築物、被災住宅の応急危険度
				判定に関すること。
				・その他必要なこと。
		水道班	水道課	・断水時における給水に関すること。
		○班長		・避難所、病院等への緊急給水に関す
		水道課		ること。
		副課長等		・所管施設の被害調査及び応急復旧
				に関すること。
				・水道復旧資材の調達に関すること。
				・その他必要なこと。

部(職)名	庁舎名等	班(職)名	担当課等	事務分掌
教育部	串本町役	総務班	教育課	・各部との連絡調整に関すること。
〇部長	場庁舎	○班長		・部の職員の動員に関すること。
教育次長		教育課		・各部班の応援に関すること。
〇副部長		副課長等		その他必要なこと。
教育課副 課長 こども未 来課長		教育班 〇班長 こども未 来課	こども未来課	・認定こども園の被害調査及び応急 復旧に関すること。 ・園児の被災状況の調査及び応急に 関すること。 ・園児の避難誘導の指示に関するこ
		副課長等	<i>₩</i>	と。 ・その他必要なこと。
		学校教育班	教育課	 ・学校等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・児童生徒等の被災状況の調査及び応急に関すること。 ・児童生徒等の避難誘導の指示に関すること。 ・学校内の被災者避難場所の選定に関すること。 ・学用品の給与該当者調査に関すること。 ・その他必要なこと。
		社会教育班 〇班長 教育課 副課長等	教育課	 ・所管する公用車の配車に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・文化財の被害調査に関すること。 ・社会教育関係諸団体との連絡に関すること。 ・その他必要なこと。

部(職)名	庁舎名等	班(職)名	担当課等	事 務 分 掌
消防部	消防本部	消防計画に	消防本部	・消防職員の招集及び消防団員の出
〇部長	串本消防	よる	串本消防署	動要請に関すること。
消防長	署		古座消防署	・気象及び災害情報の広報に関する
〇副部長	古座消防			こと。
消防次長	署			・各種情報の収集等に関すること。
消防団長				・避難指示等の伝達及び避難
				誘導に関すること。
				・災害現場活動に関すること。
				・救急・救助対策に関すること。
				・医療機関との連絡調整に関するこ
				と。
				・消防相互応援協定に関すること。
				・緊急消防援助隊に関すること。
				・県防災ヘリコプターに関すること。
				・管内巡視、高所見張りに関するこ
				と。
				・その他必要なこと。

[※]災害の種類や程度等により本部内に事務分担の偏りがある場合は、各部より必要な部に 対して応援する。

第2節 動員計画

担当 全課等(全部班)

1. 計画方針

地震・津波の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部の動員について定める。

2. 計画の内容

(1) 動員の方法

ア. 自主参集による動員

職員は、参集基準となる地震・津波予報が発表された場合は、所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。

ただし、津波警報等が発令された場合は、住民への避難の呼びかけ、誘導を実施するとともに、職員自らの避難を優先する。

また、避難先等においては、各種情報の収集及び伝達、応急対策等必要な防災対策を実施し、津波警報等の解除後、安全の確認を行い参集する。

イ. 自主参集基準

自主参集基準は、「地震・津波対策時における職員の配備体制」に準じる。

ウ. 参集のための迅速な確認方法

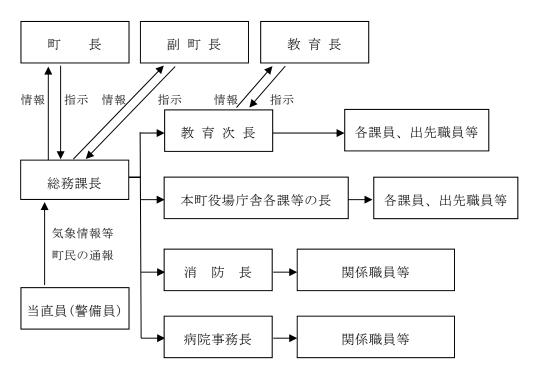
- (ア) 地震を体感したら、即座にテレビ等で震度を確認する。
- (イ) 本町防災行政無線放送や県防災わかやまメール、テレビ、ラジオ等で津波予報を確認する。

(2) 配備体制の伝達

職員は、原則的に自主参集するものであるが、確実に必要人員を動員するため、次のいずれかの方法により配備体制を伝達する。

- ア. 職員一斉配信サービスによる伝達
- イ. 口頭又は電話等による伝達

■配備体制伝達方法



ウ. 庁内放送による伝達

■放送文例

体制	基準	庁 内 放 送 文 例
情報収集	震度 3	ただいま、〇〇を震源とする地震が発生しました。本町の震度は3でした。総務課では情報収集体制に入ります。事態の推移により高次の体制をとる事もありますので、各課等の職員は、連絡体制を整え、速やかに高次の体制に移行できるよう、準備をしておいて下さい。
第 1 号	津波注意報(ツナミチュウイ)	ただいま、和歌山県沿岸に津波注意報が発表されましたので、震災対策配備体制第1号を発令します。また、事態の推移により高次の体制をとる事もありますので、各課等の職員は、連絡体制を整え、速やかに高次の体制に移行できるよう、準備をしておいて下さい。
第 2	震度 4	ただいま、〇〇を震源とする地震が発生しました。本町の震度は4でした。震災対策配備体制第2号を発令します。関係職員は負傷者の有無を確認し、直ちに所定の行動を開始してください。
号	災害対策連絡室	○○時○○分、【設置の理由】のため、災害対策連絡室を設置 します。また、○○時○○分より、連絡室会議を開催しますの で、各課等の長は、本町役場庁舎2階会議室に集合してくださ い。

体制	基準	庁 内 放 送 文 例
	津波警報(ツナミ、オオツナミ)	ただいま、和歌山県沿岸に津波警報(又は大津波警報)が発表されました。震災対策配備体制第3号を発令し、災害対策本部を設置します。職員は直ちに所定の行動を開始してください。
第 3 号	震度 5 弱以上	ただいま、〇〇を震源とする地震が発生しました。本町の震度は〇〇でした。震災対策配備体制第3号を発令し、災害対策本部を設置します。職員は負傷者の有無を確認し、直ちに所定の行動を開始してください。
	本部会議の開催 (本町役場庁舎 の場合)	○○時○○分より本部会議を開催しますので、本部員は、本 町役場庁舎2階会議室に集合してください。

(3) 各課員等の掌握

各課等の長は、招集を迅速に行うため、常に所属職員の住所録を整備し、呼び出しの 方法を定めておかなければならない。

(4) 参集状況の報告

- ア. 各課等の長は、所属職員及び出先職員等の参集状況を取りまとめ、総務課長に報告する。
- イ.総務課長は、各課等の長から報告のあった参集状況を取りまとめ、町長に報告する。

(5) 非常参集を要しない者

非常参集を要しない者は、次のとおりとする。

- (ア) 身体の故障により許可を受けて休養中の者
- (4) 所属長がやむをえない理由のため参集できないと認めた者

第3節 津波警報・注意報等の伝達計画

担当 総務課(総務部)、消防本部

1. 計画方針

大規模な地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合、迅速かつ 的確な災害応急対策を実施するため、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報、地震及 び津波に関する情報、その他災害に関する情報の伝達を行う。

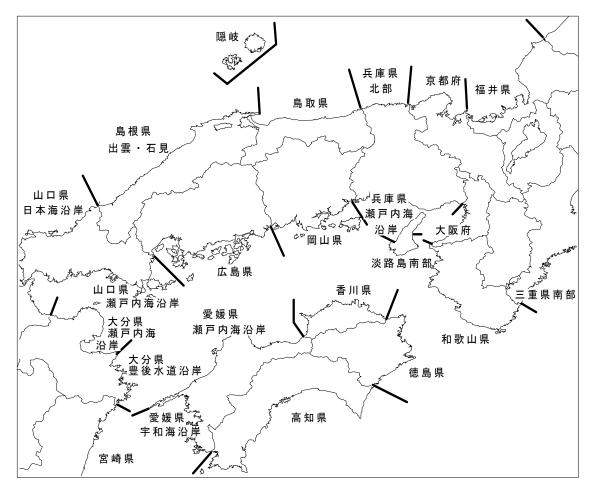
2. 計画内容

(1) 大津波警報、津波警報・注意報、津波予報、地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア. 津波予報区

和歌山県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

■津波予報区



イ. 大津波警報・津波警報・津波注意報の種類と内容

気象庁は、地震が発生したときは地震の位置や規模を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類、解説等(気象庁)

津波警報		発表される	津波の高さ		想定される被害と
等の種類	発表基準	津波の高さ予想 の区分	数値での 発表	巨大地震の 場合の発表	とるべき行動
		10m<予想高さ	10m超		木造家屋が全壊・流失 し、人は津波に巻き込ま
大津波	予想される 津波の高さ	5m<予想高さ≦10m	10m		れます。沿岸部や川沿い にいる人は、直ちに高台
大年仮	3m<予想高さ≦5m	5 m	巨大	や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	
津波 警報	予想される 津波の高さ が高いとこ ろで1mを 超え、3m以 下の場合	1m<予想高さ≦3m	3m	高い	標高の低いところでは津 波が襲い、浸水被害が発 生します。人は津治岸部や 当さいころは、必ずの 当さいる人は、などで はないでくれる はない。 警報が解している まで安全な場所から離れ ないでください。

津波警報		発表される津波の高さ			想定される被害と
等の種類	発表基準	津波の高さ予想 の区分	数値での 発表	巨大地震の 場合の発表	とるべき行動
津波 注意報	予津波高でよのっにのあるさこの以下あ波害のいりので、1m以下ののにのあるは、るそ場でよおる場でよおる	0.2m≦予想高さ≦1m	1 m	(表記なし)	海の中では人は速い流れ に大いではれ、また、型 を を を が転しまが、 を が転しまで、 のの が を が を して は た い が を して さ に が た く て さ ら り は た い た た い た た り に た い た た り に た い た た く た り た り た り た り で た り た り で た り で た り で り で

^{※「}津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

■津波警報等の留意事項

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間 に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、 市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、 緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

■津波警報等と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- ・ 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。大津波警報・津波警報が解除されるまでは、 避難を続けましょう。

ウ. 津波予報の種類と内容

津波予報は、津波による災害のおそれがないと予想される場合に発表される。

■津波予報が発表される場合とその内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m 未満の海面変動が予想	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配
0.2m 未何の毎回変動が予念されたとき	はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関する
211/223	その他情報に含めて発表する。
	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する
津波注意報解除後も海面変動	可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴な
が継続するとき	どに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関す
	るその他情報に含めて発表する。

エ. 地震情報及び津波情報の種類と内容

■緊急地震速報(警報)及び地震情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内 容
緊急地震速報 (警報)注1	最大震度が5弱以上と予想 された場合、又は、長周期震動 階級3以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所〈震源〉の推定値、 地震発生場所の震央地名、震度4以上が予測さ れる地域、又は、長周期震動階級3以上が予想 される地域名(注2)
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(注2)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する 情報	震度3以上 (津波警報又は注意報を発表 した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に 関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点ある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に 関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更 新した場合や地震が多発した 場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震 が多発した場合の震度1以上を観測した地震回 数情報等を発表。

第5編 災害応急対策計画(地震・津波災害対策計画)

地震情報の種類	発表基準	内 容
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に 関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

- 注1) 緊急地震速報 (警報) のうち、予想震度が6弱以上、及び、長周期地震動階級4以上を特別警報に位置づける
- 注2) 本町における、緊急地震速報及び地震情報で用いる区域の名称は「和歌山県南部」

■津波情報の種類

津波情報の種類	発 表 内 容
	各津波予報区の津波の到達予測時刻※や予想される津波の高さ(発
津波到達予測時刻·	表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表する。
予想される津波の高	※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津
さに関する情報	波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間
	以上遅れて津波が襲って来ることもある。
各地の満潮時刻・津	
波到達予想時刻に	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
関する情報	
津波観測に関する	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
情報 * 1	佰序で観測した伴放の時刻や前さを光衣する。
沖合の津波観測に	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定され
関する情報*2	る沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

*1 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の	観測された	内 容
発表状況	津波の高さ	1, 71
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
八年仅言報を先衣中	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
年収書報を光衣中	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は
件似任息報を先衣中	(土(分場百)	「微弱」と表現)

*2 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容

警報・注意報の	沿岸で推定され	内容	
発表状況	る津波の高さ		
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推	
		定中」と発表	
	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	
津波警報を発表中	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推	
		定中」と発表	
津波注意報を発表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	

※沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが 難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値では なく、「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

■津波観測点(平成27年4月1日現在)

津波観測点名称	所 在 地
ナチカッウラチョウウラガミ 那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
りシモトチョウフクロコウ 串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
シラハマチョウカタタ 白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
ゴボウシハライド 御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
カ 歌山	和歌山県和歌山市和歌山下津港

オ. 震度情報で用いる和歌山県南部の震度名称等(平成28年4月1日現在)

地域名称	市町村名称	震度発表名称	備考
和歌山県南部	田辺市	田辺市中屋敷町	県・田辺市
	田辺市	田辺市龍神村西	県・田辺市
	田辺市	田辺市中辺路町近露	気
	田辺市	田辺市中辺路町栗栖川	県
	田辺市	田辺市鮎川	県
	田辺市	田辺市本宮町本宮	県・田辺市
	新宮市	新宮市新宮	気
	新宮市	新宮市磐盾	防災科研
	新宮市	新宮市熊野川町日足	県
	白浜町	白浜町消防本部	気
	白浜町	白浜町日置	県
	上富田町	上富田町朝来	県
	すさみ町	すさみ町周参見	防災科研
	串本町	串本町潮岬	気
	串本町	串本町串本	防災科研
	串本町	串本町古座	県
	那智勝浦町	那智勝浦町天満	県
	太地町	太地町役場	県、太地町
	太地町	太地町太地暖海公園	防災科研
	古座川町	古座川町高池	気・県
	北山村	北山村大沼	県

注)備考欄の「気」は気象庁震度計、「県」は県の震度計、「防災科研」は防災科学研究所の震度計

カ. 地震・津波観測監視システム (DONET) によって得られる津波観測情報を活用した津波予測システムによる避難の呼びかけ

和歌山県は、リアルタイム地震・津波関連表示システムにより DONET 観測点 2 カ所以上であらかじめ定めた閾値を超過したとき、緊急速報メールを配信する。

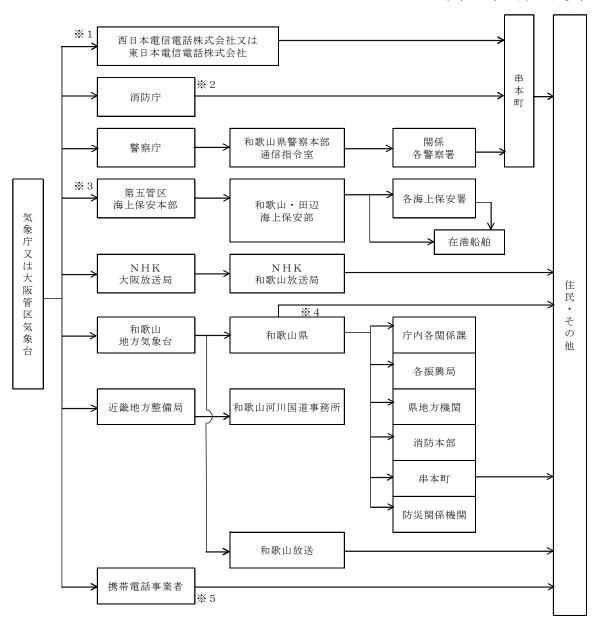
- ①配信する地域
 - 配信する地域は、県内全域とする。
- ②配信する内容

津波の観測により、至急高台などへ迅速な避難の呼びかけを行う等の内容を配信する。

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報等の通知と伝達(気象庁提供)

ア. 大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達経路

※令和5年1月1日現在



注)※1:大津波警報、津波警報の発表及び解除のみ伝達する。

※2:全国瞬時警報システム (J-ALERT) により伝達する。

※3:神戸地方気象台から伝達する。

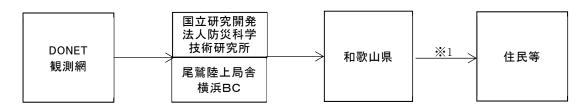
※4:防災わかやまメール配信サービスにより伝達する。

※5:緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯事業者を通じて 関係するエリアに配信される。

イ. 津波予報の伝達経路(県提供)



- (注)1 県から沿岸を有する各市町及び沿岸を有する各消防本部への情報については、「津波予測システム」による。
 - 2 沿岸を有する各市町とは、和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、広川町、日高町、由良町、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町である。
 - 3 沿岸を有する各消防本部とは、和歌山市消防局、海南市消防本部、有田市消防本部、湯浅広川消防組合消防本部、日高広域消防事務組合消防本部、御坊市消防本部、田辺市消防本部、白浜町消防本部、串本町消防本部、那智勝浦町消防本部、新宮市消防本部である。
 - 4 ※1は、県が行う津波予報や津波警報等の情報を活用し、市町等が必要な対策 を行う。
- ウ. DONET によって得られる津波観測情報による避難の呼びかけの伝達経路(県提供)



(注)※1は、緊急速報メールにより伝達する。

(3) 大津波警報・津波警報・注意報等の周知

ア. 本町は、県の機関又は警察の機関から大津波警報・津波警報・注意報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、住民、本町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知の方法は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 防災行政無線、有線放送
- (イ) 伝達組織を通じる
- (ウ) サイレン、警鐘等、津波フラッグ
- (エ) 広報車等
- イ.本町は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者との間において大津波警報・津 波警報・注意報等の受領、伝達、その他の取扱に関して必要な事項を協議しておくと ともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう情報伝 達訓練等を通し、機能できるものとして体制を整備しておく。
- ウ. 本町は、気象台から、大津波警報・津波警報・注意報等が発表された旨の連絡を受

けた場合には、直ちに放送局等の放送により、大津波警報・津波警報・注意報等の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される大津波警報・津波警報・ 注意報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

- エ. 本町は、県の機関から大津波警報・津波警報・注意報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努める。
- オ. 本町は、災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、 大津波警報・津波警報・注意報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。
- カ. 本町は、大津波警報・津波警報・注意報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱 い責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、書類を作成し、保存する。
- キ. 本町は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じる。
- ク. 本町は、町防災行政無線から放送される大津波警報、津波警報、津波注意報のサイレン音について、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の標準サイレン音に統一する。

3. 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、遅滞なく町(総務課)、警察官又は海上保安官に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに町長(総務課)及び新宮警察署長に、消防吏員、海上保安官は本町(総務課)及び各所属本部長に通報する。

(3) 町(総務課)の通報

上記の(1)、(2)によって異常現象を承知した町(総務課)は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

(4) 異常現象の種類

災害対策基本法第 54 条に基づき、和歌山地方気象台に通報する異常現象は、以下に示すものとする。

- ア. 水象に関する事項、津波による異常潮位、異常波浪
- イ. 地震に関する事項、群発地震(数日間以上にわたり、頻繁に感じるような地震)と 災害を伴う大地震

(5) 周知徹底

異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

4. 災害発生後の措置

(1) 被災地に提供すべき情報

和歌山地方気象台は、二次災害防止のために災害応急対策に資する情報を提供する。

(2) 専門家派遣

和歌山地方気象台は、県知事からの要請を受け、地震に関する情報の活用を図り、災害応急対策に資するため、職員の派遣を行う。

(3) 問い合わせに対する対応整備

現在の科学技術では、日時や場所を特定した地震の発生を予知することはできない。 「何月何日にマグニチュード8クラスの大地震が串本町を襲う」といった情報は、根 拠のないデマであり、気象台の発表する地震情報により冷静に対処するよう努める。

第4節 被害情報等の収集計画

担当

総務課(総務部)、関係各課(関係各部班)等

1. 計画方針

地震・津波に伴う被害状況などの調査及び情報収集は、災害対策の基礎となるものであるため、関係機関は緊密な連絡をとり、迅速かつ的確に次のとおり実施すると同時に、本町が保管する重要情報の保護に努める。

災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、本部長は速やかに本町内の状況を 掌握し、総合防災情報システムに入力し、東牟婁振興局を経由して県に報告を行う。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、本町は、住民登録の有無にかかわらず、本町域 (海上を含む。) 内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

2. 計画内容

(1) 被害情報の収集

被害が発生したとき、本町(総務部)は、直ちに概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等の被害情報の収集活動を開始し、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するとともに、必要に応じて新宮警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

また、被害規模を早期に把握するため、119 番通報が殺到する状況等の情報について も積極的に収集する。

なお、被害調査に当たっては、関係各課が協力して行う。

ア. 収集すべき情報

- (ア) 災害発生時
- ①人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ②住宅被害の状況
- ③二次災害の発生状況・危険性
- ④避難の必要性の有無及び避難の状況
- ⑤住民の動向
- ⑥観光客、帰宅困難者等の状況
- ⑦道路交通の状況
- ⑧役場等所管施設の破損状況

第5編 災害応急対策計画(地震·津波災害対策計画)

- ⑨その他災害の発生・拡大防止上必要な事項
- (イ) 被害情報
- ①被害状況
- ②避難所の設置状況
- ③傷病者及び要配慮者の収容状況
- ④応急給水の状況等

(2) 被害情報のとりまとめ

ア. 情報の総括・報告責任者

情報の総括・報告責任者は、総務部長とする。

イ. 県への応援要請

被害が甚大なため、本町において被害状況等の収集及び調査不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とする場合は、県に応援を求めて実施する。

ウ. 各班から本部長への報告順序

- (7) 各班長は、災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を各部長に報告するとともに、各班長については本部事務局班長に報告する。
- (4) 総務部長は、本部事務局班長から報告を受け、本部長に報告する。

エ. 報告の種類

(7) 概況報告(災害即報)

災害発生時における報告とし、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲 で、報告する。

(イ) 中間報告(被害変動の報告)

被害状況の変動に伴う応急対策の変更等の基礎となるものであり、その都度、被害が確定するまで報告する。

(ウ) 確定報告

被害状況の確定時における最終報告

オ. 被害程度の順位

災害の種別・規模等により一定することはできないが、人的被害を最優先し、次に 住居の被害を報告する。

カ.被害状況の判断等

災害により被害を受けた人的、家屋被害の判定及び被害状況調査にあたっては「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づいて判定を行う。

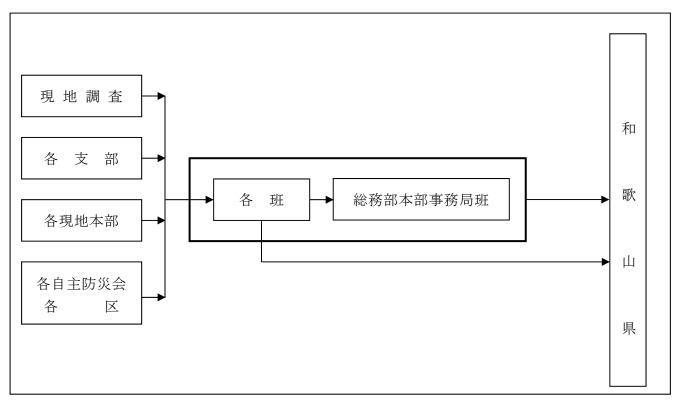
(3) 情報交換並びに報告

ア. 被害報告等の系統

被害報告等は、次の系統により報告し、総務部本部事務局班において総合的なとり

まとめを行う。

■災害情報の収集伝達経路



■災害情報の収集伝達先

被害区分	県地方機関への連絡先	町主務課	
人的被害状況報告	東牟婁振興局健康福祉部串本支所	住民課	
住宅一般被害状況報告	東牟婁振興局健康福祉部串本支所	税務課	
土木関係被害状況報告	東牟婁振興局串本建設部	建設課	
農業関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課	
耕地関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課	
林業関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部林務課	産業課	
水産関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課	
漁業関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課	
八井佐凯朋友她宋华迈却先	東牟婁振興局地域振興部·健康福祉部(串本支所	胆板 夕钿	
公共施設関係被害状況報告	含む) 各課、東牟婁教育支援事務所	関係各課	
商工業関係被害状況報告	東牟婁振興局地域振興部企画産業課	産業課	
観光関係被害状況報告	東牟婁振興局地域振興部企画産業課	産業課	
自然公園関係被害状況報告	東牟婁振興局健康福祉部串本支所	産業課	
在488 544411111111111	東牟婁振興局健康福祉部串本支所(新宮保健所	住民課、	
□ 衛生関係被害状況報告□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	串本支所)	水道課	
その他関係被害状況報告	東牟婁振興局地域振興部	総務課	
災害に対してとられた措置	同上	総務課	
の概要	1. 7	小で カンカー サンレ	

イ. 報告すべき災害

(ア) 発生原因

地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他異常な現象、大規模な火事・ 事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因 により生じる被害

- (イ) 報告の基準
 - この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行う。
- ①災害救助法の適用基準に合致するもの。「第5編第2部第1章第1節 災害救助 法の適用計画」に準じる。
- ②災害対策本部を設置したもの。
- ③災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- ④災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- ⑤災害による被害が当初は軽微であっても、今後①~④の用件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- ⑥地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの。
- ⑦災害の発生が県内で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるも の。
- ⑧その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると 認められるもの。

(4) 被害情報の県への報告

総務部長は、収集した被害情報及び応急活動の実施状況について災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき県あてに報告する。

被害状況調査の記入については、「被害状況認定及び報告書記入の基準」による。

ア. 災害報告の種類

- (ア) 災害即報 [様式 1~2]
- (4)被害状況報告[様式3]

イ. 災害即報及び被害状況報告要領

- (ア) 災害即報
- ①災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び 家屋被害を優先して報告する。
- ②災害即報は、次頁に示す「災害即報系統図」によって迅速に行う。

ただし、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣 (消防庁)に直接報告する。(基本法第53条第1項)

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対 し行う。 NTT回線

電話: 03-5253-7777 FAX: 03-5253-7553

・地域衛星通信ネットワーク (県防災電話)

消防庁連絡先

(通常時) 電話:7-048-500-90-49013 FAX:7-048-500-49033

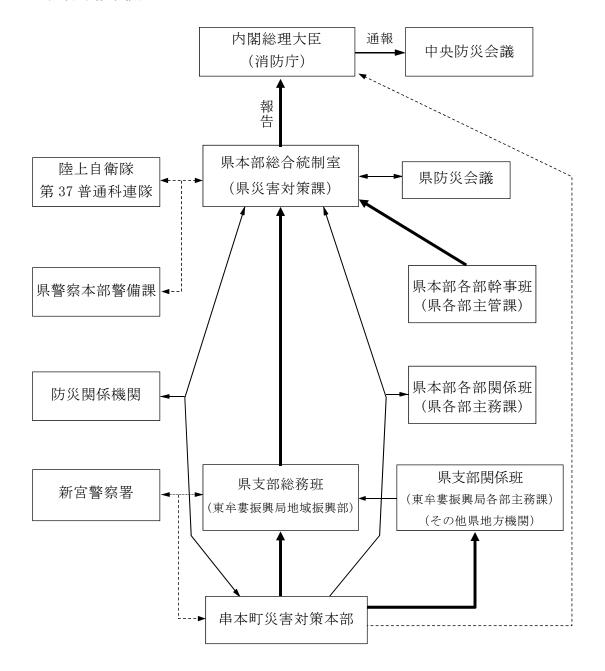
(夜間・休日) (消防庁宿直室)

電話:7-048-500-90-49102 FAX:7-048-500-49036

③119番殺到状況については、県のほか、直接国(消防庁)へも報告する。

- ④報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く分かる範囲で、直ちに国(消防庁)第一報を報告し、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。
- ⑤報告にあたっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、 消防防災無線、加入電話、無線電話、ファクシミリ等によって即報し、即報が 2 報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報 告時期を明らかにする。
- ⑥災害即報事項は、新宮警察署をはじめ、関係機関と十分連絡を保ったうえで行う。

■災害即報系統図



- 注1)本町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣(消防庁)に直接報告すること。(基本法第53条第1項)なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うこと。
- 注2) 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- 注3)被害の有無に関わらず、地震が発生し、本町内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- 注4) 東牟婁振興局を通じて県本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって県本部総合統制室に対して直接報告すること。
- 注5) 県本部が設置されない場合も上図に準じる。
- 注6) 点線は、連絡調整をする関係機関とする。

■通常時(消防庁広域応援室)

NTT 回線 電話番号:03-5253-7527 FAX 番号:03-5253-7537

地域衛星通信ネットワーク

防災電話番号:7-048-500-90-43423 防災 FAX 番号:7-048-500-49033

■夜間·休日時(消防庁宿直室)

NTT 回線 電話番号: 03-5253-7777 FAX 番号: 03-5253-7553

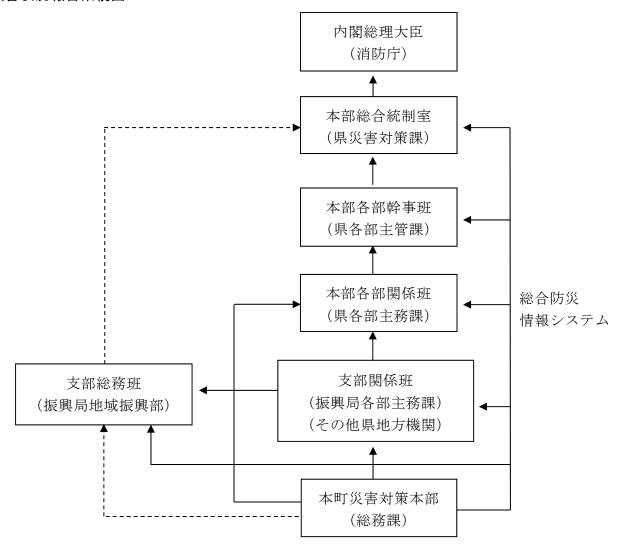
地域衛星通信ネットワーク

防災電話番号:7-048-500-90-49102 防災 FAX 番号:7-048-500-49036

(4) 被害状況報告

- ①被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を行うが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。
- ②被害確定報告は、災害応急対策を終了した後、20 日以内に行うものとし、基本法第 53 条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第 40 条に基づく消防庁長官あて文書を各一部、消防庁あてに送付する。
- ③被害状況報告事項は、以下の系統によって行う。

■被害状況報告系統図



- 1. 県本部が設置されていない場合も上図に準じる。
- 2. 点線は、連絡調整をする関係機関である。

ウ. 即報基準

消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき、消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報の基準は以下のとおり。

なお、即報の報告方法については、原則として電子メールにより行うものとし、電子メールが使用不能等の場合は、迅速性を最優先として、電話等通信可能な方法により行う。

■災害即報基準

	即報基準		
一般基準		 ○災害救助法の適用基準に合致するもの ○府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ○災害が2府県以上にまたがるもので、一つの府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ○気象業務法第13条の2に規定する津波等に係る特別警報が発表されたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの 	
個	地震	○当該府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの ○人的被害又は住家被害を生じたもの	•
別 基 準	津波	○津波警報又は津波注意報が発表されたもの○人的被害又は住家被害を生じたもの●死者又は行方不明者を生じたもの	•
社会的影響基準		○一般基準○個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること	

(5) 安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、県及び警察等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

(6) 防災関係機関との情報交換、報告

本町本部と防災関係の各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は 相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

【様式1 災害概況即報】 【様式2 被害状況即報】

【様式3 被害状況報告】

第5節 災害通信計画

担当

総務課 (総務部)、消防本部

1. 計画方針

地震・津波時における関係機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関は、それぞれ通信連絡窓口を定め、通信連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努める。

2. 計画内容

(1) 防災関係機関の通信窓口

各機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。

(2) 災害時優先電話の指定

災害時に被害情報等の通信に使用する災害時優先電話を事前に登録し、重要通信の確保を図る。

災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限するとともに、 災害時優先電話に連絡責任者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(3) 災害時の伝言ダイヤルの運用

NTT西日本では、災害時において電話がかかりにくい場合、安否確認のため災害時の伝言ダイヤルを運用する。

本町は、住民に対し災害用伝言ダイヤルの利用を周知し、輻輳の回避に努める。

録音:171+被災者の電話番号+伝言内容

再生:171+被災者の電話番号

※提供開始:震度6弱以上の地震発生時、及び地震・噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい 状況となった場合。

(4) 災害用伝言板の運用

各携帯電話会社では、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を運用している。

本町は、住民に対し災害用伝言板の利用を周知し、電話回線輻輳の回避に努める。

- ・アクセスの方法 (NTTドコモ)dメニュー又は災害用キット → 災害用安否確認 → 災害用伝言板
- ・アクセスの方法 (a u)メニュー画面 → アプリ → au 災害対策 → 災害用伝言板
- ・アクセスの方法(ソフトバンク)メニュー画面 → アプリ → 災害用伝言板
- ・アクセスの方法(楽天モバイル) 楽天モバイルホームページトップ → 料金・サービスのオプションサービストップ → 災害用伝言板 → 災害用伝言板を利用する

※提供開始:震度6弱以上の地震など、大規模災害が発生した場合。

(5) 有線通信が途絶した場合の措置

有線通信施設の被災等により、規定の通信連絡が困難な場合は、以下のとおり無線設備又は使者(伝令)等により通信連絡を確保する。

ア. 県との連絡

和歌山県と県の出先機関並びに県内各市町村等を結ぶ県総合防災情報システムを活 用する。

また、災害予防、災害復旧対策等における防災上の各種情報、並びに気象予警報等の収集、伝達を迅速に進めることができることから、有線電話途絶時だけでなく、日常的に県総合防災情報システムを有効に活用し、和歌山県及び県内市町村等との通信の確保を図る。

さらに、衛星携帯電話を配備し、複数の通信手段を確保する。

イ. 串本町災害対策本部内の通信連絡体制

本部組織内での命令の指示、伝達及び災害状況に関する情報収集については、有線 電話の途絶又は有線回路の輻輳が予想されるので、本町の防災行政無線通信網を有効 に利用する。

さらに、衛星携帯電話を配備し、複数の通信手段を確保する。

ウ. 電波法等に基づく非常通信の利用

(ア) 非常通信の利用

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平常時は許可を受けた目的にのみ使用できるが、電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定により、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTTその他の有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信(非常通信)や各種予警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。

また、電波法第 74 条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、 又は発生するおそれがある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩 序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

第5編 災害応急対策計画(地震·津波災害対策計画)

- (イ) 非常無線通信の依頼要領
- ①電報発信紙(電報頼信紙)又は適宜の用紙を用いる。
- ②カタカナ又は通常の文書体で記入する。
- ③一通の通信文は、なるべく 200 字以内(通常の文書体の場合は、カタカナに換算して 200 字以内)とし、できるだけ短く簡潔にする。
- ④あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
- ⑤必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
- ⑥発信人の機関名、住所及び電話番号を記入する。
- ⑦頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。
- (ウ) 非常通信についての照会・問合せ

非常通信を実施した場合は、電波法第80条の規定により近畿総合通信局長又は 総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県防災企画課にも報告書 の写しを送付すること。

近畿総合通信局無線通信部陸上第二課

報告先

TEL: 06-6942-8558 FAX: 06-6942-9014

・地域衛星通信ネットワーク(県防災電話)

TEL: 7-027-200-818-8920 FAX: 7-027-200-818-8820

また、必要に応じて、県防災企画課 TEL: 073-441-2264 に照会・問い合わせを 行う。

(6) 通信障害発生時における事業者の対応

電気通信事業者は、通信障害が発生した場合は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等の情報を、本町及び関係機関と共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行うものとする。

【資料 20 同報系及び移動系無線一覧表】

【資料 21 災害時優先電話一覧表】

【資料 35 非常通信経路計画及び非常通信協議会の概要】

【資料 36 非常通信経路(市町村防災系)】

【資料 37 消防用県内共通波無線非常通信経路】

第6節 災害広報計画

担当

総務課(総務部)、企画課(総務部)、消防本部

1. 計画方針

地震・津波災害が発生した場合は、適切な判断による行動がとれるよう、速やかに正確な広報活動を実施する。

また、住民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知徹底し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。本町外の住民に対しても適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努める。

なお、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行う ほか、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通して防災関係機関 との共有を図る。

さらに、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害の発生時は、情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車での情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うよう努める。

2. 計画内容

(1) 被害状況の発表

本部に集まった被害状況は、総務部企画財政班においてその内容を住民に提供する。また、企画財政班は報道機関等にも提供する。

災害時には、情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図り、住民や応急対策に従事する職員等に混乱が生じないようにする必要がある。

そのため、災害対策本部の各部班において知り得た情報は、全て総務部本部事務局班に連絡するとともに、広報を必要とする事項は、総務部企画財政班を通じて広報する。

(2) 広報の内容

災害に関する情報は、初動段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各時間経過に応じて、次の事項を中心に住民が必要とする情報を的確につかみ、民心の安定を図る広報活動を行う。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努め、特に、高齢者や障がい者、外国 人等の要配慮者に配慮する。

- ア. 地震、津波に関する情報
- イ.被害の状況
- ウ. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、避難先の指示及び避難誘導
- エ. 二次災害の危険性

第5編 災害応急対策計画(地震·津波災害対策計画)

- オ. 災害時における住民の心構え
- カ. 医療救護所・避難所の開設状況
- キ. 被災者の安否に関する情報
- ク. 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の状況
- ケ. 電気、ガス、水道等の供給状況
- コ. 災害応急復旧の見通し
- サ. 交通規制及び交通機関の運行状況
- シ. 要配慮者への支援呼びかけ
- ス. 医療機関などの生活関連情報
- セ. 義援物資等の取扱い
- ソ. その他生活情報等必要と認める情報

(3) 広報の方法

ア. 一般住民への発表

状況に応じて、次の方法をもって広報活動を行う。

- (ア) 広報車及びハンドマイクによる方法
- (イ) チラシ、ポスター、広報紙等印刷物による方法
- (ウ) 自主防災組織、区等住民組織による方法
- (エ) 新聞等の報道機関を利用する方法
- (オ) 航空機等による方法
- (カ) 避難所、避難地等における派遣広報
- (キ) 同報系無線による広報
- (ク) メールやSNS、インターネット、ホームページの活用
- (ケ) 放送事業者に対する放送の要請
- (コ) その他の方法

なお、防災行政無線放送による津波警報・注意報等の伝達は、次による。

区分	摘 要
震 度 4 以上	(1) サイレン吹鳴 5秒3回(2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。 震度○の地震が発生しました。 今後の情報に注意してください。※ 2回繰り返す。
ツ ナ ま 注 き シ	(1) チャイム(2) 放送内容こちらはぼうさいくしもとです。さきほど発生しました地震による津波の心配はなくなりました。※ 2 回繰り返す。津波の警報を促す広報を出したのち、津波の危険がないと判明した場合のみ放送する。

区	分	摘 要
才	大	(1) サイレン 3 秒吹鳴、2 秒休止×3 回
才	津	(2) 放送内容
ッ	波	こちらはぼうさいくしもとです。
		大津波警報が発表されました。
ナ	警	今すぐ高台に避難してください。
171	報	※ 3回繰り返す
	大	(1) チャイム
	津	(2) 放送内容
	波	こちらはぼうさいくしもとです。
	警	さきほど(○時○分)に発表されました大津波警報は解除されましたが、
	報	現在、津波警報(注意報)が発表されています。
	解	引き続き警戒が必要です。十分注意してください。
	除	※ 2回繰り返す
ツ	津	(1) サイレン 5 秒吹鳴、6 秒休止×2 回
ナ	波	(2) 放送内容
3	警	こちらはぼうさいくしもとです。
	報	津波警報が発表されました。
	T/A	今すぐ高台に避難してください。
		※ 2回繰り返す。
	津	(1) チャイム (c) WW har
	波	(2) 放送内容
	警	こちらはぼうさいくしもとです。さきほど (○時○分)に発表されました津
	報	波警報は解除されました。
	解	※ 2回繰り返す
	· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(1) チャイム(2) 放送内容
	211	こちらはぼうさいくしもとです。
		さきほど(○時○分)に発表されました津波警報は解除されましたが、
		引き続き津波注意報が発表されています。
		海岸に近寄らないようにしてください。
		※ 2 回繰り返す。
ツ	津	(1) チャイム
ナ	波	(2) 放送内容
		こちらはぼうさいくしもとです。
111	注	津波注意報が発表されました。
チ	意	海岸付近の方は注意してください。
그	報	※ 2回繰り返す。
ウ	津	(1) チャイム
イ	波	(2) 放送内容
	注	こちらはぼうさいくしもとです。
	意	
	報	さきほど(〇時〇分)に発表されました津波注意報は、解除されました。
	解	※ 2回繰り返す。
	除	

イ.報道機関への発表

必要に応じ、災害の状況や応急活動の状況を報道機関に発表するとともに、放送局を利用することが適当と考えられる緊急なものについては、和歌山県を通じて放送等を依頼する。

なお、日本放送協会和歌山放送局との間には、「非常時災害時のニュース再送信に関する覚書」(平成24年9月)を締結している。

また、県との通信途絶等特別の事情がある場合は、直接報道機関に依頼する。

(4) 広報資料の収集等

ア. 現地取材の実施

各部からの報告のほか、必要に応じて災害現場における現地取材を行う。

イ. 災害写真の撮影

- (ア) 災害現場に職員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真 の収集に努める。
- (4) 災害写真は速やかに引き伸ばし、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から 依頼がある場合は提供する。

ウ. 記録の作成

災害の予防に資するため災害に関する記録を作成するとともに、必要があれば、写 真撮影、ビデオ撮影等による映像記録についても作成する。

(5) 広聴活動

大規模な災害が発生した場合は、情報の途絶から、民心は極度に混乱し、社会不安を もたらす。

また、災害が長期化した場合の生活環境等の悪化からストレスに見舞われるため、被災者の生活相談、救助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図るとともに、災害応急、復旧活動に住民の要望等を反映していく。

ア. 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは町長が必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

なお、開設場所については、災害の規模及び程度等により適切な場所(避難所、公 共施設等)において実施する。

また、県が総合的な相談窓口を設置した場合、本町は、当該相談窓口から対応要請のあった相談について対応する。

イ. 相談窓口の推進体制

- (ア) 相談窓口では、当該災害について電話及び住民対応業務全般について実施するものとし、対応職員は各部から派遣するほか、防災関係機関、ボランティア等の協力を得る。
- (4) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等で住民へ周知する。

(ウ) 各避難所に出向く等、巡回相談の実施体制を確立する。

ウ. 広聴内容の処理

- (ア)相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係課等及び関係機関に連絡し、 早期解決が図れるよう努める。
- (イ) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

(6) 安否情報の提供

総務部は、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、本町が把握する情報に基づき回答することができる。

なお、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。 このほか、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利 益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害 発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回 答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、他市町村、消防署、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者情報の公表や問い合わせへの回答等の際は、被災者の中にDV等支援措置に基づく住民基本台帳の閲覧制限や住民票の交付制限がなされている場合等、配偶者からの暴力(DV被害)等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2章 初動期の災害現場に関する計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1節 消防計画	•			消防本部、消防団
第2節 救助・救急計画				消防本部、くしもと町立病院、
第2即				新宮警察署
 第 3 節 医療助産計画				福祉課(救助部)、くしもと町立病
为 5 即 区原 助 座 市 画				院、消防本部
				総務課 (総務部)、教育課(教育
				部)、福祉課(救助部)、こども未
第4節 避難計画	•			来課(救助部)、消防本部、新宮警
				察署、陸上自衛隊、串本海上保安
				署
第5節 公共土木施設等の応急復				建設課(建設部)、産業課(経済部)
旧及び二次災害防止対策計画				建成床(建成即/、) / 建未床(性值即/

第1節 消防計画

担当 消防本部、消防団

1. 計画方針

この計画は、水災、地震、火災その他非常災害時に際し、「串本町消防計画」に基づき、消防力を最大限に発揮し、災害から町民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的とする。

2. 計画内容

(1) 初動体制の確立

消防部は、「串本町消防計画」及び「串本町消防本部出動計画」に基づき、その災害の種類に適応した消防部隊(消防署及び消防団)を災害規模に応じ、必要数を出動させ、消防部隊の合理的な運用を図る。

(2) 消火活動

- ア. 消防部は、災害の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、延焼状況等 を勘案し、消火活動を実施する。
- イ. 延焼の状況から、避難者に火災の危険が及ぶおそれがある場合は、延焼阻止線の設定など効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(3) 消防情報の報告

次のいずれかに該当する火災又は事故等が発生した場合には、無線電話、ファクシミリ等によって、直ちに県へ報告を行う。

- ア. 死者3人以上生じたもの
- イ. 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ. 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- エ. 特定防火対象物で死者の発生した火災
- オ. 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等 が避難したもの
- カ. 国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- キ. 建物焼損延べ面積が 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- ク. 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案しておおむね 10 棟以上になる見込みの火災
- ケ. 損害額が1億円以上と推定される火災
- コ. 焼損面積が10~クタール以上と推定される林野火災
- サ. 空中消火を要請した林野火災
- シ. 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災
- ス. 航空機火災、タンカー火災
- セ. 船舶火災であって社会的影響度が高い火災
- ソ. 列車火災、トンネル内車両火災
- タ. その他特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、消防庁長官から特に求められない限り、災害即報により報告するため、火災等即報は省略することができる。

災害即報については、第3編第2部第1章第1節「被害状況等の収集計画」による。

(4) 広域応援の要請等

大規模災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、災害の規模等に応じ、次により迅速かつ的確に広域応援の要請を行う。

ア. 消防相互応援協定による要請

消防長は、自らの消防力のみでは十分な対応ができないと認めるときは、消防組織法第39条の規定に基づく協定を締結している市町村の消防長に対し応援要請を行う。

イ. 知事への応援要請

- (ア) 自らの消防力のみでは対応できないような災害が発生し、緊急の措置をとる必要があるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定により知事に指示権の発動を要請する。
- (4) ヘリコプターの活動が必要と認める場合においては、和歌山県防災ヘリコプター 応援協定に基づき、知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ. 緊急消防援助隊への応援要請

本部長は、被害の状況から本町の消防力及び県内の消防隊では十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第44条の規定により、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において知事に連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

エ. 串本海上保安署に対する支援要請

大規模火災が発生し、消防用水として海水を利用するために、串本海上保安署の船舶からの送水を必要とするときは、協定に基づき協力を要請する。

オ. 消防機関の応援出動

消防組織法第39条に基づく相互応援協定及び災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村から応援を求められたときは、町長は、本町域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において消防機関を協力させる。

【資料 13 串本町の消防組織】

【資料 14 消防署保有車両一覧表】

【資料 15 消防団保有ポンプ車及び小型ポンプ台数一覧表】

【資料 16 消防水利一覧表】

【資料 17 消防相互応援協定等の締結状況】

【様式 24 火災即報様式】

第2節 救助·救急計画

担当

消防本部、くしもと町立病院、新宮警察署

1. 計画方針

本町は、警察等と協力し、災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にあるものを救出し、又は捜索してその者を保護するため、救助・救急活動を次のとおり実施する。

2. 計画内容

(1) 救出体制

本町は、新宮警察署等と協力して実施する。

- ア. 被災者の救出体制は、消防本部などによる救助隊を編成し、救出に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を使用して迅速に救出にあたる。
- イ. 要救助者が多数ある場合には、新宮警察署に対し警察官の出動を要請し、連携して 救出・救助にあたる。

(2) 救助の対象

- ア. 火災時に取り残されたような場合
- イ. 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ウ. 流出家屋とともに流されたり、孤立した所に取り残されたような場合
- 工. 電車、自動車、航空機等による集団的事故が発生した場合
- オ.ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
- カ. その他必要と認められる場合

(3) 対象者

- ア. 行方不明の者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される場合
- イ. 行方はわかっているが、生存しているか否か明らかでない場合

(4) 救助の方法

- ア. 本町は救助・救急活動を行う。救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助・救出を実施する。
- イ. 救助事案が同時に多発している場合は、現場状況を勘案して、救命効果の高い活動を優先して実施する。
- ウ. 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に指揮本部を設置し、自主防災組織、 区等地域住民、関係機関とも連携し、救助(救出)を行う。

また、救助資機材等を備蓄し自主防災組織、区、ボランティア等に配布・貸与し、

初動時における救助(救出)の円滑を図る。

(5) 救助・救急活動

- ア. 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- イ. 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- ウ. 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を整理するために、災害現場に応急救護所を設置し、応急救護を実施する。

なお、負傷の程度や、救護所の能力が不足する場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

(6) 負傷者の処置

- ア. 救出した負傷者については応急手当を施すとともに、救急車等により災害拠点病院、 災害支援病院等の救急告示病院又は各医療機関へ直ちに搬送する。
- イ. 特に多数の負傷者がある場合には、本部長は医師会を通じて、医師等の現場出動、 病院への収容その他必要な措置について応援を要請する。

(7) 相互応援

大規模な災害等により、本町内の消防機関だけでは対応できない場合は、県、東牟婁振興局、県警本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、必要に応じ知事に対し、 自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

- 【資料 22 町内医療機関(病院)一覧表】
- 【資料 23 和歌山県救急告示医療機関(町内及び田辺・新宮地区)一覧表】
- 【資料 24 災害拠点病院(医療圏:新宮)】
- 【資料 25 災害支援病院(医療圈:新宮)】
- 【資料 26 地区医師会(東牟婁・西牟婁)所在地及び連絡先一覧表】

第3節 医療助産計画

担当

福祉課(救助部)、くしもと町立病院、消防本部

1. 計画方針

地震・津波のため、医療・助産機関が被害を受けその機能が停止し、著しく不足又は混乱したため被災地の住民が医療・助産の途をなくした場合に、応急的な医療・助産を実施する。

2. 基本内容

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば時間の経過とともに救命率が低下する。このため、消防機関と医療関係機関との密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のため、適切なトリアージに努める。

また、甚大な規模の地震においては、病院への収容が一時に集中し対応困難に陥ることが予想されるため、避難所などに救護所を設け対応にあたる。

さらに、既存の疾患の進行や災害神経症などの発生が考えられるため、可能な限りこう した事態への対応を行う。

3. 実施者

災害時において、平常時の医療等の実施が不可能又は困難となったときで、救助法の適 用を受けた場合には、同法に基づき本部長の命を受け、救助部が担当する。

本部長が、本町だけでは必要な医療及び助産が確保できないと判断したときは、県又は東牟婁振興局あるいは日本赤十字社、災害拠点病院、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会、その他医療関係機関のそれぞれの医療班の派遣を要請する等の方法により実施する。

さらに、必要に応じて、県に医療救護班として、薬剤師班及びモバイルファーマシー(災害対応医薬品供給車両)の派遣を要請する。

4. 救助対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象として実施する。

(1) 医療

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を 失った者。

(2) 助 産

災害発生時(発生前後おおむね7日以内)に分娩した者で、災害のため医療の途を失った者。(死産、流産も含む)

5. 医療情報の収集活動

本町は、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに県へ報告するとともに、県が一元的に把握している被害状況、活動状況、被災地ニーズ、患者受入情報等の提供を受ける。また、町民に対しても可能な限りの医療機関情報を提供する。

6. 現地医療対策

本町は、医療関係機関と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。 また、本部長は、本町だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市 町村や県に応援を依頼する。

(1) 医療救護班の編成

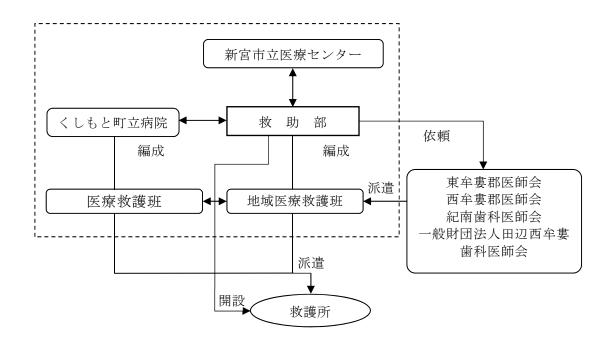
災害時において、救助部、災害支援病院(くしもと町立病院)及び災害拠点病院(新宮市立医療センター)が中心となって、医療救護班の編成及び円滑な医療活動が実施できるよう適切な調整を図る。

また、必要に応じて、県にDMAT (災害派遣医療チーム)やDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)の派遣要請を依頼するとともに、通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が一時に発生した場合、被害を免れた本町内医療機関をはじめ、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会等の協力を得て、地域医療救護班を編成し、傷病者の治療や応急処置を行う。

ア. 病院医療救護班の整備

病院は、当該病院の医師等により、医療救護班を編成し、傷病者の治療や応急処置を行う。

なお、医療救護班の編成は原則として、医師1名、看護師2名、事務職員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名の計6名をもって1班とし、災害の規模・現地の状況に応じて編成を組み換える。



イ. 地域医療救護班の整備

災害の状況に応じて、地域に救護所を設置するとともに、本町内医療機関、東牟婁郡医師会・西牟婁郡医師会等関係機関に医師等の派遣を要請し、地域医療救護班を編成する。

なお、スタッフは、東牟婁振興局健康福祉部串本支所(新宮保健所串本支所)に参 集する。

(2) 医療救護班の業務

ア. 医療救護班の範囲

- (ア) 診察
- (イ) 医薬品、衛生材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護
- (カ) 助産救護
- (キ) 被災住民等の健康管理

イ. 具体的な活動

- (ア) 傷病者の重傷度の判定 (トリアージ)
- (イ) 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- (ウ) 後方医療施設への転送
- (エ) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (オ) 死亡の確認

(3) 医療救護班の搬送

ア. 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ. 本町及び県

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、本町及び県が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(4) 救護所の設置

本町は、被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ応急救護所あるいは医療救護所(以下「救護所」という。)を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、 避難所、学校等の保健室、本町の公共施設等、救護所の設置が必要な場所に設置する。

(ア) 串本町古座福祉センター

(5) 医療救護班の受入・調整

ア. 本町

医療救護班の受入窓口を救助部とし、東牟婁振興局健康福祉部串本支所(新宮保健 所串本支所)の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

イ. 県

医療救護班を受入、本町への派遣調整を行う。

(6) 救護所における現地活動

ア. 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ. 医療救護所における臨時診療活動

本町、県、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療救護班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療(必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等)を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(7) 応援の要請

本町の医療救護班の体制をもってしても、医療救護が確保できないときは、和歌山県 及び日本赤十字社和歌山県支部等に応援を要請する。

7. 後方医療対策

救急告示病院(災害拠点病院、災害支援病院等)は、被災地内の医療機関や救護所では 対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。

また、これら後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

なお、負傷者の搬送にあっては、救急車をはじめ、消防、警察、自衛隊等のヘリコプター等の動員を求め、後方の医療機関に搬送する。

(1) 受入病院の選定と搬送

消防本部は、救急医療情報システム等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病 院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

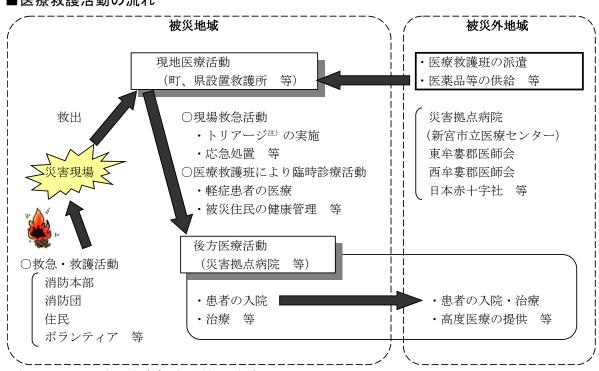
ア. 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。 救急車が確保できない場合は、本町及び県が搬送車両を確保する。

イ. ヘリコプター搬送

県は、本町から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ヘリコプターを 保有する関係機関に要請するほか、必要に応じ他府県に応援を要請する。

■医療救護活動の流れ



注) トリアージ:治療優先順位の決定

8. 医薬品等の確保供給活動

本町、県及び日本赤十字社和歌山県支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力 を得て、医薬品、医療機器、衛生材料及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。

(1) 本町

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療機器、衛生材料の調達、供給活動を実施する。

また、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

(2) 県

本町から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療機器、衛生材料の調達、供給活動を実施する。

また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、 受入窓口を設置し調整を行う。

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関、 薬剤師班(モバイルファーマシー登載品含む)の所持品を繰替使用する。

(3) 日本赤十字社和歌山県支部

日本赤十字社和歌山県支部は、被害のない地域に採血班を出動させるとともに、他府県支部に応援を要請し、輸血用血液の調達、供給活動を実施する。

9. 被災者の健康維持活動

本町及び県は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、 助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談の実施

- ア. 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- イ.被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養 士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を 実施する。
- ウ. 経過観察中の在宅療養者や要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康診断等の実施

- ア. 災害による心的外傷後ストレス傷害 (PTSD)、生活の激変による依存症等に対応する ため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- イ. 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神 科救護班の設置に努める。

10. 個別疾病等対策

本町及び県は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、救急告示病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(1) 透析患者への対応

新宮保健医療圏の地域災害医療コーディネーターは、統括災害医療コーディネーター (和歌山県立医科大学附属病院及び日本赤十字社和歌山医療センター)と連携し、日本 透析医会災害時情報ネットワークを活用するほか、他市町村、医師会等の協力により、 透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集把握し、透析 医療機関及び患者からの問い合せに対し、情報を提供するとともに、透析医療機関から の要請に応じ、水、電気、食料などの供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整 する。

本町(救助部)は、透析患者の所在等情報提供などを行うとともに、透析患者へのスムーズな情報提供に努める。

(2) 在宅難病患者への対応

災害時に、本町(救助部)は、難病患者等専門的緊急対応を必要とする被災者の支援 のため、関係機関等と連携し、保健活動を行うとともに、在宅難病患者の搬送及び救護 について県及び医療機関等と連携し、適切に対応する。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

本町(救助部)は、避難行動要支援者名簿等に基づく「災害時人工呼吸器使用者リスト」をもとに在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、訪問看護ステーションを通じて人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し、本町による支援が困難な場合は、県へ支援を 要請する。

(4) 周産期医療(助産)

救助法の基準に基づき、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害の ため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)を対象とする。

助産の範囲(分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料等の支給)や費用、期間(分娩 した日から7日以内)は救助法によるものとする。

なお、定められた分娩日又は期間内に災害救助法による助産を終えることができない 場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で助産を実施する期間を延長できる。

11. 要配盧者対策

本町は、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重度心身障がい児(者)、医療依存度の高い療養者等に対し、東牟婁振興局健康福祉部串本支所(新宮保健所串本支所)の協力を得て必要な保健指導等を行う。

特に、健康状態の観察が必要な要配慮者に対しては、医師の指導に基づき訪問看護ステーションの利用を促すなど保健指導等の充実を図る。

12. 医療の程度、期間及び費用

(1) 程 度

救助法を適用した場合における医療、助産の程度は、災害救助法施行細則の定めによるが、災害の種別地域条件その他の状況によって生活保護法に定める程度や知事が必要と認める範囲による。

(2) 期 間

医療の実施は、災害発生の日から14日以内とする。

助産の実施は、分娩した日から7日以内とする。

以上の期間で医療等の実施を打ち切ることができないときは、本部長が東牟婁振興局 を経由して知事に期間延長の申請を行い、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長する。

(3) 費用の基準

医療費等の適用基準額は、救助法による。

ア. 救護班による費用

使用した医薬品、衛生材料及び破損した医療器具の修繕費等(消耗品を含む)の実 費

イ. 病院又は診療所による費用

国民健康保険診療報酬の額以内

ウ. 助産の費用

救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額

13. その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は以下のとおりである。

- (1) 医療班活動状況 [様式 7]
- (2) 救助実施記録日計票 [様式 4]
- (3) 医薬品、衛生材料使用簿 [様式 8]
- (4) 医療、助産関係支出証拠書類
- 【資料 22 町内医療機関(病院)一覧表】
- 【資料 23 和歌山県救急告示医療機関(町内及び田辺・新宮地区)一覧表】
- 【資料24 災害拠点病院(医療圏:新宮)】
- 【資料 25 災害支援病院(医療圈:新宮)】
- 【資料 26 地区医師会 (東牟婁・西牟婁) 所在地及び連絡先一覧表】
- 【資料43 和歌山県(統一様式)トリアージ・タッグ】
- 【様式4 災害救助法関係様式】
- 【様式7 医療班活動状況】
- 【様式8 医薬品、衛生材料使用簿】

第4節 避難計画

担当

総務課(総務部)、教育課(教育部)、福祉課(救助部)、こども未来課(救助部)、消防本部、新宮警察署、陸上自衛隊、串本海上保安署

1. 計画方針

この計画は、本町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある住民に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図ることを目的とする。

ここでは、避難のための高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、並びに必要と認める 地域における屋内安全確保(以下「避難指示等」という。)の発令、基準及び伝達等につい て定める。

※必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置については、以下「緊急安全確保措置」という。

■避難情報の発令の判断基準

区分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	・高齢者等は危険な場所から避難 ・高齢者等には、障害のある人等の避難 に時間を要する人や避難支援者等が含まれる ・とるべき避難行動は立退き避難を基本 とする ・洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保 できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保することも可能 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである
【警戒レベル4】 避難指示	○災害が発生するおそれ が高い状況、即ち災害リ スクのある区域等の居 住者等が危険な場所か ら避難するべき状況	・居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある ・立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で屋内安全確保することも可能
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○災害が発生又は切迫し ている状況、即ち居住者 等が身の安全を確保す るために立退き避難す	・居住者等は命の危険があることから直 ちに安全確保する

区分	発令時の状況	住民に求める行動
	ることがかえって危険 であると考えられる状 況	

出典:和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準(令和3年6月)

■津波に対する避難情報発令の判断基準

■洋波に対する世籍情報光节の判断基準				
対象地区	【津波避難対象区域】 和深地区、安指地区、田子地区、江田地区、田並地区、有田地区、 二色地区、高富地区、袋地区、串本地区、潮岬地区、出雲地区、 大島地区、須江地区、樫野地区、鬮野川地区、姫地区、伊串地区、 目津大浦地区、神野川地区、原町地区、上ケ地地区、住吉地区、 岩淵地区、古田地区、古座地区、 中湊地区、津荷地区、田原地区 【津波避難対象区域外】 里川地区、田並上地区、吐生地区、サンゴ台地区、姫川地区、 上野山地区、古座ヴィラ地区、上田原地区、佐部地区			
避難指示	【津波避難対象区域】 ①津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合 ②津波警報が発表された場合 (東海・東南海・南海3連動地震による浸水想定区域) ③津波注意報が発表された場合(海岸堤防等より海側の地域) 【津波避難対象区域外】 ①大津波警報が発表された場合 (南海トラフ巨大地震による浸水想定区域)			

- ※遠地地震の場合、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等を「遠地地震に 関する情報」の中で発表する場合がある。
- ※「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があるため、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討すること。

出典:避難情報の判断・伝達マニュアル(令和3年8月改定)

2. 計画内容

(1) 実施者

避難のための高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、避難所の開設並びに 避難所への収容保護は以下に定める者が行う。

ア. 高齢者等避難

情報の提供	町長(基本法第56条第2項)
	※事実上の情報であり、行政行為ではない。

イ. 避難指示

洪水について	知事又はその命を受けた職員(水防法第29条)
	水防管理者(水防法第29条)
地すべりについて	知事又はその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)
災害全般について	町長(基本法第60条第1項)
	知事(基本法第60条第6項)
	警察官(警察官職務執行法第4条・基本法第61条第1項)
	自衛官 [災害派遣] (自衛隊法第 94 条)
	海上保安官(基本法第61条第1項)

ウ. 緊急安全確保

災害全般について	町長(基本法第60条第3項)
	知事(基本法第60条第6項)
	警察官(警察官職務執行法第 4 条·基本法第 61 条第 1 項)
	自衛官(災害派遣)(自衛隊法第 94 条)
	海上保安官(基本法第61条第1項)

エ. 警戒区域の設定

災害全般について	町長又はその委任を受けて町長の職務を行う町の職員(基本
	法第 63 条第 2 項)
	警察官(基本法第63条第2項)
	海上保安官(基本法第63条第2項)
	自衛官(基本法第63条第3項)
	知事(基本法第73条)
火災について	消防吏員・消防団員(消防法第 28 条)
	警察官(消防法第28条第2項)
水災について	水防団長・水防団員(水防法第 21 条)
	警察官(水防法第21条第2項)
	消防吏員・消防団員(水防法第 21 条)
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員(消防法第 36 条)
	警察官(消防法第36条)

オ. 避難所の開設、収容

開設、収容 町長	
--------------	--

(2) 緊急時の実施者

実施者が不在の場合や緊急を要する場合は、実施者がその権限を委任した者が、高齢者等避難の提供、避難指示を実施し、避難させることができる。

この場合、速やかにその状況等を実施者に報告し、以後の措置について指示を受ける。なお、実施者は、あらかじめ職員の勤務体系等を考慮して権限を委任しておく。

(3) 避難情報の基準

避難指示等は、町長又は水防管理者若しくはその他の実施者が事態に応じて行い、避難の指示をした旨を速やかに関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施者相互の連絡協議のもとに行う。

ア. 地震全般

(ア) 町長

a. 災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難情報の発 令ができるよう「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」 を参考とし、地理的な特定等を考慮した上で、具体的な発令判断基準となる「串 本町避難情報の判断・伝達マニュアル」を策定している。

なお、発令判断には和歌山県気象予測システムを参考とする。

- b. 災害が発生するおそれがある場合において、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を提供する。
- c. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要性があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という)に対し、町長は立退きを指示する。
- d. 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
- e. 町長が避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し、その旨を知事に報告する。
- f. 避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示 する場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは

指定地方行政機関の長、又は知事に対し、当該指示に関する事項について助言を求めることができる。

(1) 知事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により町長が、避難のための立退 きの指示及び緊急安全確保措置の指示を行うことができなくなったときは、町長 に代わって実施する。

(ウ) 警察官

町長が避難のための立退き、若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退き、又は緊急安全確保措置を指示する。この場合、直ちに避難のための立退き、又は緊急安全確保措置を指示した旨を町長に通知する。

また、警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

(エ) 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいないときで、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

イ. 津 波

- (ア)強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、町長は、必要と認める場合、住民等に直ちに安全な場所に避難するよう指示する。
- (4) 地震発生後、津波警報が発せられたときには、町長は、住民等に直ちに安全な場所に避難するよう指示する。

ウ. 南海トラフ地震に関連する情報発表時

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、最初の地震 に伴う大津波警報又は津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、事前避難 対象地域に定める地域の住民に対し避難情報を、高齢者等事前避難対象地域の要配慮 者等に対し、高齢者等避難等を発令する。

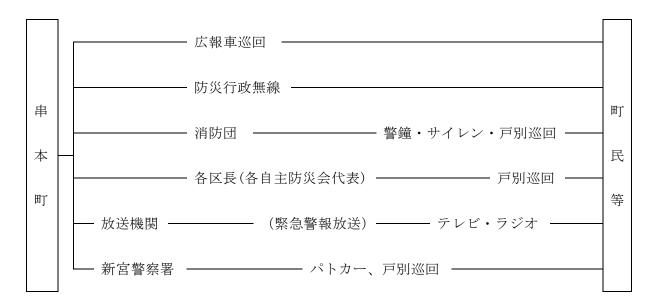
(4) 避難指示等の伝達方法等

ア. 避難指示等の際に明示する事項

避難指示等の伝達は、次の事項を明示して行う。

- (ア) 提供者、勧告者又は指示者
- (イ) 予想される災害危険及び避難を要する理由
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難の時期、誘導者(消防団員等)
- (オ) 避難所
- (カ) 避難経路
- (キ) 避難時の注意事項(火災・盗難の予防、随行品、服装)等

イ. 住民に対する伝達系統



(5) 避難方法

ア. 避難の種類

(ア) 第1次避難(事前避難)

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児等の要配慮者、特に避難行動要支援者を避難させる。

(イ) 第2次避難(緊急避難)

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。 緊急避難の場合は、避難指示等が発せられたとき、又は自主的な判断により行う。

イ. 避難の方法

- (ア) 避難は原則として避難者各自が行い、自主判断により所定の津波一時避難場所、 津波避難ビル等、指定避難所(地震・津波)又は縁故関係先に避難する。
- (イ) 避難に際しては、各地区の消防団及び自主防災組織等との連携を図りながら実施 し、併せて避難後の警備についても、警察、消防団及び自主防災組織等と密接な連 絡をとり万全を期する。

ウ. 避難誘導

住民等の避難誘導は、本町職員、消防職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等が実施するが、誘導にあたっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自主防災組織、区あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

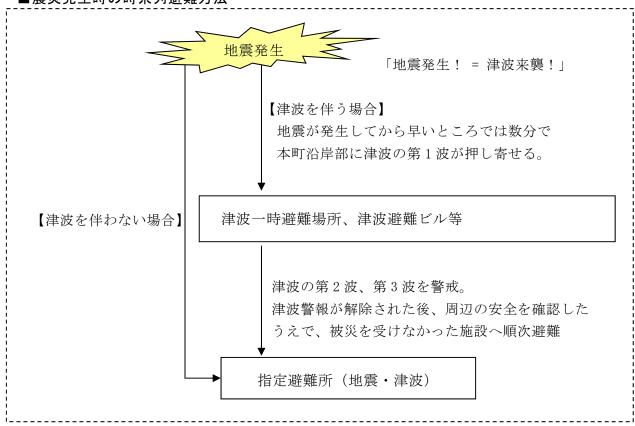
なお、消防団をはじめ、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、本町の避難支援計画(個別計画)や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ. 学校・社会福祉施設等の避難対策

学校、認定こども園、社会福祉施設、その他集団避難を要する施設は、災害発生時の安全を図るため、事前の避難計画に従って避難を行う。

各施設において、園児、児童生徒、来訪者、入所者、職員、従業員等の避難を実施 し、又は完了したときは、施設の管理者は本部へその旨を報告する。

■震災発生時の時系列避難方法



(6) 避難所の開設及び設置の方法

避難所の開設・運営については、串本町避難所運営マニュアルに基づき、以下の事項 に留意して実施する。

ア. 避難所の開設

避難所の開設及び収容並びにり災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。

同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、本町独自の応急対策と して本部長が開設する。

なお、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう 努め、避難所を開設する際は、当該施設の安全性を確認するものとし、避難所の開設 状況等をホームページ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

イ. 設置の方法

- (ア) 既存建物の利用 公共施設(学校、公民館及び集会所等)、神社の社務所、寺院の本堂等
- (イ) 野外仮設の利用 バラックの仮設、テントを借り上げ設置

ウ. 収容者

避難所へは次の者を収容する。

- (ア) 避難指示及び緊急安全確保が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者
- (4) 住家が災害により全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水(破壊、消防による全・ 半壊を含む。)の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

エ. 避難所の開設の方法

本部長はそれぞれの地区の実情、災害の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所をあらかじめ選定しておく。

- (ア) 避難所を開設するときには、速やかに避難所の施設管理者へ連絡する。
- (イ) 開設する避難所の応急危険度判定を行う。
- (ウ) 避難所開設の実務は、救助部が担当する。 ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任 者又は最初に到着した職員が実施する。
- (エ) 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県本部 (総合統制室) に報告する。 (閉鎖したときも同様に報告する。)
- ①避難所開設の日時及び場所
- ②箇所数及び収容人員(避難所別)
- ③開設期間
- (オ) 避難所の開設状況について、ホームページ等の多様な手段を活用して周知する。

才. 収容期間

災害の発生した日から7日以内とする。

ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次整理縮小し、その都度その旨を、東牟婁振興局を経由して知事に報告する。

また、大災害の場合等でどうしても7日間の期間内に避難所を閉鎖することができない場合は、本部長は東牟婁振興局を経由して、以下の事項を明示し、事前に知事に開設期間の延長を要請する(救助に関する期間延長については、全ての項目で共通)。

- (ア) 実施期間内に閉鎖できない理由
- (イ) 必要とする救助の実施期間
- (ウ) 期間延長を必要とする地域、救助対策者数
- (エ) その他

なお、県は、延長の必要を認めた場合には内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で期間を定める。

カ. 福祉避難所の開設

町長(救助部)は、自宅等で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護などの必要なサービスを提供するため、あらかじめ指定する施設のうち必要分を福祉避難所として開設する。

また、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、必要に応じた確保に努める。

キ. 避難所設置のための費用

(ア) 避難所設置費

国庫負担の対象となる経費はおおむね以下のとおりである。

区分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資材の運搬等避難所の設置、維
	持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金。
備品費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カ
	ーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難と
	いう避難所の性格から、リースを原則とする。
消耗器材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等直接被災者の処遇に必要
	な経費。
建物器物等使用謝金	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使
借上料・購入費	用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費。
光熱水費	採暖及び湯茶を湧かすための経費(ガス、電気、灯油等)。
仮設の炊事場、トイレ 及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、トイレ及び避難所設置が長期化した場合に必要
	とされる仮設風呂の設置のための必要とする経費。その他臨時
	電灯設備費等を含む。
衛生管理費	衛生管理としての経費(手洗い用クレゾール、石鹸等)。
福祉避難所	高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配
	慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費
	用。

(イ) 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、本町において確保する。

ただし、現場において確保出来ないときは、東牟婁振興局に物資確保について要請を行う。

(7) 避難所の管理・運営

ア. 避難所の管理・運営

救助部長は、避難所の運営を総括するとともに、本町職員(救助部避難所班)の中から各避難所の責任者(男女2名体制)を指名する。

また、避難所責任者は、以下に示す事項に留意する。

- (ア) 学校長・警察官・赤十字奉仕団員・ボランティア等の協力を得て、避難所を管理・ 運営する。
- (イ) 速やかに避難所収容者名簿を作成する。
- (ウ) 収容中の傷病者を診療機関等に引き継ぐ等適切な処置を講じる。
- (エ) 警察、自主防災組織等の協力を得て、避難者自身による防犯組織を立ち上げ、避難所及び近隣区域の警備活動を行う。
- (オ) 避難所に配布される物品及び収容者に配分される食糧物資の受払い及び配分を 行う。
- (カ) 災害対策本部に報告を必要とする事態が発生した場合は、防災行政無線などにより報告する。
- (キ) 避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化や女性・こども等に対する 暴力防止のため等、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女 双方、性的少数者及び子どもの視点等に配慮する。特に、女性や子ども等に対する 性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置 する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置す る、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載す る等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支 援団体との連携の下に、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (ク) 避難所の生活において、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース (更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流(遊び)スペース等)、食物アレルギーのある者の把握や配慮した食料や生活用品を確保する。また、女性向け物資の配布は女性が担当するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮する。さらに、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営を行う。
- (ケ) 避難生活が長期化する場合は、必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努めるとともに、プライバシー確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (コ) 避難所から自宅に戻ろうとする住民等の安全を確保するため、津波警報等の情報提供を行う。
- (サ) 避難所開設時における新型コロナウイルス等感染症の発生においては、串本町避難所運営マニュアル等に基づき、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策を行う。また、総務部及び救助部は保健所と連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合の対応について協議・調整を行う等、適切な避難所運営に努める。

- (シ) 外国人の避難時にあっては、主要な外国語による情報掲示、語学ボランティアの 確保のほか、生活習慣、文化や宗教上の違い(ハラール認証を取得した食品の必要 可否等)等にも配慮する。
- (ス) 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者がある場合には、その情報の早期把握に努める。また、避難所に来訪できない車中泊者に対しては、エコノミークラス症候群等の健康被害防止のための普及啓発等に努める。

イ. 関係書類の整理保存

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、以下の関係書類を整理保存する。

- (ア) 避難者名簿
- (イ) 避難者名簿一覧表
- (ウ) 事務引継書
- (工) 避難所運営情報記録簿
- (オ) 避難所状況報告書
- (b) 食料·物資依頼伝票
- (キ) 食料·物資受入簿
- (1) 食料管理簿
- (ケ) 物資管理簿
- (コ) 避難所における要配慮者名簿

(8) 避難者の他地区への移送等

避難所開設後、大雨等による土砂災害危険、危険物等施設における火災・有毒ガス漏洩危険その他により、町長が危険と判断した場合は他地区の避難所を選定し、当該避難所の被災者を他地区の避難所へ移送する。

このほか、町長は、以下に示すように被災者の他地区への移送、広域一時滞在の受入れ要請及び他市町村からの被災者受入れを行う。

ア. 避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、本町保有の車両又は借上げ車両により移送する。

移送を行うにあたっては新宮警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、 警戒等の措置を要請する。

- イ.被災地域が広域にわたっており、本町の地域内で予定した避難所が使用できなくなった場合は、他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接府県への広域避難)への受入れ、広域一時滞在及び移送について、知事(災害対策本部)に要請する。
- ウ. 他市町村に避難所又は広域一時滞在施設を開設するにあたっては、本部職員のうちから避難管理者を定めて当該市町村へ派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。
- エ. 知事から他市町村の避難者を受入れるための避難所又は広域一時滞在施設の開設の 指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所又は広域一時滞在施設 の選定・開設を進め、受入れ体制を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所又

は広域一時滞在施設の運営に協力する。

(9) 避難所の閉鎖

- ア. 町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難 所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- イ. 避難所責任者は町長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- ウ. 町長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅の困難な者がいる場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

(10) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立ち入りの禁止及び退去を命ずることができるが、これは次のとおりである。

また、警戒区域の設定については、警察署等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。

さらに、警察等の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

■警戒区域の設定

設定権者	要件(内容)	根拠法令
町長	町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止 するため特に必要があると認められるときは、 警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
知 事	知事は、本町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべき この応急対策の全部又は一部を代行する。	・基本法第 73 条
警察官	警察官は、町長(権限の委託を受けた本町の職員を含む)が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
海 上 保 安 官	海上保安官は、町長(権限の委託を受けた本町の職員を含む)が現場にいないとき、又は町長 から要請があったときは警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長 その他職権を行うことができる者がその場に いない場合に限り、警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
消防吏員 又は 消防団員	消防吏員又は消防団員は、火災等の現場において、警戒区域を設定する。	・消防法 第 23 条の 2、第 28 条、第 36 条・水防法 第 21 条
水防団長 水防団員	水防団長、水防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	・水防法 第 21 条

第5編 災害応急対策計画(地震·津波災害対策計画)

【資料 28-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】

【様式4 災害救助法関係様式】

【様式5 避難所収容台帳名簿】

【様式6 避難所用物品費受払簿】

第5節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策計画

担当

建設課(建設部)、産業課(経済部)

1. 計画方針

地震・津波の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被害箇所の本復旧計画を立てる前に、落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害対策について定める。

2. 計画内容

(1) 実施者

公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策のうち、本部長の命を受け、建設部・ 経済部が担当する。

(2) 河川災害

- ア. 管理者は、緊急点検を実施し被害状況を把握の上、堤防・護岸等の河川管理施設等 の被災箇所の応急復旧を実施する。
- イ.管理者は、危険箇所について関係機関への連絡や町民への周知を図るとともに、応 急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やか に適切な対応を図る。

(3) 海岸・港湾災害

管理者は、被災箇所で通常の潮位においても海水が侵入し、当該被災施設と隣接する一連の施設又は背後地に甚大な被害を与える又はそのおそれが大きい箇所に、仮締切・決壊防止工事を行う。

(4) 土砂災害

- ア. 災害発生後において緊急パトロールを実施し、土砂災害危険箇所を把握する。
- イ. 把握された危険箇所については、必要に応じて県に対し緊急対策の実施を要請する。
- ウ. 二次災害の危険が予想される土砂災害危険箇所については、町民に周知するととも に警戒避難体制の強化を図る。
- エ. 人家等に対する直接的な影響が懸念される場合や、土砂災害の発生につながる異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに応急対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。
- オ. 県、指定地方行政機関等と協力し、土砂災害対策を推進する。

(5) 道路·橋梁災害

ア. 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と被害箇所を把握する。

- イ.管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡 や町民への周知を図る。
- ウ.管理者は、緊急輸送道路等について重点的に点検し、状況により復旧し、交通の確保を図る。
- 工.管理者は、被災した道路、橋梁が唯一の交通路で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合又は本復旧計画に長期間を要するものについては、仮道、仮橋等を設ける。

(6) ため池災害

- ア. 管理者は、緊急点検を実施し、危険箇所を把握する。
- イ. 管理者は、それぞれの管理する箇所で必要に応じ以下の緊急措置を実施する。
 - (ア) 緊急復旧資材の点検・補強
 - (イ) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削※1
- ウ. 危険箇所の町民への周知と警戒避難体制を強化する。

※1開削:土地を切り開いて道路や運河を作ること。

(7) 森林防災対策

- ア. 災害発生後において緊急パトロールを実施し、山地災害危険箇所を把握する。
- イ. 把握された危険箇所については、必要に応じて県に対し緊急対策の実施を要請する。
- ウ. 二次災害の危険が予想される山地災害危険箇所については、町民に周知するととも に警戒避難体制の強化を図る。
- エ. 山地災害の発生につながる異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに応急 対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

(8) 宅地防災対策

- ア. 災害発生後において緊急パトロールを実施し、宅地災害危険箇所を把握する。
- イ. 把握された所管の危険箇所については、緊急対策を実施する。

(9) 下水道災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

- 【資料4 知事管理河川重要水防箇所個別調書】
- 【資料 5 重要水防箇所(防災重点農業用ため池)】
- 【資料6 土石流危険渓流一覧表】
- 【資料7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表】
- 【資料8 山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)】
- 【資料9 山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)】
- 【資料 10 地すべり危険箇所一覧表】
- 【資料 11 土砂災害警戒区域一覧表】
- 【資料 12 海岸重要水防筒所一覧表】
- 【資料 18 町管理橋梁現況一覧表】
- 【資料 19 道路危険予想箇所一覧表】

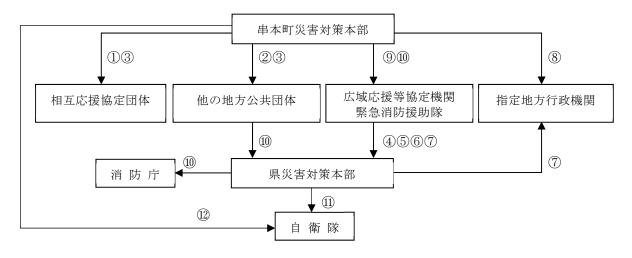
第3章	応援協力等に関する詞	计画
$\mathcal{F} \cup \mathcal{F}$	プロコスコルフェザート スコスコスコン	

項目	初動	応急	復旧	担当
項目		心心	1後 1口	15 日
第1節 指定地方行政機関、県及				 総務課(総務部)、消防本部
び市町村に対する応援要請計画				松/伤 床 (松/伤 百))、 (日 例 本 百)
数 0 数 - 白色形 0 派 惠田註刊 西				総務課(総務部)、消防本部、
第2節 自衛隊の派遣要請計画				陸上自衛隊
第3節 県防災ヘリコプター活用				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
計画				消防本部、総務課(総務部)
第4節 緊急消防援助隊応援要請				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
計画				消防本部、総務課(総務部)
第5節 広域一時滞在対策に係る				総務課(総務部)
応援協力要請				下心 1分 中本 (下心 1分 日)

大規模な災害が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合に、災害対策基本法に基づき他市町村、県、防災関係機関、自衛隊等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期する。

また、本町は、「和歌山県下消防広域相互応援協定」(平成 26 年 6 月) に基づく消防の相互応援や、「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」(平成 8 年 2 月) に基づく応急給水、応急復旧等、県内市町村間の相互応援に努める。

■応援協力の要請系統



	要請等の内容	要請等の根拠
1	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
2	災害の応急措置のための応援要請	災害対策基本法第67条第1項
3	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
4	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第68条第1項

	要請等の内容	要請等の根拠
5	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関 の職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第30条第1項
6	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体 職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第30条第2項
7	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政 機関の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 1 項
8	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政 機関の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
9	消防相互応援協定に基づく応援要請	消防組織法第39条
10	緊急消防援助隊の派遣要請	消防組織法第 44 条第 1 項
11)	自衛隊の派遣要請	災害対策基本法第 68 条第 2 項の 1
12	自衛隊の派遣要請(県に派遣要請の要求ができない場 合の通知)	災害対策基本法第 68 条第 2 項の 2

第1節 指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画

担当 総務課(総務部)、消防本部

1. 計画方針

災害に際して、本町のみでは対応が十分できないときには、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定に基づき他の市町村等に対して、人材や資機材等の協力を要請するとともに、災害が発生した市町村等に応援協力を行う相互応援協力に関し、次のとおり定める。なお、応援職員の受入れの際は、感染症対策のため、執務スペースの適切な空間の確保等に配慮する。

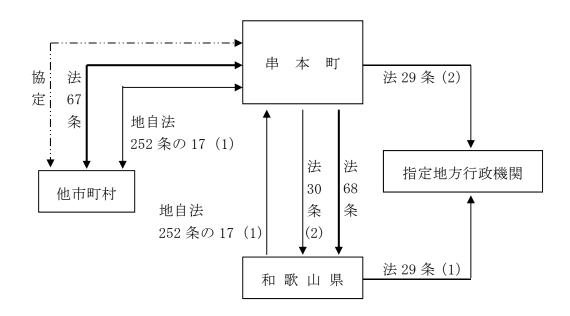
また、県は、被災都道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて県内市町村に対して被災市町村への応援を求める事ができることを踏まえ、本町は、県から応援要請があった場合には、可能な範囲で対応を行うものとする。なお、本町から被災自治体等へ応援職員を派遣する場合、派遣職員の選定に際し、被災先の地域や支援要請の内容を考慮するとともに、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

2. 計画内容

(1) 法律、協定に基づく応援協力の要請系統

町長は、必要に応じて県知事(県災害対策課)に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣要請を行う。

また、他市町村や指定地方行政機関に対しても、各法や協定等に基づき、必要に応じて応援協力を要請する。



(注) --------- 全般的な相互応援協力 法:災害対策基本法 ----- 応急措置の応援要求 地自法:地方自治法 ----- 職員の派遣要請

法第29条(1) 県から指定地方行政機関への派遣要請

法第29条(2)本町から指定地方行政機関への派遣要請

法第30条(2) 県への職員派遣の斡旋要求

法第67条 他市町村への応援の要請

法第68条 都道府県知事等に対する応援の要求、応急措置の要請

地自法第 252 条の 17 (1) 職員の派遣

(2) 応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の 移動を伴わずに応援隊を要請する。

なお、応援に要した費用(交通費、諸手当、食糧費、資機材等の費用及び輸送費)等 については、原則として本町がこれを負担する。

また、災害の発生により、市町村及び当該市町村を包括する県が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、平成25年6月修正災害対策基本法第78条の2に基づき、国(指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長)は、当該市町村に代わって、実施すべき応急措置の全部又は一部を実施しなければならないこととされた。

ア. 応援の要請ができる要件

本町の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- (ア) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき
- (イ) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置 の実施が困難な場合

(ウ) 緊急を要する時、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

イ. 応援にあたっての要請事項

- (ア) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (イ) 応援を必要とする期間
- (ウ) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (エ) 応援を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要事項

ウ. 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、和歌山県知事に対して応援要請を行う。 この場合には、本町から和歌山県の災害対策課を通じて行う。

エ. 他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

また、町長は、災害時相互応援に関する協定(紀南地域防災協議会設立会議・平成25年10月)、大規模災害時における本州四端協議会を構成する地方公共団体の相互援助に関する協定(平成21年1月)を締結した市町村に対して応援要請を行う。

オ. 受入体制の確立

応援部隊の受入先及び活動拠点は、「串本町総合運動公園」、「潮岬望楼の芝」、「上野山防災広場」を予定しているが、部隊の規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、本町災害対策本部会議において決定する。

■応援部隊の集結場所

施設名	所 在 地		
串本町総合運動公園	サンゴ台 1105		
潮岬望楼の芝	潮岬 2865-1 他		
上野山防災広場	上野山 291-1		

(3) 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本町の職員のみでは対応ができない場合は、和歌山県、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

ア. 和歌山県、他の市町村又は指定行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第 29 条又は地方自治法第 252 条の 17 の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に派遣先の身分に併任

し、派遣先の災害応急対策、災害復旧対策に関する必要な事項について事務を行うものである。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ. 職員の派遣の斡旋の要請

町長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関及び他の普通地方公共団体(都道府県及び市町村)の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

なお、総務部は、その場合の手続きを、次の事項を記載した文書で行う。

- (ア)派遣の斡旋を求める理由
- (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ. 身分及び経費の負担

派遣職員の身分及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条に定めるところによる。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

総務省は、震度 6 弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合、応援職員の派遣に関し、関係省庁 (内閣府、消防庁)及び関係団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会等)、被災都道府県からの情報収集及び情報共有を行い、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援する。

本町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて、総務省に対し、総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成)の派遣を要請する。

【資料 17 消防相互応援協定等の締結状況】

第2節 自衛隊の派遣要請計画

担当

総務課(総務部)、消防本部、陸上自衛隊

1. 計画方針

地震・津波災害が発生し、町民の生命及び財産の保護のため町長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、和歌山県知事に対し自衛隊の災害派遣要請の申し入れを行う。

なお、自衛隊は、大規模災害時には提案型支援を自発的に行うこともある。

2. 計画内容

(1) 災害派遣要請基準

- ア. 人命救助のため応援を必要とするとき
- イ. 水害等の災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- ウ. 本町内で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- エ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- オ. 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- カ. 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

(2) 災害派遣要請の手続き

- ア. 災害派遣要請の申し入れは、町長が知事に行う。
- イ. 通信の途絶等により知事への要請の依頼ができない場合は、町長は直接自衛隊に対 し災害の状況を通知する。

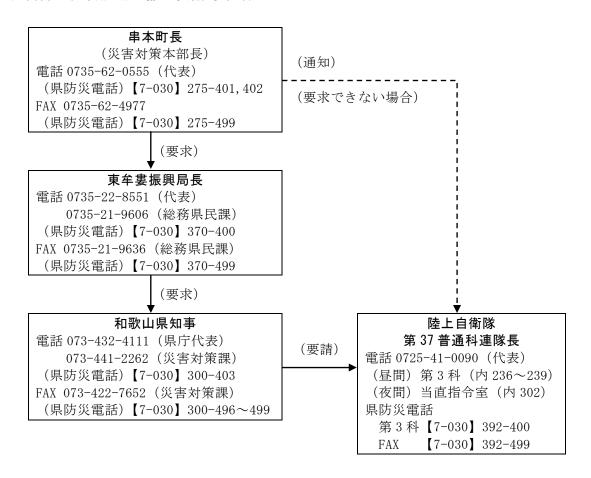
自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に応じ、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

町長は、通知した旨を速やかに知事へ通知する。

- ウ. 前項の場合における申し入れの判断は、警察署及び消防団等の関係機関の長と協議の上、迅速に行う。
- エ. 災害派遣要請の申し入れは、原則として文書によるものとし、以下の事項を記載する。
 - ①災害の情況及び派遣を要請する事由
 - ②派遣を希望する期間
 - ③派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を 口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

■自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順



※県防災電話の【7-030】は、衛星回線を利用するときのみ必要

オ. 知事への報告

自衛隊到着後必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

- ①派遣部隊の長の官職・氏名
- ②隊員数
- ③到着時刻
- ④従事している作業の内容及び進捗状況
- ⑤その他参考となる事項

(3) 災害派遣の受入体制

災害派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その 受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

ア. 派遣部隊の誘導

自衛隊の災害派遣要請を行ったときは、新宮警察署に対し派遣部隊の誘導について 依頼する。

イ. 受入体制

(ア) 町長は、責任者に総務部長を受入班長として指定し、派遣部隊の指揮官との調整 にあたる。

(イ) 受入体制の確立

派遣部隊の集結及び宿泊場所は、「串本町総合運動公園」、「潮岬望楼の芝」、「上野山防災広場」を予定しているが、部隊の規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、本町災害対策本部会議において決定する。

■応援部隊の集結場所

施 設 名	所 在 地
串本町総合運動公園	サンゴ台 1105
潮岬望楼の芝	潮岬 2865-1 他
上野山防災広場	上野山 291-1

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ. 災害時用臨時ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、災害時用臨時 ヘリポートについても準備を検討する。

(4) 派遣部隊の活動内容

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

ア. 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

イ. 避難の援助

緊急安全確保が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送 等を行い、避難を援助する。

ウ. 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を 行う。

工. 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

才. 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。

カ. 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

キ. 応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。 ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

ク. 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合若しくは指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、 医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

ケ. 炊飯及び給水の支援

特に要請があった場合若しくは指定部隊等の長が必要と認めた場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

コ. 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合若しくは指定部隊等の長が必要と認めた場合は、能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(5) 派遣部隊の撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

【資料 38 知事への部隊等の派遣要請要求書及び撤収要請の様式】

第3節 県防災ヘリコプター活用計画

担当

消防本部、総務課(総務部)

1. 計画方針

地震・津波災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災へリコプター を有効に活用し、災害応急対策の実施強化を図る。

2. 計画内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

防災へリコプターは、「和歌山県防災へリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災 ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として本町災害対策本部から の要請により運航する。

(2) 防災ヘリコプター応援要請

本部長の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。

その概要は以下のとおりである。

ア. 応援要請の原則

本町内で災害が発生した場合で、以下のいずれかに該当するとき、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

- ①災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- ②本町の消防力では災害の防御が著しく困難と認められる場合。
- ③その他救急搬送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、 防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

イ. 応援要請の方法

和歌山県防災航空センターに電話等により、以下の事項を明らかにして行う。

- ①災害の種別
- ②災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③災害発生現場の気象状況
- ④災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥応援に要する資機材の品目及び数量

⑦その他の必要事項

ウ. 緊急時応援要請連絡先

■緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター	〒649-2211 西牟婁郡白浜町 3031-56 番地 TEL: 0739-45-8211 FAX: 0739-45-8213			
県防災電話	TEL: [7-030] 364-451, 400 FAX: [7-030] 364-499			

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、以下の活動内容で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- ア. 被災状況等の調査及び情報収集活動
- イ. 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ. 消防隊員、消防資機材等の搬送
- エ. 被災者等の救出
- オ. 救援物資、人員等の搬送
- カ. 災害に関する情報、警報等の伝達の広報活動
- キ. その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

【資料 17 消防相互応援協定等の締結状況】

第4節 緊急消防援助隊応援要請計画

担当

消防本部、総務課(総務部)

1. 計画方針

地震又は津波等により大規模な災害が発生し、本町及び県内の消防力では対応できない と判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき、和歌山県知事に対し緊急消防援助 隊の応援を要請する。

なお、詳細な計画については、「緊急消防援助隊運用要綱(消防庁通知)」及び「和歌山 県緊急消防援助隊受援計画」による。

2. 計画内容

(1) 応援要請基準

- ア.被害の状況から本町及び県内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したとき
- イ. 毒性物質、放射性物質等の発散など特殊な災害に対処するため特別の必要があると 判断したとき
- ウ. 人命救助、緊急輸送等のため航空部隊の応援が必要と判断したとき

(2) 応援要請の手続き

ア. 緊急消防援助隊の応援要請の手続きは、町長が電話により知事に行う。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行う。(要請要綱別記様式 1-2)

ただし、通信の途絶等により知事へ要請ができない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。また、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

■要請先

和歌山県知事 (危機管理局災害対策課)	TEL: 073-441-2262、FAX: 073-422-7652 県防災電話:【7-030】300-403 FAX:【7-030】300-496~499
消防庁長官 (総務省消防庁広域応援室)	TEL: 03-5253-7527、FAX: 03-5253-7537 ◆地域衛星通信ネットワーク(県防災電話) 電話: 7-048-500-90-49013、FAX: 7-048-500-49033 (夜間・休日) 電話: 7-048-500-90-49102、FAX: 7-048-500-49036

- イ. 応援要請は、以下の事項を明らかにして行う。
 - (ア) 災害発生日時
 - (イ) 災害の種別・状況
 - (ウ) 人的・物的被害の状況
 - (工) 応援要請日時
 - (オ) 必要応援部隊(部隊種別及び部隊数)
 - (カ) その他の情報(必要資機材数、装備等)
- ウ. 町長は、知事に対する緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告する。
 - (ア)被害状況
 - (イ) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
 - (ウ) 緊急消防援助隊の任務
 - (エ) その他必要な事項

(3) 応援部隊の受入体制

緊急消防援助隊の応援出動が決定した場合は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるように努める。

- ア. 効率的な応援活動のために、次の項目を記した地理情報(地図等)をあらかじめ準備する。
 - (ア) 航空部隊、地上部隊の進出拠点
 - (イ) ヘリコプターの離着陸場
 - (ウ) 燃料補給可能場所
 - (エ) 防火水槽、プール、河川等水利位置
 - (オ) 食糧品等物資の補給可能場所
 - (カ) 宿営場所
 - (キ) 広域避難場所
 - (1) 救急医療機関
- イ. 宿営場所及び車両保管場所を準備するとともに、現地給油のための燃料を確保する。
- ウ. 消防応援活動調整本部又は緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「調整本部等」という。)が本町に設置される場合は、設置場所及び必要な人員を確保し、資機材等を準備する。
- 工. 調整本部等と消防部との連絡手段を確保する。

(4) 応援部隊の撤収

- (ア) 消防長は、緊急消防援助隊の活動地域について、現場における活動終了の報告があった場合には、本町に派遣された指揮支援隊長とともに、その旨を町長に報告する。
- (4)(ア)の場合において、応援活動に従事した緊急消防援助隊について次の事項を明らかにするとともに、町長に報告する。

第5編 災害応急対策計画(地震·津波災害対策計画)

- a. 活動概要(場所、時間、隊数等)
- b. 活動中の異常の有無
- c. 隊員の負傷の有無
- d. 車両、資機材等の損傷の有無
- e. その他必要な事項
- (ウ) 町長は、災害の状況や(ア) 及び(イ) の報告等に基づき、緊急消防援助隊の応援 が必要ないと判断したときは、和歌山県知事に対し応援要請の解除を連絡する。

【資料 39 緊急消防援助隊応援要請系統図及び連絡票】

第5節 広域一時滞在対策に係る応援協力要請

担当 総務課(総務部)

町長は、大規模広域災害で被災住民の居住場所を本町内に確保できず、県内の他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県知事に報告するとともに、相互応援協定等の締結先市町村や県内の他市町村長に対して、受け入れを希望する被災住民の人数その他必要な事項を示して協議を行う。

(→第1部第2章第4節「避難計画」(8)「避難者の他地区への移送等」参照)

また、県知事から県内外の他市町村の被災住民の受け入れを指示された場合、あるいは 県内の他市町村長から被災者の受け入れについて協議を受けた場合は、正当な理由がある 場合を除き、町長は受入体制を整備する。

なお、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備及び生活支援に努める。

第4章 交通輸送計画

項目		応急	復旧	担当	
第1節 道路交通の応急対策計画	•	•		紀南河川国道事務所、東牟婁振興 局串本建設部、建設課(建設部)	
第2節 船舶交通の応急対策計画	•	•		串本海上保安署、建設課(建設 部)、産業課(経済部)	
第3節 輸送計画	•	•		総務課(総務部)、建設課(建設部)、住民課(救助部)、紀南河川 国道事務所、東牟婁振興局串本建 設部	

第1節 道路交通の応急対策計画

担当

紀南河川国道事務所、東牟婁振興局串本建設部、建設課 (建設部)

1. 計画方針

地震・津波の発生時において、県警察、道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施するほか、道路の応急復旧を実施する。

2. 計画内容

(1) 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見されたとき若しくは通報により承知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行う。

道路交通の制限の権限は、町長(道路管理者)のほか公安委員会、警察署長等及び警察官において有するもので、町長が道路交通の規制を行うにあたっては、新宮警察署長と協議して行う。

また、港湾管理者又は漁港管理者(以下、道路管理者を含めて「道路管理者等」という。)においても、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

5	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通省 県知事 町 長	1. 道路施設の破損、欠壊その他の事由により交通の 危険を防止するため必要があると認められる場合2. 道路施設に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第 1 項
敬言	公安委員会	1. 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第 76 条第 1 項 道路交通法 第 4 条第 1 項
察	警察署長等	・道路交通法第4条第1項に規定する、公安委員会 の行う規制のうち、適用期間が短いものについて 交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
	警察官	 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあり、当該道路における危険を防止するため緊急の必要がある場合 	道路交通法 第 6 条第 2 項 第 4 項

(2) 発見者等の通報

災害時に、道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見 した者は、速やかに警察官又は建設部に通報する。

通報を受けた建設部は、その道路管理者等及びその地域を所管する警察官に速やかに 通報する。

(3) 各機関別実施の要領

道路管理者等又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに以下の要領により交通規制を行う。

ア. 道路管理者

(ア) 交通規制の実施

災害時により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは 通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整の上、速やかに必要な規制を 行う。

ただし、本部長は、本町以外の者が管理する道路、橋梁施設で、危険な状況を予

想、発見したときは、その道路管理者に通知する。

当該道路管理者が即時規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行う。

この場合、本部長は速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を速やかに行う。

イ. 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにする ため、緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行う。

(4) 緊急通行車両の通行確認

基本法第 76 条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続きは、次のとおりとする。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車のほか、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を表示する必要がない。

ア. 緊急通行車両の基準

緊急通行車両の基準は、以下に示すとおりである。

- (7) 道路交通法第39条第1項の緊急車両
- (4) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の 災害応急対策を実施するための運転中の車両とされており、(4) の車両については 緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

また、規制除外車両とは、民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両である。

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

イ. 緊急通行車両の確認

- (ア) 確認の申出
- ①申出場所

警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所

②申出手続方法

緊急通行車両確認申出書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書(輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等)等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類の写しを添付する。

③その他

緊急通行車両確認申出書(車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載)に

ついては各申出場所に備え付けのものを使用。

(イ) 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両と して使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施 行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(ウ) 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見や すい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付ける。

(エ) 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請する。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

- ①災害対策基本法施行令第32条の2第2号に「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されていることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ②原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項 に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ③警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
- ④国民保護法第2条第1項に規定する武力攻撃事態等において、同法第32条第1項 に規定する基本指針、第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項に規定 する国民の保護に関する計画、第36条第1項に規定する国民の保護に関する業 務計画等に基づき、使用される計画がある車両
- ⑤緊急通行車両とならないもののうち、以下のいずれかに該当する車両
 - a. 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - b. 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
 - c. 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
 - d. 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両(重機輸送用車両にあっては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。)

ウ. 緊急通行車両の通行の確保(基本法第76条の6)

- (ア) 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定(以下「指定道路区間」という。)し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。
- (イ) 道路管理者等は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。

- (ウ) 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じる ことができない場合は、道路管理者等は自ら車両等の移動を行うことができる。
- (エ) 道路管理者等は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

(5) 交通規制時の車両の運転者の義務(基本法第76条の2)

基本法に規定する交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

ア. 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁 止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法 により駐車しなければならない。

イ. 前記アに係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(6) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等(基本法第76条の3)

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

- ア. 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となる ことにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その 他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を とることを命ずることができる。
- イ. 前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手 方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官 は、自らその措置をとることができる。

この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両 その他の物件を破損することができる。

ウ. 前記ア及びイを警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(7) 規制の標識等

交通規制を行う実施者は、政令の定めるところにより、以下の標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導にあたる。

ア. 規制標識

規制標識は、以下の様式と方法により設置する。

- (ア) 道路交通法第4条、第5条及び道路法第46条によって規制したとき 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年12月17日号外総理府 建設省令第3号)に定める様式と方法による。
- (イ) 基本法第76条によって規制したとき 基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

イ. 規制内容の表示

規制標識には、以下の事項を明示して表示する。

- (ア) 禁止、制限の対象
- (イ) 規制の区域及び区間
- (ウ) 規制の期間

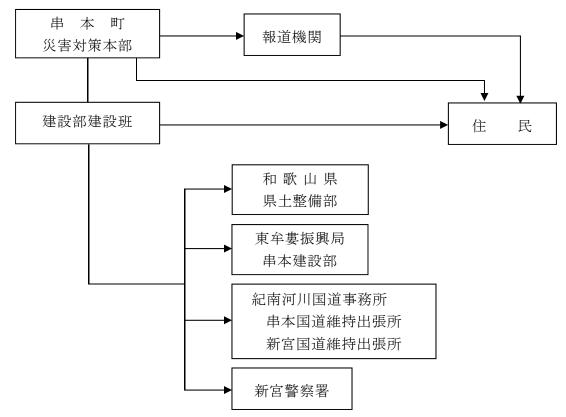
ウ. 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者等は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を、車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

(8) 報告等

規制を行ったときは、以下の要領により報告又は通知を行う。

ア. 系統図



イ. 報告事項

各関係機関は、報告・通知にあたっては、以下の事項を明示して行う。

- (ア) 禁止、制限の種別と対象
- (イ) 規制する区域及び区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由
- (オ) 迂回路その他の状況

(9) 道路の応急復旧

ア. 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ. 本部長の責務

(ア) 他の道路管理者に対する通報

本部長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路が、がけ崩れ及び地震等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(イ) 緊急の場合における応急復旧

本部長は、事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

第5編 災害応急対策計画(地震·津波災害対策計画)

(ウ) 知事に対する応援要請

本部長は、本町が管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、東牟婁振興局串本建設部を経由して知事に対して応急復旧の応援を要請する。

【資料 19 道路危険予想箇所一覧表】

【資料30 緊急通行車両事前届出制度のフローチャート】

【資料 46 東海大地震の警戒宣言発令時における和歌山県内の「広域交通規制対象道路」及び「広域交通検問所」】

第2節 船舶交通の応急対策計画

担当 串本海上保安署、建設課(建設部)、産業課(経済部)

1. 計画方針

地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定める。

2. 計画内容

(1) 航行規制の実施者等

田辺海上保安部長は、航行制限にあたって、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡をとるよう配慮する。

実施責任者	港名	規制内容
		1. けい留等の制限
	新宮、宇久井、勝浦、	2. 移動命令
田辺海上保安部長	浦神、古座、串本、	3. 漂流物等の除去命令
(田辺港長)	日置、田辺(特定港)、	4. 灯火の制限
	日高	5. 火気取扱の制限・禁止
		6. 船舶交通の制限・禁止

(2) 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は船舶交通が極めて混乱している状況を発見した 者は、速やかに田辺海上保安部長又は経済部に通報する。

通報を受けた経済部は、その港湾の最寄りの海上保安部署長に通報する。

(3) 航行規制の要領

- ア. 災害等による水路の損壊沈没物等のため、船舶の航行に危険がある場合は、田辺海 上保安部長は港内における船舶交通の制限・禁止を行う。
- イ. 船舶交通の制限・禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡 視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。

また、必要に応じて標識を設置する。

(4) 航路障害物の除去

ア. 田辺海上保安部

- (ア) 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除 去作業を行う。
- (イ) 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業

第5編 災害応急対策計画(地震·津波災害対策計画)

- の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。
- (ウ) 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

イ. 港湾管理者及び漁港管理者

所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。

また、必要ある時は、除去命令を出す。

第3節 輸送計画

担当

総務課(総務部)、建設課(建設部)、住民課(救助部)、紀南河川国道事務所、 東牟婁振興局串本建設部

1. 計画の方針

地震・津波の発生時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確 実な輸送を確保するため、陸、海、空のあらゆる有効な手段を利用し、総合的かつ積極的 に緊急輸送を実現する。

また、特に機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。

2. 計画の内容

(1) 基本方針

ア. 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、以下の事項に配慮して行う。

- (ア) 人命の安全
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な推進

イ. 輸送対象の想定

- (7) 第1段階
- ①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ③災害対策要員、情報通信、電力、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な 人員及び物資等
- ④後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び 物資
- (1) 第2段階
- ①上記(ア)の続行
- ②食糧及び水等生命の維持に必要な物資
- ③傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (ウ) 第3段階
- ①上記(イ)の続行
- ②災害復旧に必要な人員及び物資
- ③生活必需品

ウ. 実施者

災害輸送は他の計画で定めるもののほか、本部長の命を受け、救助部が担当する。

(2) 輸送の種別

災害輸送は以下の手段のうち最も適切な方法により実施する。

- (ア) 自動車及びバイク等による輸送
- (イ) 鉄道軌道等による輸送
- (ウ) 船舶による輸送
- (エ) ヘリコプター等による空中輸送
- (オ) 人力等による輸送

(3) 輸送力の確保等

ア. 自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね以下の順序による。

- (ア) 当該実施機関所有の車両等
- (イ) 公共的団体所有の車両等
- (ウ) 営業用の車両等
- (エ) その他の自家用車両等

イ. 本町の措置

- (ア) 本町所有の車両を優先して調達するなどの方法で確保に努める。
- (4) 本町の輸送に必要な車両及び要員等の確保については、適宜町内の業者所有の 車両等を借上げて調達するなどの方法で確保に努める。
- (ウ) 本町所有の車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して東牟婁振興局に 応援を要請する。

ウ. 鉄道軌道等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資等を確保したときで、鉄道軌道等による輸送が最も適当であると判断したときは、鉄道軌道等による輸送を行う。

エ. 船舶による輸送

陸路の交通が途絶した場合には、県本部を通じて田辺海上保安部、海上自衛隊又は 近畿海運局勝浦海運支局に対し、船舶の出動を要請する。

オ. ヘリコプター等による空中輸送

一般交通途絶時にともない緊急に空中輸送が必要なときは、本部は県本部を通じ、 県及び自衛隊所有のヘリコプターによる空中輸送出動を要請する。

なお、空中輸送による救助物資の投下場所及びヘリコプター発着場地点は、資料 29 のとおりとする。

(4) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に 集積する。

■本町における緊急物資集積場所

施設名	所在地		
串本町 B&G 海洋センター	サンゴ台 1060 番地 42		
上野山防災倉庫	上野山 291 番地 1		

(5) 緊急輸送道路等の確保

ア. 道路管理者

緊急輸送道路(国、県、自衛隊等で構成された和歌山県緊急輸送道路ネットワーク 計画等策定協議会が選定する「第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊 急輸送道路」)及び地域緊急輸送道路(本町が指定)のそれぞれの道路管理者は、緊急 交通路の点検及び道路啓開を行う。

イ. 点 検

使用可能な緊急輸送道路等を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検 を行い、その結果を県本部及び県警察本部(新宮警察署)に連絡する。

ウ. 啓開作業

民間建設業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

(6) 緊急輸送の予定路線

ア. 緊急輸送予定路線

災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための緊急輸送予定路線 は、以下のとおりとする。

■本町役場庁舎からの緊急輸送予定路線

(7) 本町役場庁舎~和歌山県庁

本町役場庁舎→サンゴ台中央線(町道)→国道 42 号→近畿自動車道紀勢線→国道 24 号→県道鳴神木広線→県道和歌山野上線→県道和歌山港線→和歌山県庁

(イ) 本町役場庁舎~東牟婁振興局

本町役場庁舎→サンゴ台中央線(町道)→国道 42 号→東牟婁振興局

(ウ) 本町役場庁舎~南紀白浜空港

本町役場庁舎→サンゴ台中央線(町道)→国道 42 号→県道白浜温泉線→南紀白浜空港

(工) 本町役場庁舎~関西国際空港

本町役場庁舎→サンゴ台中央線(町道)→国道 42 号→近畿自動車道紀勢線→関西空港自動車道→関西国際空港連絡橋→関西国際空港

(オ) 本町役場庁舎~新宮港

本町役場庁舎→サンゴ台中央線(町道)→国道 42 号→新宮港(新宮市)

(カ) 本町役場庁舎〜総合運動公園 本町役場庁舎→サンゴ台中央線(町道)→総合運動公園(ヘリポート)

(キ) 本町役場庁舎~くしもと町立病院

本町役場庁舎→サンゴ台中央線(町道)→サンゴ台 7 号線(町道)→くしもと町立病院(災害医療拠点)

イ. 啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急輸送道路等が途絶した場合、道路管理者は、関係機関等の協力を得て、この輸送道路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の 啓開作業を優先的に行う。

(7) 災害救助法による適用範囲

災害救助法による輸送費及び賃金職員等雇上費は、以下のとおりである。

ア. 対 象

- (ア) 被災者の避難
- (イ) 医療及び助産
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 遺体の捜索
- (カ) 遺体の処理
- (キ) 救済用物資の整理配分

イ. 費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

ウ.期間

救助の実施が認められる期間以内とする。

【資料 29 災害時用臨時ヘリポート一覧表】

第5章 公共的施設災害応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1節 上水道施設災害応急対策 計画	•	•		水道課 (建設部)
第2節 公衆電気通信施設災害応 急対策計画	•	•		西日本電信電話株式会社 各通信事業者
第3節 電力施設災害応急対策計画	•	•		関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社
第4節 鉄道施設災害応急対策計画	•	•		西日本旅客鉄道株式会社近畿統 括本部和歌山指令所

第1節 上水道施設災害応急対策計画

担当

1. 計画方針

地震・津波により水道施設に被害が生じた場合は、速やかに応急措置を講じ、給水確保 に努める。

2. 計画内容

(1) 実施者

上水道施設の応急対策にかかわる業務は、建設部水道班が実施する。

(2) 応急措置

建設部水道班は、地震・津波の発生時に、取水、導水、浄水及び送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水に努める。

(3) 応急復旧

- ア. 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
- イ. 応急復旧作業の実施に際しては、指定給水装置工事事業者に要請するとともに、建 設業者の応援を求める。
- ウ.被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早 急に発注する。

- エ. 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、総務部と連携を図りつつ、速やかに、相互応援協定等に基づく支援の要請を行う。
- オ. 配水支管、給水管の被害が大きい地域においては、共用栓*1による拠点給水・運搬 給水を実施する。

管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、 仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

- カ. ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。
 - *1共用栓:共用栓給水装置(共用栓)とは、2戸以上又は2箇所以上で共用する給水 装置をいう。

(4) 応援要請

災害の応急復旧が、本町独自では不十分であると判断される場合、日本水道協会和歌 山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき応援を要請する。

ア. 応援要請先

第6ブロック代表都市である新宮市

イ. 応援活動の内容

- (7) 応急給水作業
- (4) 応急復旧作業
- (ウ) 応急復旧資材の供出
- (エ) 工事業者の斡旋
- (オ) 前に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

ウ. 要請方法

口頭、電話又は通信、無線等により行い、後日文書により速やかに要請先まで提出する。

<明記事項>

- (ア) 災害の状況
- (イ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (ウ) 必要とする職員の職種別人員
- (エ) 応援の場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第2節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

担当

西日本電信電話株式会社、各通信事業者

1. 計画方針

各事業者は、地震・津波により電気通信施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

2. 計画の内容

(1) 地震・津波時における情報の収集及び連絡

ア. 情報の収集、報告

地震・津波が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (7) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼働状況
- (カ) その他必要な情報

イ. 社外関係機関との連絡

地震・津波が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

○県、本町、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気 象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機 関、自衛隊及びその他の必要な機関

(2) 通信の非常疎通措置

- ア.「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- イ. 地震・津波の発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に 伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(3) 地震・津波時における広報

- ア. 地震・津波の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限 の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通 ができないことによる社会不安の解消に努める。
- イ. テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- ウ. 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、本町との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

(4) 通信建物、設備等の重視と点検

津波襲来時等に備えて、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を 実施する。

(5) 工事中の設備に対する安全装置

津波の来襲のおそれがある場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中止する。

工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保 安措置等を講じる。

第3節 電力施設災害応急対策計画

担当

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

1. 計画方針

電気施設を災害から防護するため、関西電力株式会社並びに関西電力送配電株式会社と協力し、各種施策を実施するとともに、地震・津波災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

2. 計画内容

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、以下に掲げる情報を迅速かつ的確に把握する。

ア. 一般情報

- (7) 気象、地象情報
- (イ) 一般被害情報
 - 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、 ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全 般の被害情報
- (ウ) 対外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への 対応状況)
- (エ) その他災害に関する情報(交通状況等)

イ. 当社被害情報

- (ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- (イ) 停電による主な影響状況
- (ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- (エ) 従業員の被災状況
- (オ) その他災害に関する情報

(2) 広報活動及び方法

地震・津波の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため広報活動を行う。

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 対策要員の確保

- ア. 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策組織要員は 気象、地象情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- イ.対策組織が設置された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。 なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員 はあらかじめ定められた基準に基づき直ちに所属する事業所に出動する。
- ウ. 交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動 し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 復旧用資機材の確保

ア.調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (ア) 現地調達
- (イ) 対策組織相互の流用
- (ウ) 他電力会社等からの融通

イ. 輸 送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ事業者が調達契約をしている協力 会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ. 復旧用資機材置場等の確保

震災時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が 困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を 図る。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

(6) 応急工事

ア. 応急工事の基本方針

震災に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘 案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ. 応急工事基準

震災時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(工) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(オ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信 設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ. 災害時における安全衛生

応急工事の作業は、通常作業に比し、悪条件のもとで行われることから、安全衛生 については十分配慮して実施する。

第4節 鉄道施設災害応急対策計画

担当

西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山指令所

1. 計画方針

地震・津波災害の発生により、鉄道に関する事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の災害応急対策等は、西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部新宮駅と協力して応急措置にあたる。

2. 計画内容

災害等により応急対策等を実施する場合は、「近畿統括本部鉄道事故及び災害応急処置標準」により応急復旧活動を行う。

(1) 初動措置

ア. 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態が発生又は発生が予想される場合は、列車抑止し線路・橋梁・重要建築物・電車線路及び信号保安設備等の巡回・固定警備により安全確認を行う。

イ. 列車の措置

乗務員は列車の運行に支障を生じるおそれのある災害発生現場に遭遇した場合は、 速やかに停止の措置をとる。ただし、危険な箇所に停止した場合、安全な箇所に移動 する。

また、状況によっては旅客の避難救出救護の要請を行うとともに関係箇所に対し必要事項の速報を行う。

ウ. 駅の措置

駅長は災害の程度に応じて、以下の措置をとる。

- (ア) 駅舎及び関連施設の応急措置
- (イ) 情報収集
- (ウ) 必要に応じ、列車防護、救護所の開設、医療機関の救援要請等

(2) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア. 避難誘導

(ア) 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

(イ) 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。

また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山指令所(最寄り駅)に連絡処置を講じる。

イ. 救出救護

列車の脱線、転覆又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生した場合は、駅長及び 乗務員は直ちに救出救護活動を行う。

本部長は、西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部新宮駅と連絡を取り、協力して救出救護活動にあたる。

第2部 応急期の活動

第1章 り災者救助保護計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1節 災害救助法の適用計画	•			福祉課 (救助部)
第2節 被災者生活再建支援法の 適用計画	•	•		福祉課(救助部)、こども未来課 (救助部)、税務課(救助部)、住 民課(救助部)
第3節 食糧供給計画				住民課 (救助部)
第4節 給水計画				水道課 (建設部)
第5節 物資供給計画				住民課 (救助部)
第6節 物価対策計画		•	•	関係各部班
第7節 住宅·宅地対策計画			•	建設課(建設部)、総務課(総務部)
第8節 被災建築物·宅地応急危 険度判定計画		•		建設課 (建設部)
第9節 災害弔慰金等支給及び援 護資金等貸付計画		•	•	福祉課(救助部)、こども未来課 (救助部)
第10節 義援金、救援物資の受付・配分計画	•	•		福祉課(救助部)、こども未来課 (救助部)、税務課(救助部)、住 民課(救助部)

第1節 災害救助法の適用計画

担当 福祉課 (救助部)

1. 計画方針

地震・津波時におけるり災者等の救助及び保護は、次による。

災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については知事から町長に委任され、町長が行うことになる。

町長は、被害状況を検討し、災害救助法の適用基準に合致するときは、直ちに和歌山県 知事に対して、災害救助法の適用を申請する。

2. 計画内容

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行われる。

(1) 災害が発生した場合の適用条件等

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし同一災害による本町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

- ア.全壊、全焼、流失により住家の滅失した世帯(以下「被害世帯」という)が50世帯以上に達したとき。
- イ.被害世帯数がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり県内の被害世帯数が1,000世帯以上の場合は、アの被害世帯数が半数以上に達したとき。
- ウ.被害世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲にわたり全県内の被害世帯数が 5,000世帯に達したとき。
- エ. 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。(「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、災害により被害を受け又は現に救助を必要とする者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。)
- オ. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次の基準に該当すること。
 - (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - (イ) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- カ. 住家が滅失した世帯(全壊、全焼、流失)の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

■災害救助法適用基準世帯数

区分	人 口 (令和4年8月末)	適用世帯数	県下で 1,000 世帯以上が 被害にあった場合の適用世帯数 (左欄適用世帯数の半数以上)
串本町	14, 830	40	20

※人口が、5,000人以上、15,000人未満の場合に40世帯以上

(2) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定める ところによるが、災害の種別・地域条件、その他の状況によって知事が必要と認める範 囲において実施する。

■救助法による救助の種類

- ア. 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- イ. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- 工. 医療及び助産
- オ. 被災者の救出
- カ. 被災した住宅の応急修理
- キ. 学用品の給与
- ク. 埋葬
- ケ. 遺体の捜索及び処理
- コ. 障害物の除去(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。)

(3) 救助法が適用されるに至らない場合

救助法適用に至らない被害が発生した場合のり災者救助保護計画は、その都度、町長が定める。

【資料40 災害救助法による救助の程度・方法及び期間】

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画

担当

福祉課(救助部)、こども未来課(救助部)、税務課(救助部)、 住民課(救助部)

1. 計画方針

地震・津波の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画に よる。

被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給事務については、県から被災者生活再建 支援法人(公益財団法人都道府県会館)に全部委託され、また、法人から本町へ一部委託 し、実施する。

なお、本町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

支援法の適用基準は、以下のとおりである。

2. 計画内容

(1) 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る地震・津波等の自然災害に適用 される。

(火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該原因が自然現象によるものは対象となる。)

- ア. 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ. 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ. 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ. ア又はイの市町村を含む都道府県内にあって、5 世帯以上の世帯が全壊する被害が発生した他市町村(人口 10 万人未満のものに限る。)における自然災害
- オ. ウ又はエに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、ア、イ、ウのいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口 10万人未満のものに限る。)における自然災害
- カ. ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合における 市町村(人口10万人未満のものに限る。)で、5世帯(人口5万人未満の市町村にあっては2世帯)以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

(2) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯。

ア. 住宅が全壊した世帯

- イ. 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅 を解体した世帯
- ウ. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見 込まれる世帯
- エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯 (大規模半壊世帯)
- オ. 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(中規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下のア及びイの支援金の合計となる。(中規模半壊は、加算支援金のみ。)

ア. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

- (ア) 世帯人数が2人以上の被災世帯(以下「複数世帯」という。)の世帯主に対する 支援額は100万円(大規模半壊世帯にあっては50万円)とする。
- (イ) 世帯人数が1人の被災世帯(以下「単数世帯」という。)の世帯主に対する支給額は75万円(大規模半壊世帯にあっては37万5千円)とする。

イ. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

- (ア) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯については、複数世帯は 200 万円、単数世帯については 150 万円とする。
- (4) その居住する住宅を補修する世帯については、複数世帯は100万円、単数世帯は75万円とする。
- (ウ) その居住する住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯については、複数世帯は50万円、単数世帯は37万5千円とする。

■基礎支援金及び加算支援金

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の建方法)		計
全壊		建設・購入	200 万円	300 万円
解体	100 万円	補修	100 万円	200 万円
長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
		建設・購入	200 万円	250 万円
大規模半壊	50 万円	補修	100 万円	150 万円
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円

	基礎支援金	加算支援金		計	
	(住宅の被害程度)	(住宅の建方法)		日	
		建設・購入	100 万円	100 万円	
中規模半壊	_	補修	50 万円	50 万円	
		賃借(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円	

[※]単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200万円(又は100万円)まで(単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)。

(4) 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準「災害の認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」等により本町が被害認定を行う。

調査にあたっては、救助部調査班が担当するものとし、迅速かつ的確な調査を行う。 また、調査票の記入の方法及び調査内容についてあらかじめ周知しておく。

被害等の認定基準は、「第5編第1部第1章第4節 被害情報等の収集計画」に準じる。

なお、大規模災害時には、県に認定業務の支援を要請することができる。

(5) 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の申請は、次の書類を提出し申請しなければならない。

ア. 被災者生活再建支援金支給申請書

イ. り災証明書(本町発行)

世帯主(被災者)が居住する自治体が、当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認の上、発行する書類。

ウ. 解体証明書

「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地内に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であり、修理するのにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合に、そのことを証明する書類。

エ. 住民票

住民票は、被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要。 アの申請書に、マイナンバーを記入した場合は添付不要。

オ. 預金通帳の写し(申請者が用意)

銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主(被災者)本人名義の記載があるもの。

カ. 加算支援金を同時に請求する場合

今後居住する住宅をどのようにするか(住宅の建設・購入、補修又は賃借)に応じ、

そのことが確認できる契約書等の写し。

(6) 支援金の申請期間

支援金は、次のア~ウまでに申請しなければならない。

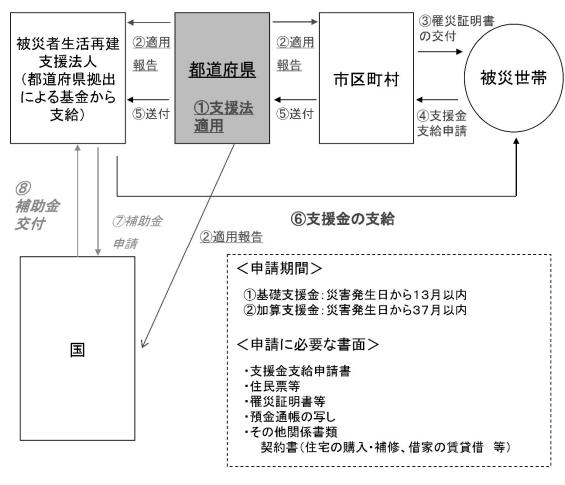
- ア. 基礎支援金は、災害があった日から起算して13ヶ月が経過する日
- イ. 加算支援金は、災害があった日から起算して37ヶ月が経過する日
- ウ. 特定長期避難世帯への加算額は、当該避難指示等又は立入制限等が行われている期間が通算して3年を経過した日から起算して13ヶ月を経過する日

(7) 実施窓口と支援金支給のながれ

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人都道府県センターが、平成 11 年 2 月 8 日付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

また、同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を本町で受付し、県を経由して公益財団法人 都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金の支給 を行う。



(8) 本町の事務体制

- ・制度の周知(広報)
- ◎住宅の被害認定
- ◎り災証明等必要書類の発行
- ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ◎支給申請書の受付・確認等
- ◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
- ○支援金の返還に係る請求書の交付
- ○加算金の納付に係る請求書の交付
- ○延滞金の納付に係る請求書の交付
- ○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
- ・その他上記に係る付帯事務
 - ※「◎」は本町で行う事務、「○」は委託を受けて行う事務、「・」は必要な事務

(9) その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括管(防災担当)通知等に基づき行う。

第3節 食糧供給計画

担当 住

住民課 (救助部)

1. 計画方針

地震・津波による災害の発生時において、避難者、被災者及び応急対策要員等に対する 食糧の供給は、県、隣接市町村、農林水産省農産局(以下「農産局」という。)、その他関 係機関の協力のもとに本計画により実施する。

また、平常時から家庭及び企業での備蓄について推進を図る。

2. 計画内容

(1) 実施者

被災者に対する炊き出し及び食糧品の供給は、本部長指示の下、関係課と密接な連携を図るとともに自主防災組織、区、婦人会、日赤奉仕団及びボランティア団体等の協力を得ながら救助部物資調達班が担当する。

(2) 実施場所

炊き出しは、避難所又は避難所近くの適切な場所を選んで臨時の炊き出し所を設置する。

ただし、炊き出し場所に出向くことの困難な被災者に対しては、個々に巡回して食糧を供給する。

(3) 炊き出しの方法

避難所での食糧の受入、配布及び炊き出しは、自主防災組織、区、婦人会、日赤奉仕 団及びボランティア団体の協力を得ながら救助部が実施する。

なお、炊き出しのために必要な原材料等の調達は本町本部において行うが、不可能な場合は、知事に対し、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀(以下「応急用米穀」という)の数量を申請する。また、やむを得ない理由により、本町本部長が、農産局長に直接要請した場合は、知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

(4) 食糧品の調達

- ア. 備蓄食糧(アルファ化米等)等を備蓄倉庫及び各地区備蓄場所より搬出して避難所へ配布する。
- イ. 炊き出し、その他の食品供給のため必要な原材料の調達は、本部長の指示に従い経済部が行う。
- ウ. 大規模な災害が発生し、災害救助法が適用された場合、本町単独で必要な米穀等が 確保できない場合は、県知事等に災害救助用米穀等の引渡しを要請する。

- エ. 調達に際しては、被災乳幼児(2歳未満)用の調整粉乳・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や食物アレルギー対応食品、介護食品等に配慮した食糧調達の要否を確認の上、必要に応じて調達する。
- オ. 食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援 システムを活用し、必要に応じて、県に食料支援を要請する。

■食糧等の調達の目安

	災害発生	Ξ 24 🖡	寺間 2	日目 3	日目 4日月	目以降
公 的 備 著	芸					
流通在庫品	1					
広 域 応 扱	至					
救 援 物 資	Ş.					
家庭内備蓄	芸					
炊き出し	_					

(5) 食糧品給与基準

災害救助用食糧は、精米で被災者一食当たり 200 精米グラムとする。 ただし、消費の実情に応じて乾パン (一食当たり 100 グラム) の供給を行う。

(6) 要配慮者への配慮

高齢者、病弱者、障がい者等に対しては優先して、また確実に配布されるようにする とともに、必要に応じて茶粥等食べやすい食糧の供給に努める。

また、乳幼児には、粉ミルクや液体ミルク等の供給を行う。

(7) 食糧品給与対象者

食料品の給与対象者は以下のとおりであり、避難所は在宅避難者が必要な水や食料等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点ともなることについて他の避難所被災者の理解を求める。

- ア. 避難所に収容された者
- イ. 住家の被害が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水等であって、炊事の出来ない者
- ウ. 旅館や宿泊施設の宿泊人及び一般家庭の来訪者
- エ. 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

(8) 食糧品給与期間

炊き出し期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分程度の食糧を 現物により支給することができる。

なお、この期間内に復旧作業が困難な場合は、本部長が県本部に期間延長を申請し、

承認を得たときは期間を延長することができる。

(9) 食糧の受払管理簿の整備・保管

食糧の受領又は供給について、食糧の種類・数量及び供給先名等を確認の上、食糧受払簿等を作成して適正な管理を行う。

- ア. 救助実施記録日計票 [様式 4]
- イ. 炊き出し給与状況「様式4]
 - (ア) 炊き出し受給者名簿 [様式 9]
 - (4) 食糧品現品給与簿 [様式 10]
- ウ. 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 [様式 11]
- エ. 炊き出し用物品借用簿 [様式 12]
- オ. 炊き出しその他による食品供給のための食糧購入代金等支払い証拠書類
- カ. 炊き出しその他による食品供給のための物品受払証拠書類

(10) 備蓄の推進

本町及び防災関係機関は、広報やパンフレット等を活用して、各家庭や企業で各一人 あたり3日分(できれば一週間分)の食糧等の備蓄を推進する。

- 【資料 31 現有備蓄量一覧表】
- 【様式4 災害救助法関係様式】
- 【様式9 炊き出し受給者名簿】
- 【様式10 食糧品現品給与簿】
- 【様式11 炊き出しその他による食品給与物品受払簿】
- 【様式12 炊き出し用物品借用簿】

第4節 給水計画

担当

水道課 (建設部)

1. 計画方針

地震災害のため給水施設の破損あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができなくなった者に対し、最小限必要な量の飲料水の供給を行う。

なお、応急給水の実施は、医療施設、救護所、社会福祉施設及び避難所等を優先的に行う。

2. 計画内容

(1) 実施者

本部長の命を受け、建設部水道班が担当する。

建設部水道班は、本町内において給水計画を立て、1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、さらに風呂・トイレ及び炊事等に必要な生活用水の確保にも努める。 ただし、本町において実施できないときは、近隣市町村長若しくは水道災害相互応援協定等に基づき応援要請を行い実施する。

(2) 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

(3) 補給水利の種別

ア. 上水道

イ. 井戸水

(4) 給水量の目安

災害発生から3日以内は1人1日3リットル、10日目までには3リットル~20リットル、20日目までには20リットル~100リットルを供給することを目安とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるよう努める。

■給水量の目安

内容	期間	1人当たり 水量 (リットル/日)	水量の用途内容	給水方法と応急給水量 の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	・生命維持のため の最小限必要量	・自己貯水による利用とあ わせ水を得られなかった 者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日目まで 11日目から 20日目まで	3~20 20~100	・調理、洗面等最低 限生活に必要な 水量 ・最低限の浴用、洗 濯に必要な水量	・自主防災組織、区、婦人会等の地域組織を中心とする給水と応急拠点給水・復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21 日目から 完全復旧まで	100~ 被災前水量	・通常給水とほぼ 同量	・仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

(5) 飲料水の供給方法

飲料水はおおむね以下の方法により供給する。

ア. 拠点給水

給水は原則として本町内の浄水池等に給水基地を設け、避難所等の給水拠点において給水を行う。

特に被害の大きい地域での給水活動に努める。

イ. 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況により、消火栓から応急仮配管による給水が可能な場合は関係機関の協力を得て応急給水を実施する。

ウ. 給水所の周知・徹底

防災行政無線、広報車等により、住民に周知する。

エ. 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸については、水質検査を行い、滅菌消毒(残留塩素 0.2 mg/リットル)を確認の上、飲料水として適当と認められた場合は、管理者と協議の上、付近のり災者のために飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、その汚染の程度に応じて消毒(残留塩素 0.2 mg/リットル以上確認)等を行い、生活用水として利用できるよう努める。

オ. 給水車又は容器等による運搬供給

本町内において水を確保することが困難なときは、浄水場や被災地に近い水源地・

水道等から取水し、被災地域内の給水拠点等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。 この場合、特に病院、避難所施設等緊急度の高い所を優先とする。

カ. ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通し、減菌して飲料水を確保する。

(6) 県への報告

飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに東牟婁支部串本救助保 健班(新宮保健所串本支所)を経由の上、県本部食品安全・生活衛生班(食品・生活衛 生課)へ報告する。

(7) 応援要請

飲料水の供給ができないと判断したときには、近隣市町村長若しくは水道災害相互応援協定に基づき、第6ブロックの代表都市である新宮市へ以下の事項を明示の上、協力要請を行う。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
- (ウ) 必要とする職員の職種別人員
- (エ) 応援の場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) その他必要な事項

(8) 水道の対策

本部長は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道部及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、以下の方法により対策を講じるよう指示する。

- ア. 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- イ. 施設の損壊、漏水等を認めたときは、応急措置を講じる。
- ウ.保健所(新宮保健所串本支所)の指導により、各水道とも末端残留塩素検出量を 0.2 mg/リットル以上確実に保持するよう努め記録しておく。

(9) 救助法による基準

ア. 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、定められた期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、知事が内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で期間を延長できる。

イ. 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

(ア) 水の購入費

第5編 災害応急対策計画(地震·津波災害対策計画)

- (イ) 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
- (ウ) 浄水用の薬品費及び資材費

ウ. 書類の整備保管

飲料水の供給を行うときは、水道部長を責任者とし、以下の書類を整理保管する。

- (7) 救助実施記録日計票 [様式 4]
- (4) 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿 [様式 13]
- (ウ) 飲料水の供給簿 [様式 4]
- (エ) 飲料水供給のための支払証拠書類

【資料 31 現有備蓄量一覧表】

【様式4 災害救助法関係様式】

【様式13 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿】

第5節 物資供給計画

担当

住民課 (救助部)

1. 計画方針

地震・津波によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与に関し、次のように定める。

2. 計画内容

(1) 実施者

本部長の命を受け、救助部が担当する。 救助部は、り災者への生活必需品等の調達、供給を行う。

(2) 給与又は貸与の対象者及び品目等の基準

ア. 対象者

- (ア) 災害により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を 受けた者
- (4) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (ウ)被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ. 供給品目等の基準

- (ア)被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目 の範囲内において現物をもって行う。
- ①被服、寝具及び身のまわり品
- ②日用品
- ③炊事用具及び食器
- ④光熱材料
- (4) 供給品目、供給のための支出できる経費の限度、期間等は、「災害救助法による 救助の程度、方法及びその費用の範囲」のとおりとする。

3. 調達方法

- ア. 本町は避難所等ごとの必要量を算定し、備蓄品を供給する。 それでも賄えない場合は、本町内業者の応援を要請する。
- イ. 本町のみで必要量が確保できない場合は、和歌山県、東牟婁振興局等に対し物資の

調達斡旋を依頼する。

また、近隣市町村にも応援を要請する。

ウ. 物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援 システムを活用し、必要に応じて、県に物資支援を要請する。

4. 供給の方法

(1) 物資の供給

物資の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握し、被災者間に公平に配分する。

(2) 町民等の協力

配分にあたっては、自主防災組織、区、婦人会等の協力を得て行う。

(3) 物資の受け払いの管理

物資の供給にあたっては、避難所ごとに物資の受け払い責任者を設けるとともに、「避難所用物品受払簿」を備え、避難所ごとに受け払いを記録し、常に手持ち数量を明確にしておく。

5. 救援物資の受入

災害時には、大量の救援物資の搬入があった場合、適切な受け入れを行うとともに、避 難所等へ迅速な配送を行う。

(1) 受入拠点

災害による救援物資等が本町に送られてきたときは、串本町 B&G 海洋センター、上野山防災広場(緊急物資の集積場所=物資集配拠点)において、その品目別に分類、整理し配分する。

(2) 救援物資の管理

受け入れた救援物資は、数量等を把握し、種類ごとに区分し、出荷しやすい状態で維持管理する。

6. 要配慮者への配慮

被服・寝具その他生活必需品の物資の供給実施については、要配慮者を優先的に行うものとし、できる限り要配慮者個人のニーズに対応する。

7. 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。ま

た、高齢者や障がい者、女性、乳幼児など、避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

本町は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に 努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法につい ても配慮する。

なお、国は、被災地からの要請がない中でも、広域的見地から被災市町村を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えるとともに、企業・団体からの大口の義援物資について、被災地のニーズに応じた物資とするようその内容のリストを報道機関等を通じて公表することとなっており、本町は避難者ニーズの把握に基づき必要とする物資の確保について、先行的に県に対し協力を要請する。

8. 個人備蓄の推進

本町(救助部)は、風水害等の直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭に おける備蓄を推進する。

9. その他

物資を供給する場合は、救助部長を責任者とし、給付等の記録及び受領書等を作成し、 整理保管する。

- ア. 救助実施記録日計票「様式4]
- イ.物資受払簿 [様式14]
- ウ. 被服、寝具その他生活必需品の給与状況 [様式 4]
- 工. 物資購入関係支払証拠書類
- オ. 備蓄物資払出し証拠書類

【資料 31 現有備蓄量一覧表】

【資料40 災害救助法による救助の程度・方法及び期間】

【様式4 災害救助法関係様式】

【様式14 物資受払簿】

第6節 物価対策計画

担当

関係各課 (関係各部班)

1. 計画方針

震災時における生活関連物資の物価安定対策は、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

2. 計画内容

(1) 物価の安定及び物資の安定供給

本町をはじめ関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

本町は、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や災害広報活動等を行い万全を尽くす。

ア. 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

イ. 生活必需品等の確保

生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、県、近隣市 町村、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

ウ. 物価の監視

県と協力し、物価の動きを調査、監視する。

第7節 住宅・宅地対策計画

担当

建設課(建設部)、総務課(総務部)

1. 計画方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

2. 計画内容

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画の策定と実施は、建設部・総務部が行うが、本町での実施が困難な場合は県が行うことができる。また、災害救助法が適用された場合には、県が供給を行う。

なお、住宅の被害程度の調査を行う際は、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真や応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な方法により実施する。

(2) 救助法による応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設基準

建築基準法第85条の建築の緩和の告示後に実施する。

ア. 規模並びに費用の限度額

規模:応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 基準額:1 戸あたり 6,285,000 円以内

費用:建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出 できる費用は、当該地域における実費

集会施設…同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 福祉仮設住宅:高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

イ. 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。 これにより難いときには、内閣総理大臣との協議により延長することが可能となる。

ウ. 入居基準

- (ア) 家が全壊、全焼又は流出した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

エ. 入居決定の順番

入居の順番については、要配慮者若しくは要配慮者を世帯員として有する世帯を優 先する。

才. 設置戸数

災害救助法適用市町村単位の全失戸数の3割以内とする。

ただし、やむを得ない場合は、知事の承認を得て災害救助法適用市町村相互間において対象戸数の調整を行う。

(3) 救助法による賃貸型応急住宅の供与の基準

ア. 規模、供与期間

建設型仮設住宅に準じる。

イ. 基本額

地域の実情に応じた額とする。

ウ. 借上げ・提供時期

災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供する。

(4) 救助法による住家の応急修理の基準

ア. 規模並びに費用の限度

- (ア) 居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限度と する。
- (イ) 費用の限度
- ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内
- ②半壊又は半焼に準じる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内

イ. 応急修理の期間

災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定 災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2 第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6ヵ月以内)

ウ. 対象者

- (ア) 住家が半壊(半焼) 若しくはこれらに準じる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
- (4) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(半焼)

した者

(5) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するが、業者において確保できないときは、東牟婁 振興局に斡旋及び調達の要請を行う。

(6) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、本部長(総務部)が知事から委託を受けて管理する。

ア. 家賃及び維持管理

- (ア) 家賃は無料とする。
- (イ) 維持修理は、入居者において負担する。
- (ウ) 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ. 応急仮設住宅台帳の作成

本部長(総務部)は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写しを提出する。

ウ. 供与期間

2年以内とする。

延長する必要が生じた場合は、内閣総理大臣と協議の上、同意を得て延長する。

(7) 公営住宅法による災害公営住宅

- ア. 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が以下の各号の1つ以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助(割当)を受けて建設し、入居させる。
 - (7) 地震・暴風雨・洪水・高潮その他の異常な自然現象による災害の場合
 - ①被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - ②本町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき
 - ③滅失戸数がその区域内住宅戸数の10%以上のとき
 - (イ) 火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき)
 - ①被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき
 - ②滅失戸数が本町の区域内の住宅戸数の 10%以上のとき

イ. 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として本部長(建設部)が建設し、総務部が管理する。 ただし、本町の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が本町に代わって建 設し管理する。

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね以下の基準による。

(ア) 入居者の条件

次の各号の条件に適合する世帯

- ①当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ②当該災害発生後3ヶ年間は、月収21万4千円以下の世帯であること。 (月収は世帯の所得合計から同居親族一人について38万円、その他公営住宅法施行令第1条第3号に定める額を控除した額の1/12)
- ③現に同居し、同居しようとする親族がある世帯であること。 (ただし、高齢者、障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、 公営住宅法施行令で定める者にあっては、本項は適用しない)
- (イ) 入居決定の順番 入居の順番は、要配慮者を世帯員として有する世帯を優先して決定する。
- (ウ) 建設戸数
- ①建設戸数は被災滅失住宅戸数の30%以内
- ②ただし、他市町村で余分があるときは30%を越えることができる。
- ③県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30% に達することがある。
 - ※上記について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激 甚法)」の適用を受けた場合は、30%が50%に引き上げられる。
- (工) 規格

住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上

(オ) 費用

標準建設費の2/3国庫補助(ただし、激甚災害の場合は3/4)

(カ) 家賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額

(キ) 建設年度

原則として被災年度、ただし、やむを得ない場合は翌年度とする。

(8) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害(火災にあっては、地震による火災に限る。)により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧する。

ア. 国庫補助適用の基準

1 戸あたりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、町営で190万円以上になった場合。

(ア) 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対応、合理的な土地利用等を考慮して定める。

(イ) 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

- (ウ) 住宅の復旧の場合
- ①滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合・・・造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合・・・起債対象

②既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合・・・起債対象

イ. 国庫補助率

補助率 1/2

※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(9) り災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害のり災者に対するり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急にり災住宅の復旧を図る。

ア. 災害復興住宅建設、補修資金の貸付

- (ア) 申込みができる者
- ①自然災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」 の発行を受けた者

「建設・購入〕

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行 を受けた者。

- ※「り災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない。 ([補修]のみ対象)
- ※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要となる。

「補修〕

住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者

- *被災した住宅の所有者が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人又は 居住者も申し込みをすることができる。
- ②自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者
 - ※被災者向けに貸すための住宅を建設、購入、補修する場合も対象になる。 (ただし、連帯保証人が必要となるなど所定の要件がある。)
 - ※年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合(=総返済負担額)が次の 基準を満たす者

年 収	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

- ※全ての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含む。)、家賃、地代等の融資後も継続する支払をいう。
 - (注)総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。

- ③日本国籍の者、永住許可などを受けている外国人又は法人
- (4) 申込受付期間

「り災証明書」に記載された「り災日」から2年間。

(ウ) 融資を受けることができる住宅

■概要(令和3年12月1日現在)

	110 1 1271 1 1 2011
	・築年数に関する制限なし。
	・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造(省令準
建設	耐火構造を含む。)の住宅であること。
購入	・中古住宅(*)購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、住宅
	金融支援機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅で
	あること。
補修	・築年数に関する制限なし。

- (*) 申込日において竣工日(建築基準法における検査済証の交付年月日)から 2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅。
- ※ 融資を受ける住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要。
- ※ 床面積の制限はない。ただし、店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面 積が全体の 1/2 以上必要。
- ※ このほか、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることが必要。

建設		土地を取得する場合 : 3700 万円	
融資	建议	土地を取得しない場合:2700万円	
限度額	購入	3,700 万円	
	補修	1,200 万円	
	①申込[区分による最長返済期間:建設・購入 35 年、補修 20 年	
返済	② 「80 ₺	歳」-「申込本人又は収入合算者のいずれか年齢が高い方の申	
期間	込時の年齢」		
	※上記①又は②のいずれか短い期間で設定		

①共通

- a. 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。
- b. 建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること。
- c. 敷地の権利が転貸借でないこと。
- ※店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上必要。

②建設

- 1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。
- ※被災前の住宅部分の床面積が175 m²超の場合は、その床面積が上限。

③新築購入

a. 1戸当たりの住宅部分の床面積が 50 ㎡ (マンションの場合 40 ㎡)以上 175 ㎡ 以下の住宅。

※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。

- b. 申込日から2年前の日以降に竣工した住宅、又は竣工予定の住宅。
- ④リ・ユース (中古) 購入
 - a. 1戸当たりの住宅部分の床面積が 50 ㎡ (マンションの場合 40 ㎡)以上 175 ㎡ 以下の住宅。

被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。

b. マンション以外の場合は敷地面積が100 m²以上であることが必要。

⑤補修

a. 床面積の制限なし。

(エ) 融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。(10万円以上で10万円単位)

①基本融資額

a. 建設の場合の融資限度額

基本融資額	特例加算額	基本融資額	基本融資額
(建設資金)	(建設資金)	(土地取得融資)	(整地資金)
1,500 万円	460 万円	970 万円	400 万円

b. 購入の場合の融資限度額

(a)新築住宅

基本融資額	特例加算額
(購入資金)	(購入資金)
2,470 万円	460 万円

(b) リ・ユース(中古)住宅

	基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,170 万円	460 万円
リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,470 万円	

(C)補修の場合の融資限度額

基本融資額		
補修資金	整地資金	引方移転資金
660 万円	400 万円	400 万円

②貸付利率

住宅金融支援機構に問い合わせる。

③返済期間

最長返済期間は、次のa又はbのいずれか短い年数になる。

a. 住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】(10年以上1年単位で設定)

耐火・準耐火・木造(耐久性)	35 年
木造(一般)	25 年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【リ・ユース (中古) 購入資金】(10年以上1年単位で設定)

リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅	35 年
リ・ユースマンション、リ・ユース住宅	25 年

※融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【補修資金】20年(1年単位で設定)

※返済期間内で融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる。

(返済期間は延長されない。)

b. 年齢による最長返済期間

「80歳」-「申込本人の申込時の年齢(1歳未満切り上げ)」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

④返済方法

元金均等返済(+ボーナス併用払い)

元利均等返済(+ボーナス併用払い)

⑤担保

【建設・購入の場合】

建物及び敷地に機構の第1順位の抵当権を設定。

【補修の場合】

建物に機構の抵当権を設定。

(審査の結果、敷地にも抵当権を設定する場合あり。)

- ※被害を受けた住宅に機構の既融資がある場合は、今回の融資に係る抵当権を既 融資分と同順位1位で設定。
- ⑥火災保険

建物には、火災保険を付け、その保険金請求権に機構のための第1順位の質権を 設定。

- (オ) 申込み・問い合わせ
- ①申込先

住宅金融支援機構(郵送)

※融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行う。

※災害の状況によっては、金融機関の窓口で申込みできる場合あり。

- ②必要書類
 - ・り災証明書の写し
 - ・災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取扱いに 関する同意書、災害復興住宅融資商品概要説明書
 - ・運転免許証、パスポート、健康保険証又は住民基本台帳カードのうちいずれか

の写し

- ・申込本人の収入及び納税に関する証明書
- ③書類の入手方法
 - ・住宅金融支援機構お客様コールセンターに請求。 ※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(10) 住宅情報の提供

応急仮設住宅の入居手続きは、提供可能な公営住宅情報等を被災者に周知するため、 本部は相談窓口を設置するとともに、広報活動を行う。

(11) その他

作成しなければならない書類は、以下のとおり。

ア. 応急仮設住宅

- (7) 救助実施記録日計票 [様式 4]
- (4) 応急仮設住宅台帳 [様式 4]
- (ウ) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (工) 応急仮設住宅使用貸借契約書
- (オ) 応急仮設住宅建設のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様 書等
- (カ) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ. 応急修理

- (7) 救助実施記録日計票 [様式 4]
- (4) 住宅応急修理記録簿 [様式 4]
- (ウ) 工事契約書、仕様書等
- (工) 応急修理支払証拠書類

【様式4 災害救助法関係様式】

第8節 被災建築物·宅地応急危険度判定計画

担当 建

建設課 (建設部)

1. 計画方針

地震・津波により多くの建築物・宅地が被災した場合、本震後の地震活動等による建築物の倒壊や宅地の崩壊等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、本町が実施し県が支援する応急危険度判定を次の計画により行う。

なお、判定士の認定及び登録については、「和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認 定要綱」及び「和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱」による。

2. 計画内容

(1) 地方公共団体における応急危険度判定の実施

- ア. 町長は、その区域において、地震により多くの建築物・宅地が被災し災害対策本部 を設けた場合、応急危険度判定実施の要否を判断し、応急危険度判定実施本部の設置、 その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- イ. 知事は、本町が危険度判定の実施を決定した場合、必要な支援を行う。
- ウ. 実施に当たっては、「和歌山県被災宅地応急危険度判定実施要綱」を踏まえて行う。

(2) 本町実施本部の業務

実施本部の業務は、次のとおりである。

- ア. 建築物・宅地に関する被害情報の収集
- イ. 判定実施要否の決定
- ウ. 実施本部、判定拠点の設置
- エ. 判定士の参集要請、派遣要請
- オ. 判定士等の受入
- カ. 判定の実施
- キ. 判定結果の集計、報告
- ク. 実施本部、判定拠点の解散等

(3) 県支援本部の業務

県支援本部の業務は、以下のとおりである。

- ア. 地震発生時の情報収集
- イ. 支援本部の設置
- ウ. 支援実施計画の作成
- エ. 他府県等への支援要請

- オ. 支援の実施
- カ. 支援本部の解散

第9節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

担当

福祉課 (救助部)、こども未来課 (救助部)

1. 計画方針

地震・津波により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並び に低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生 活の安定化を促進する。

2. 計画内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに災害援護資金の貸付

ア. 実施者

本部長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、 一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害 見舞金の支給及び援護資金の貸付を行う。

イ. 実施基準等

災害
 災害
 長護
 資金
 等
 京
 京
 会
 京
 会
 京
 会
 日
 村
 市
 」
 に
 記載するとおり。

(2) 生活福祉資金の貸付

ア. 実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、社会福祉協議会(実施主体「県社会福祉協議会」、受付窓口「本町福祉課」)が被災した低所得世帯に対し、災害を受けたことにより臨時に必要となった資金を貸し付ける。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

イ. 生活福祉資金貸付条件

生活福祉資金貸付条件は、「資料 42 生活福祉資金貸付条件一覧」に記載するとおり。

【資料 41 災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画】

【資料 42 生活福祉資金貸付条件一覧】

第10節 義援金、救援物資の受付・配分計画

担当

福祉課(救助部)、こども未来課(救助部)、税務課(救助部)、 住民課(救助部)

1. 計画方針

県及び社会福祉協議会、近隣被災自治体、日本赤十字社和歌山県支部、中央共同募金会、 各報道機関、各金融機関との連携と協力のもと統一的な基準により義援金・救援物資の受 付・配分を行う。

ただし、具体的な運用については、本部長の判断により決定する。

2. 計画内容

(1) 実施者

災害により被害を受けた者に対する義援金品の配分は、本部長の命を受け、総務部及 び救助部が担当する。

(2) 災害義援金品の引継ぎを受ける機関

災害義援金品の引継ぎは、以下の機関とする。

機関区分	義 援 金	義 援 品
県段階	県知事、日本赤十字社和歌山県支部長	県知事
IJ	東牟婁振興局長	東牟婁振興局長
町段階	本部長	本部長

※日本赤十字社和歌山県支部は原則として義援品の受付は行わない。

ただし、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等 を配分し、必要あるときは全国の日本赤十字社支部等から供給する。

(3) 義援金・救援物資の募集

義援金の募集は、本町、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて義援金・救援物資の募集を呼びかける。

(4) 義援金品の受付及び管理

総務部に義援金品の受付窓口を開設し、現金は、銀行預金等確実な方法で保管するとともに、現金出納帳簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

義援金品の受取等にあたっては、義援金品受払簿を備え付け引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(5) 義援金の配分

総務部、救助部が担当し、義援金配分委員会により、公平かつ適切な義援金の配分基準を設定する。

(6) 義援金の交付

り災者からの申請と被害調査結果をもとに発行されるり災証明書により義援金を交付する。

義援金の交付は、被災状況を勘案して早急に実施し、極力金融機関等への口座振込の 方式で交付する。

なお、現金の領収保管は総務部が担当する。

(7) 救援物資の配付

救援物資の配付は、「第5編第2部第1章第5節 物資供給計画」に準じて行う。

(8) 費用

義援品の配分等に要する労働等は、できる限り無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。

(9) 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

第2章 応急復旧期の災害現場に関する計画

項目	初動	応急	復旧	担当
第1節 障害物除去計画	•	•		建設課(建設部)、住民課(救助部)
第2節 行方不明者捜索・遺体処 置埋葬計画	•	•		福祉課(救助部)、こども未来課 (救助部)、住民課(救助部)、消 防本部、くしもと町立病院、新宮 警察署、串本海上保安署
第3節 福祉活動計画	•	•		福祉課(救助部)、こども未来課 (救助部)
第4節 文化財等災害応急計画	•			教育課(教育部)
第5節 災害警備計画				新宮警察署、総務課(総務部)

第1節 障害物除去計画

担当

建設課 (建設部)、住民課 (救助部)

1. 計画方針

被災者が当面の日常生活を営むことができるように、住家等に運びこまれた土砂、竹木等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する活動に関し、次のとおり定める。

なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会やNPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に搬出を行うものとする。

2. 計画内容

(1) 住宅関係障害物の除去

ア. 実施者

被災地における障害物の除去の計画策定及び実施は、本部長の命を受け、建設部・ 救助部が担当する。

イ. 救助法による障害物の除去の基準

- (ア) 対象者
- ①居室、炊事場等生活に欠くことができない場所又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者
- ②住家の被害程度は、半焼、半壊又は床上浸水した者

- ③自己の資力では障害物の除去ができない者
- (イ) 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、10 日以内にできないときは、内閣総理大臣の承認を得て最小限度の期間を延長することができるよう、東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

(ウ) 費用の限度

救助法の適用基準額による。(1世帯あたり138,300円以内)

ウ. 除去の方法

- (ア) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限る。
- (イ) 障害物の除去にあたっては、本町保有の資機材等応急対策機具を用いて実施し、 必要に応じて土木建築業者等に応援を要請して、速やかに障害物の除去を行う。
- (ウ) 他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を 得る。

エ. その他

整備しなければならない書類等は、以下のとおりである。

- (7) 救助実施記録日計票「様式4]
- (イ) 障害物除去の状況「様式4]
- (ウ) 障害物除去費関係支払証拠書類

(2) 道路障害物の除去

ア. 実施責任者

道路の通行に支障をきたす障害物があるときは、国道については直轄区間は国土交通省が、その他の国道及び県道については和歌山県が、町道については本町がそれぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施する。

イ. 除去の方法

- (ア) 障害物の除去については、障害物の発生量を迅速に把握し、通行上支障のあるもの等を優先的に除去する。
- (4) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (ウ)除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を 考慮し、事後に支障の起こらないように実施する。

(3) 河川等の障害物の除去

障害物により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、河川の管理者である 和歌山県、本町が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。

(4) 除去した障害物の処理

除去した障害物については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、おおむね次の場所に集積又は保管する。

- ア. 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に 適当な場所
- イ. 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

【様式4 災害救助法関係様式】

第 2 節 行方不明者捜索·遺体処置埋葬計画

担当

福祉課 (救助部)、こども未来課 (救助部)、住民課 (救助部)、消防本部、 くしもと町立病院、新宮警察署、串本海上保安署

1. 計画方針

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索並びに災害の際に死亡した者の遺体の処置及び災害の混乱期に死亡し、埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬については、本計画による。

2. 計画内容

(1) 行方不明者の捜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推 定される者の捜索は、本部長が関係機関等と協力し実施する。

なお、災害発生後3日間を経過したものは、明らかに生存しているものを除き、死亡 した者と推定し、遺体の捜索として取り扱う。

ア. 捜索の方法

行方不明者の捜索は、救助部が、消防本部、新宮警察署及び串本海上保安署と連携を取り、状況によっては自衛隊や自主防災組織・区等の地域住民の協力を得て実施する。

イ. 行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者捜索中に行方不明者を発見した場合は、直ちに新宮警察署及び本部長に 連絡する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが 判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住 民登録の対象外の者は、直接又は必要に応じ、外務省を通じて在京大使館等)に連絡 する。

ウ.費 用

以下の費用の当該地域における通常の実費とする。

- (ア) 借上費(舟艇その他捜索のための機械器具借上費)
- (イ) 購入費(同上購入費)
- (ウ) 修繕費(同上修繕費)
- (エ) 燃料費(同上使用のための燃料費、照明の灯油代)

工. 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

オ. その他

捜索を実施した本部長は、以下の書類を整備し保存しておかなければならない。

- (7) 救助実施記録日計票「様式4]
- (4) 搜索用機械器具燃料受払簿 [様式 15]
- (ウ) 遺体捜索状況記録簿 [様式 16]
- (工) 遺体搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処置

災害により死亡した者について、社会混乱のため遺体の洗浄や縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を行うことができない場合において、本部長が遺族等に代わって行う。

ア. 遺体の収容

捜索の結果遺体を発見したときは、新宮警察署に通報するものとし、新宮警察署及び串本海上保安署から遺体の引渡し連絡を受けたときは、直ちに遺体安置所に収容する。

イ. 遺体安置所の設置

災害の情況に応じて被災現場近くの寺院、公民館、学校等の施設管理者と協議して、 遺体安置所を開設する。

なお、大規模災害が発生し、建物内に安置できない場合には、学校等が保管しているテントを設置して対応する。

ウ. 遺体の検視・検案

遺体安置所において、警察官による検視及び医師による検案を実施し、死体検案書 を作成する。

エ. 遺体の洗浄、縫合、消毒等

遺体識別及び遺体に対する最小限の措置等のため、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、 消毒等の処置を行う。

オ. 遺体の一時保存

遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に放置したままにできないことから、遺体の一時保存を行う。

保存にあたっては、寝棺やドライアイスを本町内の葬祭業者等の協力のもと調達し、 遺体の腐乱を避ける。特に夏期等気温の高い季節は、遺体腐乱防止に十分注意を払う。

カ. 遺体の身元確認

- (ア)遺体の身元確認のため、新宮警察署や地域住民の協力を得て、人相、着衣、所持品、特徴等から身元の確認に努めるとともに、行方不明者の捜索の相談にあたり身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。
- (4) 身元が判明しない者については、一定期間経過後、行旅死亡人として取り扱う。

キ. 遺体の引渡し

身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺体を遺族等へ引き渡す。

ク. 遺体処置の費用

- (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置は一体当たり 3,500 円以内とする。
- (イ)遺体の一時保存のための費用として、既存建物を利用した場合は、借上費の実費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり5,400円以内とする。
- (ウ) 救護班により検案ができない場合は、地域慣行料金の額以内とする。

ケ. 処置期間

災害発生の日から10日以内とする。

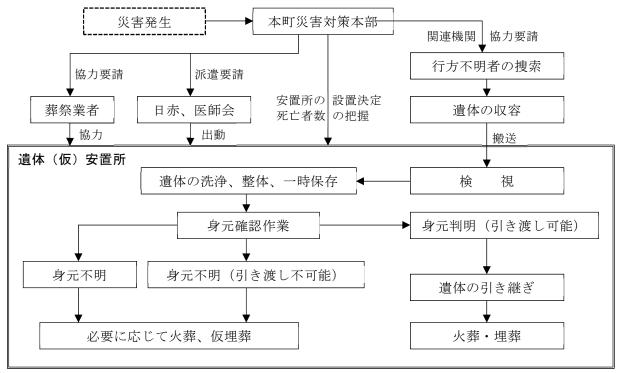
ただし、10 日以内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

コ. その他

遺体処置に関し整備し、保存しなければならない書類は以下のとおりである。

- (7) 救助実施記録日計票 [様式 4]
- (イ) 遺体処理台帳 [様式 4]
- (ウ) 遺体処理関係支出証拠書類

■行方不明者の捜索、遺体の収容等の流れ



(3) 埋 葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって、遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、救助部環境衛生班が実施する。

なお、火葬場、棺等関連する情報を広域かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施し、必要に応じ、県対策本部の支部保健班(新宮保健所串本支所)を経由して県対策本部食品・生活衛生班(食品・生活衛生課)に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、近隣市町村の協力を得て広域的な火葬と速やかな埋葬の実施に努める。

ア. 埋葬方法

埋葬は、原則遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。

- (ア) 遺体を火葬する場合は、葬祭業者等と協力し、遺体を火葬場に搬送し実施する。
- (4) 火葬は、死亡届(死体検案書)等の提出により住民課が発行する埋火葬許可証に 基づき実施する。
- (ウ) 火葬は、串本火葬場で実施することとするが、災害のため使用できないとき又は 処理能力を超える場合には、「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、県に対し広域 火葬の応援を要請する。
- (エ) 火葬の終わった遺骨及び遺留品を遺体が収容された同じ遺体収容所に一時保管 する。

イ. 埋葬内容

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供。

ウ. 埋葬の費用(救助法による基準)

一体当たり、大人(12 歳以上) 213,800 円以内、小人(12 歳未満) 170,900 円以内とする。

工. 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

オ. その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した本部長は、以下の書類を保存し、整備しなければならない。

- (7) 救助実施記録日計票 [様式 4]
- (1) 埋葬台帳 [様式 4]
- (ウ) 埋葬費支出関係証拠書類

【資料44 和歌山県広域火葬実施要綱】

【資料 45 県下火葬場整備状況一覧表】

【様式4 災害救助法関係様式】

【様式15 捜索用機械器具燃料受払簿】

【様式16 遺体捜索状況記録簿】

第3節 福祉活動計画

担当

福祉課 (救助部)、こども未来課 (救助部)

1. 計画方針

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を重点に被災状況やニーズの把握に努めるとと もに、継続した福祉サービスの提供を行う。

2. 計画内容

(1) 要配慮者の把握

ア. 要配慮者の発見

本町は、災害発生後直ちに、自主防災組織や区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら、居宅に取り残された高齢者、障がい者等の要配慮者及び被災による孤児等の要保護児童の迅速な発見保護に努める。

イ. 避難所等への移送

本町は、要配慮者を発見、保護した場合は、速やかに負傷の有無等を確認し、状況 を判断した上で、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

ウ. 被災状況とニーズの把握

被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において福祉ニーズを把握する。

- (ア) 本町は、要配慮者の所在の把握と被災状況、健康状態及び福祉ニーズの把握に努める。
- (イ) 本町は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の迅速な 把握に努める。
- (ウ) 本町は、情報を集約し、被災の状況に応じて、県、近隣府県、関係団体等からの 人的・物的支援を得ながら、福祉関係職員の派遣や要配慮者の施設等への入所が行 える体制を確立する。

(2) 被災者への支援活動

ア. 福祉用具、育児用品等の確保

高齢者や障がい者の日常不可欠な福祉用具(車椅子、補装具等)や育児用品(幼児用の粉ミルク・液体ミルク、おむつ等)等の搬送、供給体制を確保するとともに、被災地域への介護職員等の組織的・継続的な派遣に努める。

イ. 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や 日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に 努める。

ウ. 心のケア対策

被災した児童やその家族等の心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等に対応するため、 心のケア対策に努める。

エ. 要配慮者の施設への緊急入所等

社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居 宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、社 会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努める。

(3) 福祉相談窓口の開設

救助部は、高齢者、障がい者等の要配慮者に対して、周辺住民を中心としたきめ細かな支援体制の確立を図るとともに、早期に相談窓口を開設する。

第4節 文化財等災害応急計画

担当 教育課(教育部)

1. 計画方針

指定文化財の所有者又は管理責任者は、速やかに被災状況を調査し、その結果を串本町 教育委員会を経由して和歌山県教育委員会に報告する。

なお、指定外の文化財に被害が発生した場合は、本町(教育部社会教育班)はそれらについても重要なものから被害状況の把握に努め、所有者に被害の拡大防止・応急処置・修復の助言等に努める。

2. 被害状況の把握

文化財が被災した場合、その所有者及び管理責任者は、直ちに串本町災害対策本部等に 連絡するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して被害状況を速やかに調 査し、串本町教育委員会に報告する。

串本町教育委員会は、その結果をとりまとめ、和歌山県教育委員会に報告する。

3. 被害の拡大防止

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。 また、串本町教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、和歌山県教育委員 会と協議の上、所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第5節 災害警備計画

担当

新宮警察署、総務課(総務部)

1. 計画方針

本町をはじめ防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、 社会秩序の維持を図るとともに、災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備 資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の確保、犯罪の予防 及び検挙等の総合活動により災害時の治安維持にあたる。

2. 計画内容

(1) 住民への呼びかけ

本町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

また、災害広報活動を通して、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

(2) 警察本部の任務と活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、住民の生命、身体、財産を保護し、その他被災地における治安の維持にあたるため、関係機関と緊密な協力、連携のもとに、おおむね次の活動を行う。

- ア. 気象及び災害関係情報の収集と伝達
- イ. 被害状況等の調査
- ウ. 避難の指示、警告及び誘導
- エ. 被災者の救助
- オ. 遺体の検視及び身元の確認
- カ. 交通の秩序及び緊急交通路の確保
- キ. 犯罪の予防及び取締り
- ク. 他機関の行う活動に対する協力援助

(3) 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害種別、規模及び態様に応じて 警備体制を確立するとともに、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行うなど、迅 速かつ的確な警備措置を講じる。

ア. 警備体制の発令

警備体制の発令は、県警察本部長が行う。

警察署長は発令がない場合でも管内の災害の情勢に応じて、必要な警備体制をとる。

イ. 警備体制の種別等

警備体制の種別及び警備体制確立の時期並びに各体制下の推進事項は、和歌山県警察本部災害警備計画及び新宮警察署災害警備計画(以下「災害警備計画」という。)の定めるところによる。

ウ. 災害警備本部の組織及び警備部隊の編成と運用

災害警備本部は、各体制の段階に応じて開設することとし、警備本部の組織とその分掌事務及び警備部隊の編成と運用については、災害警備計画の定めるところによる。

エ. 体制の切替及び解除

気象状況の好転、悪化、危険状態の解消、緊迫、被災地における応急措置の経緯など情勢の変化に応じて体制の緩和又は強化、若しくは解除を行う。

(4) 交通対策

ア. 交通秩序の確保

災害時において、次の要領により、早期に交通秩序の確保に努める。

- (ア) 継続的に交通機関の運行状況及び道路の被害状況の調査を行う。
- (4) 前号の調査に基づく交通関係情報を取りまとめ、関係先に通報する。
- (ウ) 要所に交通案内所、不通箇所、迂回路等を明示した立看板等の設備及び交通整理 員を配置する。

イ. 緊急交通路の確保

- (ア)被災地において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要がある と認めるときは、速やかに当該規制の対象、区間、期間(又は始期)、迂回路等を決 定し、所要の交通規制を行う。
- (4) 前号の規制を実施しようとするときは、所要の標識を設定するとともに、報道機関等による広報、立看板の掲示等によって交通の禁止又は制限の内容を、一般住民に周知する。

ウ. 広域交通管制による規制

被災地への一般車両の乗り入れを抑制するため、隣接する府県警察に対し、主要道路における広域交通管制による規制を要請する。

(5) 通信体制

災害時における通信体制については、災害警備計画の定めるところによる。

第3章 保健衛生計画

項目		応急	復旧	担当
第1節 防疫計画	•	•		福祉課(救助部)、住民課(救助部)、水道課(建設部)
第2節 動物保護管理計画	•	•		住民課(救助部)
第3節 清掃計画	•			住民課 (救助部)

第1節 防疫計画

担当

福祉課(救助部)、住民課(救助部)、水道課(建設部)

1. 計画方針

地震・津波発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、 感染症の発生と流行の未然防止に万全を期する。

また、必要に応じて、県に災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を要請するものとし、要請を行った際は、チームを迅速・的確に受け入れる体制を整備する。

2. 計画内容

(1) 実施者

救助部が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)」(以下「法」という。)に基づき、県支部串本救助保健班の指導、指示に基づいて行う。

ただし、被害が甚大で救助部のみで実施が不可能なときは、県支部又は県本部の応援を要請し行う。

(2) 組 織

救助部のもとに、各種作業実施の直接の組織として以下の班を設置する。

ア. 防疫班の編成

防疫実施のため防疫班を編成する。

防疫班は、おおむね衛生技術者1名(班長)・事務職員1名・作業員数名をもって編成する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア. 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図るとともに、防疫班を編成し、 防疫活動に従事させる。

イ. 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により、地区組織等を通じ、広報活動の強化 に努めるとともに、住民の社会不安の防止に努める。

ウ. 消毒の実施

法第27条第2項の規定による消毒は、次によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(ア) 消毒方法

法第27条第2項の規定による県知事の指示に基づき、法施行規則第14条に定めるところによって実施する。

エ. 鼠(そ)族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、鼠族・ 昆虫等の駆除を実施する。

オ. 生活の用に供される水の供給

法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される 水を供給する。

実施にあたっては「第5編第2部第1章第4節 給水計画」に定める方法によって 行う。

カ. 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当な者については、法第 19 条の規定により、早急に入 院の手続きをとる。

感染症指定医療機関がり災した場合又は交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の病院又は診療所であって知事が適当と認めるものに入院させることができる。

キ. 集団避難所

感染症により避難所を開設したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を 期する。

ク.報告

(ア) 被災状況の報告

本部は、被災地域の被害状況を把握した時は、速やかに「様式 17 被害状況報告書」により、当該保健所(新宮保健所串本支所)に電話及び文書をもって報告す

る。

報告は文書に先立ち、電話又は電報をもって行う。

(イ) 防疫活動状況の報告

「様式 18 防疫活動状況報告書」により、毎日の防疫活動の状況を取りまとめ、 当該保健所(新宮保健所串本支所)に電話及び文書をもって報告する。

(ウ) 災害防疫所要見込額の報告

救助部は、災害防疫作業費について、その所要見込額を算定し、当該保健所(新宮保健所串本支所)を経由して県に報告する。

なお、その概算については、必ず事前に電話などをもって速やかに報告を行う。

(工) 災害防疫完了報告

救助部は、災害防疫が完了したときは、防疫活動を終了した日から起算して、おおむね20日以内に「様式20 災害防疫業務完了報告書」により、当該保健所(新宮保健所串本支所)に提出する。

ケ. 記録の整備

防疫に関し、整備して保存しなければならない書類は以下のとおりとする。

- (ア)被害状況報告書[様式17]
- (4) 防疫活動状況報告書 [様式 18]
- (ウ) 消毒に関する書類
- (エ) 鼠族、昆虫等の駆除に関する書類
- (オ) 生活の用に供される水の供給に関する書類
- (カ) 患者台帳
- (キ) 防疫作業日誌

作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、 その他参考事項を記載する。

- (ク) 災害防疫経費所要額調「様式19〕及び関係書類
- (ケ) 災害防疫業務完了報告書[様式20]

コ. 災害防疫経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費と明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算する。

サ. 災害防疫における業務分掌

災害防疫の業務分掌の概要は以下のとおりである。

実施主体	町本部救助部	県支部保健班	県本部防疫班	備考
検病調査		主)検病調査班を編成し、実施する。		
健康診断		主) 検病調査の結 果必要と認め足る ときは本部と協議 の上、実施する。	健康診断を行うに 必要な器材、薬剤 の確保。	
患者の入院		主) 感染症患者又 は病原体保有者の 発生したときは速 やかに入院の手続 きをとる。		
		主)患者多数発生 又は交通途絶の医療 機関に入院困難な ときは他の手続き 関に入院の手続き をとる。	患者数、入院先な どの把握等を通じ てまん延対策を講 じる。	
生活の用に供される水の供給	主)東牟婁支部の 指示により実施す る。	市町村本部に指示する。	給水ろ過班の現地 派遣、自衛隊の出 動要請。	
消毒方法	主)東牟婁支部の指示により実施する。	市町村本部に指示する。		町の被害激甚でその機能が著しく阻害され、町本部が
鼠族、昆虫の駆除	主)東牟婁支部の指示により実施する。	市町村本部に実施範囲、期間を示達する。		実施すべき業務が 実施できないか、 実施しても不十分 であると県が認め たときは、県が代 執行する。
集団避難所	主)集団避難所を 開設したときはそ の衛生管理に特に 注意する。(自主防 災組織の編成)			
臨時予防 接種	町本部で実施する ことが可能と認め られ、支は、町 にたといて が で で で で で で で で で で が の で が の が の が の	主) 県本部の命令 により対象者・期 間を定めて、臨時 予防接種を実施す る。	感染症予防上必要 と認めるときは、 対象者期日を指定 し支部に臨時予防 接種を指示する。	

【様式17 被害状況報告書】

【様式18 防疫活動状況報告書】

【様式19 災害防疫経費所要額調】

【様式20 災害防疫業務完了報告書】

第2節 動物保護管理計画

担当

住民課 (救助部)

1. 計画方針

災害で被災、放置された愛玩動物(ペット)の動物保護管理活動を行うため、県が設置 し、県獣医師会、動物愛護団体が活動協力する「災害時動物救護本部」との連携、支援を 行う。

特定動物(人に危害を加えるおそれのある危険な動物)については、被災状況を把握し、 所有者等に逸走防止等を図るように指示し、安全確保を行う。

2. 計画内容

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、獣医師会や動物関係団体等と協力し、動物の保護に努める。

(2) 避難所における適正な飼育と情報提供

飼い主とともに避難した動物の飼育については、本町避難所運営マニュアルに基づき 適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、災害時動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。

(3) 収容対策

災害時動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。

- (ア) 負傷した動物の収容・治療・保護
- (イ) 飼養されている動物への餌の配布
- (ウ) 放浪動物の収容・保護
- (エ) 飼養困難な動物の一時保護
- (オ) 愛玩動物の所有者や里親(新たな所有者)探しのための情報の収集、提供
- (カ) 愛玩動物に関する相談の実施等

(4) 死亡した愛玩動物の処理

- (ア) 本町の焼却場で衛生的に焼却処理する。
- (4) 移動し難いものについては、その場で衛生的に処理する。

第3節 清掃計画

担当

住民課 (救助部)

1. 計画方針

災害発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等(以下「廃棄物」という。)により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は本計画によるほか、別途定める「串本町災害廃棄物処理計画」による。

なお、被災規模が大きく本町が独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治 法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、和歌山県に災害廃棄物の処理に関する事務の全 部又は一部の委託を要請する。

本町又は県は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等 に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

2. 計画内容

(1) 実施者

- ア. 廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は、救助部環境衛生班が実施する。 実施にあたっては、ごみ処理担当、し尿処理担当、がれき処理担当等を編成する。
- イ. 本部長は、被害が甚大で本町だけで処理が不可能な場合は、県に協力要請を行い、 県の指導により他の市町村の応援及び和歌山県災害廃棄物処理支援要員の協力を得 て実施する。

(2) 実施の方法

ア. ごみ処理

- (ア) 初期対応
 - ①避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。
 - ②ごみ処理施設の被害状況と復旧見込を把握する。

(イ) 処理活動

- ①被災地の生活に支障が出ないように、必要であれば「大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定」に基づき、一般社団法人和歌山県清掃連合会串本支部に支援要請を行い、ごみの収集処理を適切に行う。
- ②ごみの収集は平常時の収集ルートを基本とするが、状況に応じて別途集積所を 定め収集の能率化を図る。
- ③ごみの分別は、平常時と同様の分別を原則とする。
- ④防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

- ⑤ごみの排出量がごみ処理施設の処理能力を超えた場合やごみの分別が困難な場合は、必要に応じて仮置場を設置し、分別が困難なごみについては仮置場で 分別を実施する。また、仮置場における衛生状態を保つ。
- ⑥分別されたごみの種類に応じ、環境衛生上支障のないよう適切な処理を行う。

イ. し尿処理

- (ア) 初期対応
 - ①避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道復旧状況を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ仮設トイレの設置に努める。また、設置にあたっては、立地条件を考慮し、漏出により地下に浸透しない措置を講じる。
 - ②要配慮者に向けては、「災害対策用簡易トイレ」の備蓄分を避難所等に輸送し使用するとともに、不足する分については関連業者等より調達確保し輸送を依頼する。
 - ③し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、処理能力の維持に努める。

(イ) 処理活動

- ①収集は、し尿収集許可業者の積極的な協力を求め、必要であれば「大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定」に基づき、一般社団法人和 歌山県清掃連合会串本支部に支援要請を行い実施する。また、避難所等で緊急 汲み取りを必要とする地域から実施する。
- ②処理は、し尿処理場で行うことを原則とする。ただし、汲み取りし尿が大量の ため応急的に貯留槽を設置する場合には、環境衛生上支障のない場所に設置す るとともに、漏出により地下水又は河川等を汚染しないように注意する。

ウ. がれき処理

- (ア) 初期対応
 - ①がれきの発生量を把握する。
 - ②がれきの選別、保管、償却等のために長期間の仮置きが可能な仮置場を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。
 - ③災害の規模、被害の程度により、収集能力、緊急度等を勘案して収集計画を作成し実施する。

(イ) 処理活動

- ①がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、 運搬する。
- ②がれきの適正な分別処理を行うとともに、再利用できるものは可能な限りリサイクル処理に努める。
- ③石綿(アスベスト)等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるととも に、町民や作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。 なお、石綿の飛散に係る応急対策は、第3編 第3部 第6節有害物質漏洩等応 急対策計画を参照のこと。
- ④処理のために必要な資機材については、本町所有の資機材及び建設業者等の協

力を得て確保する。

(3) 県への協力要請

- ア. 本部長は、廃棄物処理について協力支援が必要と認めたときは、県に対し、県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の間で締結されている「大規模災害時における 災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく協力を要請する。
- イ.本部長は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、知事に要請し、当該要請を受けて知事は一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、支援の協力要請を行う。

(4) 事務処理

- ア. 本部長は、災害により清掃事業の応急対策を実施したときは、直ちに新宮保健所串本支所経由の上、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。
- イ.本部長は、廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設)に被害があった場合は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知(平成19年9月6日)「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い」により、その被害状況等を、新宮保健所串本支所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。
- ウ.報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適 正処理推進課令和3年2月改定)」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び 廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて、事前に電話 等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。

(5) その他

ア. 堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

【資料 17 消防相互応援協定等の締結状況】

【資料 47 県内の清掃施設等の状況】

【資料 48 廃棄物処理施設被害状況報告の様式】

第4章 文教対策計画

	項目	初動	応急	復旧	担当
第1節	小・中学校の計画	•			教育課(教育部)
第2節	学校給食関係の計画	•			教育課(教育部)
第3節	社会教育施設関係の計画	•			教育課(教育部)
第4節	認定こども園の応急対策				こども未来課(救助部)
計画					C C 6 不未除 (
第 5 節	学用品支給計画				教育課(教育部)

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・ 学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書の確保等、以下の応急 対策を講じる。

第1節 小・中学校の計画

担当 教育課(教育部)

1. 計画方針

小・中学校に関する災害の応急対策は、別に定めるほか、この計画による。

2. 計画内容

(1) 児童生徒の安全の確保

- ア. 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて 常に緊急措置、安全措置がとれるような体制を確立しておく。
- イ. 校長(不在の場合は教頭若しくはそれに準じる者)は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど、現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに、教育委員会を経由若しくは直接本部に報告する。
- ウ. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、安全確認ができるまで の間、児童生徒の安全確保を第一とし、校内に保護する。
- エ. 安全確認ができた場合や確実に保護者等への引渡しができる場合には、帰宅させる。 また、保護者に対しては、児童生徒の安全な引渡しを図る。
- オ. 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

【「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開 (文部科学省)、学校における防災教育・安全

指針 (県教育委員会)参照】

(2) 学校施設の確保

ア. 被害程度別応急教育予定場所

- (ア) 応急的修理で使用できる程度の場合 当該施設の応急措置を行い使用する。
- (イ) 学校の一部の校舎が使用できない程度の場合 特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお、不足する場合は二部授業等の方法に よる。
- (ウ) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合 公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。
- (エ) 特に地区が全体的被害を受けた場合 住民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公共施設を利用する。

イ. 施設利用の応援

近隣学校その他公共施設を利用して授業を行う場合には、以下の方法により当該施設管理者又は所有者の応援を得るものとする。

- (ア) 串本町内施設利用の場合 本部において、関係者協議の上、行う。
- (イ) 東牟婁支部内の他市町村施設利用の場合 教育部は、本部教育部に対して、施設利用の応援を要請する。
- (ウ) 他支部の所轄地域の施設利用の場合 教育部は、本部教育部に対して、施設利用の応援を要請する。

ウ. 教職員の対策

- (ア) 学校内操作 欠員が少数の場合には、学校内において操作する。
- (イ) 本町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は教育部に派遣を要請する。 教育部は、本町内の学校内において操作する。

- (ウ) 東牟婁支部内操作 本町内において解決できないときは、近隣市町村に教職員派遣を要請する。
- (エ) 県内操作

東牟婁支部内において解決できないときは、本部教育部に教職員派遣を要請する。

なお、応援要請にあたっては、教育部長が本部長と協議して決定する。

第2節 学校給食関係の計画

担当 教育課(教育部)

1. 計画方針

地震・津波による災害時における学校給食の応急対策は、この計画による。

2. 計画内容

(1) 給食の実施

教育部は、以下の事項に留意して応急給食を実施する。

- ア. 施設、原材料の被害のため、給食の実施ができないときは、速やかに応急措置をして実施する。
- イ. 学校を避難所として使用する場合、給食施設はり災者用炊き出し施設に利用される場合が少なくないが、学校給食とり災者炊き出しとの調整に留意して実施する。
- ウ. 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあるため、衛生管理等に特に留意する。

(2) 物資対策

教育部は、被害を受けた給食用原材料等の被害を取りまとめ、その物品の処分方法等については、県本部の指示・指導・助言を受ける。

第3節 社会教育施設関係の計画

担当 教育課(教育部)

1. 計画方針

地震・津波による災害時における社会教育施設関係の応急対策は、この計画による。

2. 計画内容

災害発生時においては、社会教育施設等は災害応急対策のため、特に避難所等に利用される場合も少なくないため、教育部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処理 等適宜の措置を速やかに実施する。

第4節 認定こども園の応急対策計画

担当 こども未来課(救助部)

1. 計画方針

認定こども園に関する災害の応急対策は、別に定めるほか、この計画による。

2. 計画内容

(1) 災害時の措置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、認定こども園では、次の措置を講じる。

- ア. 園長(不在の場合は、副所長、副園長若しくはそれに準じる者。以下「園長等」という。)は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- イ. 災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講じるととも に、本部長に報告する。
- ウ. 園児は、認定こども園等の管理下において、園児の安全確保を第一とする。 安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、園児を帰宅させるが、 保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、園児を施設内に保護する。
- エ. 勤務時間外に災害が発生した場合において、関係者は、所属の認定こども園等に速 やかに参集し、本町が行う災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、応急的な幼児教 育又は保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

(2) 応急対策の実施

園長は、平常時に策定した防災マニュアルや応急的な幼児教育又は保育計画等の諸計画に基づき、速やかに応急対策を実施する。

また、職員が不足する場合は、関係部局内でこれを調整し対策を講じ、臨時の編成を 行うなど必要な措置を行うとともに、園児等及び保護者に周知する。

第5節 学用品支給計画

担当

教育課 (教育部)

1. 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は損傷した 小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を 図る。

2. 計画内容

(1) 給与の種別

教科書等(教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書 以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材)、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊(焼)、流失、半壊(焼)及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者。

(3) 給与方法

- ア. 学用品は、原則として県において一括購入し、り災児童生徒に対する配分は、県又は本町(教育部)が実施するが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため県から町長へ職権が委任された場合には、調達から配分までの業務を行う。
- イ. 県又は本町(教育部)は、学用品の給与にあたっては、まず、その給与対象となる 児童生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿 等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。

(4) 救助法による学用品の給与基準

- ア.「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)に対して行う。
- イ.「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を もって支給する。
 - ①教科書等(教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材)

第5編 災害応急対策計画(地震·津波災害対策計画)

- ②文房具
- ③通学用品
- ウ.「学用品の給与」のため支出できる費用
 - ①教科書
 - ・ 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教 科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与す るための実費とする。

②文房具費及び通学用品費

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

エ.「学用品の給与」は、災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内とする。

ただし、当該期間内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができるように東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

(5) その他

整備しなければならない書類等は、以下のとおりである。

- ア. 救助実施記録日計票「様式4]
- イ. 学用品の給与状況「様式4]
- ウ. 学用品購入関係支払証拠書類
- 工. 備蓄物資払出証拠書類

【様式4 災害救助法関係様式】

第5章 水産関係災害応急対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当
水産関係災害応急対策計画	•			産業課 (経済部)

1. 計画の方針

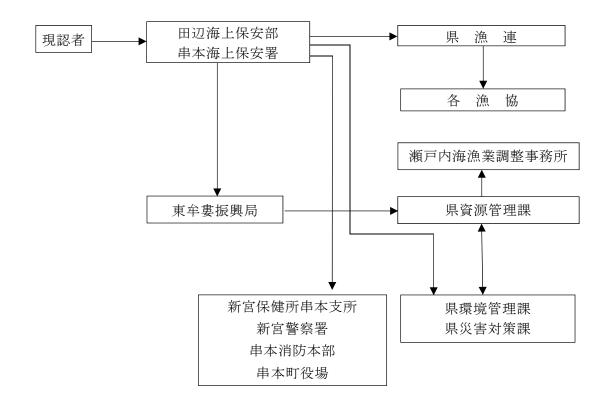
地震・津波災害による漁場、水産施設等の被害を最小限度にとどめるため、応急対策を 迅速かつ的確に実施する。

2. 計画の内容

(1) 油の流出への対応

油の流出による漁場、水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は以下のとおりとする。

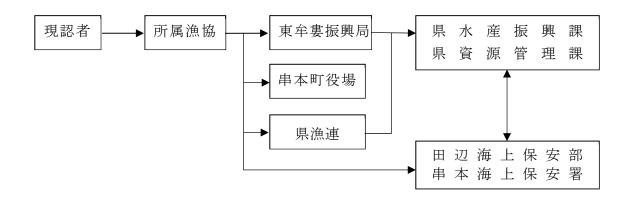
■油流出の場合の伝達方法



(2) 漁船及び水産関係施設等の損害流出事故への対応

地震・津波等による漁場及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は、以下のとおりとする。

■漁船及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法



第6章 自発的支援の受入計画

項目		初動	応急	復旧	担当
第1節 災害ボラン画	ティア受入計	•	•		企画課 (総務部)
第2節 労働者の確	保計画	•	•	•	産業課(経済部)、 被害程度に応じ全部班等

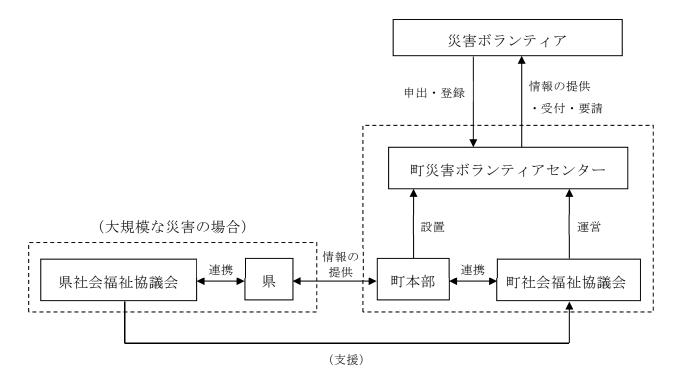
第1節 災害ボランティア受入計画

担当 企画課(総務部)

1. 計画方針

本町内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入れ、編成及び活動は、本計画による。



2. 計画内容

(1) ボランティアの受入れ

本町、県、日本赤十字社和歌山支部、社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

ア. 本町の活動

(ア) ボランティアセンターの設置

本町は、被災の程度により必要と認めたときは、社会福祉協議会その他関係機関と協議の上、ボランティアで組織する調整機関(以下「ボランティア調整機関」という)と連携が図られ、その活動に対し情報提供、調整支援が行え、ボランティア活動受入れ施設となるボランティアセンターを設置する。

ボランティアセンターの設置場所は、串本町福祉総合センターを基本とし、災害の規模、災害による施設の損傷や二次災害のおそれがある場合は、本町と社会福祉協議会及びその他関係機関と協議の上、決定する。

■ボランティアセンター設置施設

施設名	所在地	備考		
串本町福祉総合センター	サンゴ台 783-7	ボランティアセンター (ボランティア受入れ)		

イ. 社会福祉協議会の活動

(ア) 受入れ窓口の開設・運営

ボランティアセンターが設置された場合、社会福祉協議会は直ちに受入れ窓口を開設する。

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティ ア調整機関の自主性を尊重する。

受入れ窓口は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報の提供、活動支援を行う。

(イ) 活動拠点の提供

社会福祉協議会は、本町と協議の上、ボランティア活動に必要な場所及び情報を 提供する。

ウ. 県の活動

災害の状況、本町から収集した住民のニーズなどの情報を、日本赤十字社和歌山県 支部、社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

また、社会福祉協議会などのボランティア活動推進機関と連携し、ボランティアが 円滑に活動できるよう環境整備を図る。

エ. 日本赤十字社和歌山県支部の活動

(ア) 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、 受入れ窓口など情報の提供に努める。

(イ) 日本赤十字奉仕団への要請 必要に応じ、日本赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

(2) ボランティアの編成

- ア. ボランティアは災害応急対策の実施に奉仕する目的をもって、おおむね以下の団体 等で編成する。
 - ①ボランティア活動団体
 - ②日本赤十字奉仕団体
 - ③青年団
 - ④婦人会
 - ⑤自主防災組織、区
 - ⑥学生及び生徒
- イ. ボランティアは各団体別に編成し、名称を付け、団長、副団長、班長等を置き、平 常時の組織を考慮して災害協力活動の実態に即した編成をとる。

(3) 活動計画

ア. 受 付

奉仕活動に参加する団体の受付は、本部が設置した町災害ボランティアセンターで行い、社会福祉協議会が運営を担当する。

イ.活動

ボランティアは主として次の作業に従事するが、活動に参加する団体の組織並びに 実態に即した作業に従事させるよう努める。

- ①炊き出しその他災害救助の実施
- ②通信·通訳·手話·介護等
- ③清掃の実施
- ④災害対策用物資、資材の輸送及び配分
- ⑤応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑥軽易な事務の補助
- (7)その他上記作業に類した作業

(4) その他

ア. 帳簿等の整備

ボランティアの協力を受けた機関は、以下について記録簿を作成し整備する。

- ①奉仕活動に参加した団体の名称及び人員・氏名
- ②作業内容及び期間
- ③その他参考事項

イ. 協力要請

本部各部は、分担する災害応急対策実施のため、ボランティアによる作業の必要があると認めるときは、総務部に連絡し協力を要請する。

ウ. 県への協力要請

県に協力要請する場合は、活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報提供を行う。

第2節 労働者の確保計画

担当

産業課(経済部)、被害程度に応じ全課(全部班)

1. 計画方針

災害応急対策の実施が、本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは 特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は、本計画による。

2. 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用は、原則として経済部を通じて行うが、急を要する場合又は経済部で雇用できない場合は、それぞれの部において行う。

(2) 労働者雇用の方法

一般の労働者の雇上げについては、本町内の建設業者等に委託要請するものとし、なお不足のときは、公共職業安定所に雇用を依頼する。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが、救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、以下のとおりである。

ア. り災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全な場所に避難させるための誘導 要員を必要とするとき

イ. 医療及び助産のための移送要員

- (ア) 救護班だけでは処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院診療所に運ぶための要員を必要とするとき
- (イ) 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員
- (ウ) 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することと なった患者を輸送するための要員

ウ. り災者の救出要員

り災者の身体の安全を保護するため、り災者を救出するための要員

エ. 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化する ための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ. 救助用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊き出し用の食糧品・調味料・燃料、医療品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員

カ. 遺体捜索要員

遺体捜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する要員

キ. 遺体の処理(埋葬を除く)要員

遺体の洗浄消毒等の処理をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員

ク. 対策要員雇用の特例

以上の他埋葬、炊き出し、その他救助作業の要員を確保する必要がある場合は、本部長は東牟婁振興局に申請する。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助 法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。 ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、自動的に延長される。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労働者を雇用 した地域における通常の実費程度を支給する。

(6) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

- ア. 救助実施記録日計票 [様式 4]
- イ. 賃金職員等雇上げ台帳
- ウ. 賃支払関係証拠書類

【様式4 災害救助法関係様式】

第7章 在港船舶対策計画

項目	初動	応急	復旧	担当
在港船舶対策計画	•	•		串本海上保安署、産業課(経済部)

1. 計画方針

津波等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画による。

2. 計画内容

(1) 関係機関との協力

津波発生における災害を防止するため、県、田辺海上保安部、串本海上保安署、漁業協同組合等と、密接な協力により事故防止の徹底を図る。

(2) 避難の指導・指示

在港船舶に対し、津波等の情報を伝達するとともに、早期避難の指示及び安全な停泊 地への避難を指導する。

(3) 障害物の除去

港内における障害物に対する措置については、県管理については県に障害物除去を要請し、本町管理は漁業協同組合等と協議し、障害物除去について対処する。

また、田辺海上保安部又は串本海上保安署には、航行警報等の措置を要請する。

第8章 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

項目	初動	応急	復旧	担当
災害緊急事態の布告及び特定大規 模災害の指定	•			総務課(本部事務局)、各部班

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。(平成25年6月改正災害対策基本法)

内閣総理大臣により本町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第86条の2から第86条の5までの特例措置のあらまし

1. 避難所及び応急仮設住宅における特例 (第86条の2)

政令で定める区域及び期間において、消防法第 17 条の規定(建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意)は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。

2. 臨時の医療施設に関する特例(第86条の3)

政令で定める区域及び期間において、医療法第4章の規定(病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等)は、適用しない。

3. 埋葬及び火葬の特例 (第86条の4)

厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条(市町村長による許可)及び第14条(許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵)に規定する手続の特例を定めることができる。

4. 廃棄物処理の特例 (第86条の5)

環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第3部 東海地震に関連する調査情報等に伴う対応

第1章 東海地震に関連する調査情報等対応計画

項 目	初動	応急	復旧	担当
東海地震に関連する調査情報等対 芯計画				全課等(全部班)

1. 計画方針

東海地震の発生が予想される場合に、気象庁より東海地震に関連する情報が発表され、 東海地震に関連する情報の中の東海地震予知情報が発表された場合には、内閣総理大臣は 「警戒宣言」等の対応をとる。

本町は「大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)」第3条第1項の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域外であるが、東海地震が発生した場合、本町域では震度4以下の揺れが想定され、また、波高20cm以上の津波が地震発生後25分程度で来襲し、満潮時に津波が発生した場合の浸水深は2m以上になる地域も想定されている。また、東南海・南海地震が同時又は時間差で発生するなど連動する可能性があることも考慮する必要がある。これらの情報が発表されたときの本町の対応措置について計画を策定し、かつ、万一本町域で地震によって大被害が発生するような場合には、速やかに応急活動体制に移行できるよう措置する。

また、本計画は、東海地震に関連する情報が発表されても本町の機能を極力平常どおり確保することを基本とし、東海地震に関連する情報の発表から、地震の発生又は東海地震に関連する情報の解除までの間の活動について定め、地震が発生した場合は、他の地震と同様に、「第1部 初動期の活動」及び「第2部 応急期の活動」により震災対策を実施する。

■東海地震に係る地震防災対策強化地域指定の考え方

- ① 震度 6 弱以上の地域(地震の揺れによる著しい被害)
- ② 20 分以内に高い津波 (沿岸で 3m 以上又は地上で 2m 以上) が来襲する地域
- ③ 一体的な防災体制の確保等の観点についても配慮

■気象庁が発表する東海地震に関連する調査情報の区分

情報の種類	情報の内容
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報。 東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況 等、科学的根拠について発表する。 この情報で示されるカラーレベルは「赤」。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。 この情報で示されるカラーレベルは「黄」。
東海地震に関連する調査情報(臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。 その変化の原因についての調査の状況を発表する(従前の東海地震観測情報に対応)。 この情報で示されるカラーレベルは「青」。
東海地震に関連す る調査情報(定例)	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果 を発表する。 この情報で示されるカラーレベルは「青」。

2. 計画内容

(1) 東海地震に関連する情報発表時の配備体制

■東海地震に関連する情報発表時の警戒配備体制

体 制	配備基準	配備人員
	①東海地震に関連する調査情報(臨	総務課
東海地震情報収集体制	時)が発表されたとき。	防災防犯グループ員
		(必要人員)
東海地震警戒配備体制 第1号 (災害対策連絡室)	①東海地震注意情報が発表されたと	副町長、教育長
	き。	各課等の長
	②その他の状況により副町長が必要	総務課
	と認めたとき。	防災防犯グループ員
東海地震警戒配備体制	①東海地震予知情報 (警戒宣言) が発	町長、副町長、教育長
第2号	表されたとき。	各課等の長
(災害対策本部)	②その他の状況により町長が必要と	総務課職員
(火音对水平部)	認めたとき。	各課等の職員

- ※総務課長は、状況判断により必要に応じて各体制の人員を適宜増減することができる。
- ※各課等の長は、事態の推移により高次の体制に速やかに移行できるよう、職員等間の連絡体制を整備する。
- ※各体制の人員については、速やかに総務課長に報告する。

ア.「東海地震に関連する調査情報」発表時の体制

「東海地震に関連する調査情報」が発表されたときは、平常業務を継続しながら、 情報収集を行う体制をとる。

(ア) 配備人員

総務課防災防犯グループ員の必要人数により構成する。

(イ) 配備場所

本町役場庁舎総務課で体制をとる。

(ウ) 解除基準

「東海地震に関連する調査情報」の中で、安心情報である旨明記して発表されたとき。

イ.「東海地震注意情報」発表時の体制

「東海地震注意情報」が発表されたときは、平常業務を継続しながら、情報収集を 行うとともに、「東海地震予知情報」が発表された場合に速やかに高次の体制に移行し、 災害対策を行うための協議を行う。

(ア) 配備人員

副町長、教育長、各課等の長及び総務課防災防犯グループ員全員により構成する。 また、その他の職員も、「東海地震予知情報」が発表された場合に速やかに高次 の体制に移行できるように、万全を期する。

(4) 配備場所

本町役場庁舎総務課で情報収集を行い、2階会議室において協議を行う体制をとる。

(ウ) 解除基準

「東海地震注意情報」が解除されたとき。

ウ.「東海地震予知情報」発表時の体制

「東海地震予知情報」が発表されたときは、災害対策本部を設置し、東海地震による直接的な被害及び連動して発生することが懸念されている東南海・南海地震による被害を最小限に軽減するための事前の措置を講じる。

また、東海地震が発生した場合には、速やかに「第5章第1部第1章第1節 組織 計画」に基づく体制に移行する。

(ア) 配備人員

町長、副町長、教育長、各課等の長、総務課防災防犯グループ員、総務課職員及 びあらかじめ指定された職員により構成する。

(4) 配備場所

本町役場庁舎総務課で情報収集を行い、2階会議室において協議を行う体制をとる。

また、本町内各地区において、事前避難に対応するために避難所の開設を行うな

ど、被害軽減のための対策を実施する体制とする。

(ウ) 解除基準

「東海地震予知情報」が解除されたとき。

(2) 東海地震に関連する情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報が発表されたときは、社会的混乱の防止と被害を最小限にとどめるため、速やかに対処する。

ア. 東海地震に関連する情報の伝達

東海地震に関連する情報は、本町(和歌山県)では強化地域外であるため、報道解禁時に和歌山地方気象台が気象庁からの連絡を受けて県に通知した後、県から伝達される。

イ. 本町内における伝達事項

頻繁に提供される情報を的確に把握し、逐次この情報を迅速に伝達するとともに、 速やかに必要な体制に移行する。

このときの伝達事項は、以下のとおりである。

- (ア) 東海地震に関連する情報の内容
- (イ)「警戒宣言」が発令されることを考慮して職員の配備
- (ウ) その他連絡する事項

(3) 住民等への広報

「東海地震注意情報」の発表時及び「東海地震予知情報」の発表とそれに伴う「警戒 宣言」が発令された場合に、住民、事業所等に対して、家庭や職場で必要な防災措置を とれるように周知するとともに、本町が行う措置に協力するよう要請する。

ア.「東海地震注意情報」発表時の措置

- (ア) 的確な情報を収集すること。
 - a. テレビ、ラジオから情報を入手すること。
 - b. 本町役場、串本町消防本部、警察署からの情報を入手すること。
 - c. 居住している地域又は現在地の災害危険性及び避難の必要性を把握すること。
- (イ) 家族防災会議を開くこと。
 - a. 家族の役割分担を決めておき、いつでも行動できるようにしておく。
 - b. 連絡途絶に備えて、家族の行動予定及び万一の場合の集合場所を決めておく。
- (ウ) 避難の準備を行うこと。
 - a. 水、食糧、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品等の非常持ち出し品を用意する。
 - b. 避難所や避難路を確認し、安全な避難所を確保する。
- (エ) 初期消火措置を講じること。 消火機器(消火器、バケツ、消火用水等)を準備する。
- (オ) 危険を防止すること。
 - a. 家具類等を固定する。

- b. ガラス戸のついた食器棚やサイドボードの収容物はなるべく外に出す。
- c. 家具の上にものを置かない。
- d. ガムテープ等を窓ガラスに貼る。
- e. ブロック塀、門柱、看板等の転倒・落下防止措置を講じる。
- f. 危険物容器、プロパンガスボンベを固定する。
- (カ) 社会的混乱を防止すること。
 - a. 水を汲み置く。(ポリタンク、バケツを利用する。)
 - b. 事態に興奮して、物品を買いだめしない。
 - c. デマ、流言等に惑わされず、冷静に行動する。

イ.「東海地震予知情報」発表及び「警戒宣言」発令時の措置

- (ア) 出火防止措置を講じること。 火気使用を自粛するとともに、火の始末を完全に行う。
- (イ) 避難時に注意すること。
 - a. 災害の危険性のある地域以外の人はむやみに避難せず、自宅にとどまる。
 - b. 老朽ブロック塀及び間知石積塀等は、倒壊のおそれがあるので近づかない。
 - c. 身軽で安全な服装をする。
- (ウ) その他、地震防災に関すること。 自主防災組織や区、消防団及び婦人会等の組織は防災体制をとる。

(4) 高齢者等避難の提供

「東海地震予知情報」が発表され、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられたときは、東海地震による人的被害の軽減、また、東南海・南海地震が連動して発生することも懸念されるため、同時発生した場合には、本町内の広い地域で津波避難困難地域が抽出されていることも考慮し、その人的被害を軽減するため、高齢者等避難を提供する。

(5) 町民に対する町からの呼びかけの例文

「東海地震注意情報」や「東海地震予知情報」及びそれに伴う「警戒宣言」が発せられた場合には、町民及び事業所に対して以下のように広報を行う。

ア. 東海地震注意情報発令時情報伝達の放送文例

- ○こちらは串本町役場です。串本町役場からお知らせします。
- ○只今、東海地震注意情報が発表されました。
- ○この情報は、東海地震の地震観測データに異常が現れ、東海地震の前兆現象の可能 性が高まったと認められる場合に発表される情報です。
- ○今後、気象庁において判定会が開催され、東海地震発生につながるかどうかの検討等が行われますが、今のところ地震が発生するおそれがあるかどうかは、分かっておりません。
- ○詳しい情報が入り次第、お知らせいたしますので、皆様もテレビ、ラジオ等の情報 や防災行政無線からの広報などの情報に耳を傾けてください。

イ. 東海地震予知情報発表及び警戒宣言発令時情報伝達の放送文例

- ○こちらは串本町役場です。串本町役場からお知らせします。
- ○本日・・時・・分、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣より警戒宣言が発 令されました。
- ○警戒宣言の内容は、~(内 容)~。
- ○東海地震が発生した場合、東南海・南海地震も連動して発生する可能性があります。
- ○本町民、事業所の皆様は、地震に備えて危険な作業、また、不要不急の電話の利用 や自動車の使用は極力自粛してください。
- ○また、津波による被害が想定される地域の住民の皆様は、津波に備えて安全なとこ ろに避難してください。

ウ. 東海地震発生の場合の放送文例

「第5編第1部第1章第6節 災害広報計画」に準じる。